

富良野市地域防災計画

(改正案)

本 編

富良野市防災会議

富良野市地域防災計画の沿革

昭和 38 年 7 月	富良野町地域防災計画作成
昭和 40 年 4 月	一部修正
昭和 56 年 3 月	霜害対策計画、融雪災害対策計画、林野火災予消防計画、救急医療対策計画をそれぞれ追加し、他の計画を全面修正した。
昭和 57 年 4 月	一部修正
昭和 58 年 10 月	一部修正
昭和 59 年 10 月	一部修正
昭和 60 年 10 月	一部修正
昭和 61 年 10 月	一部修正
昭和 62 年 10 月	一部修正
平成 7 年 11 月	地震災害対策を追加し、他の計画を全面修正した。
平成 8 年 4 月	一部修正
平成 8 年 10 月	一部修正
平成 9 年 4 月	一部修正
平成 10 年 11 月	地震災害対策を全面修正し、別編とした。
平成 13 年 12 月	地震災害対策編の一部修正
平成 18 年 7 月	一般災害対策編の全文修正を行うとともに、「空知川洪水ハザードマップ」、「火山災害対策計画」、「事故災害対策計画」、「防災訓練計画」及び「防災思想普及・啓発計画」を追加した。
平成 22 年 3 月	一部修正及び一般災害対策編と地震災害対策編を統合した。
平成 23 年 7 月	一部修正
平成 25 年 10 月	全面改訂
平成 26 年 3 月	一部修正
平成 26 年 12 月	一部修正
平成 27 年 10 月	一部修正
令和元年 5 月	一部修正
令和 3 年 8 月	一部修正

目 次

第1章 総 則

第1節	計画策定の目的	1-1
第2節	計画の位置づけ	1-1
第3節	計画の構成	1-1
第4節	富良野市防災会議	1-2
第5節	計画の修正	1-4
第6節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	1-4
第7節	市民及び事業所の基本的責務	1-8
第8節	富良野市の概況	1-9

第2章 災害予防計画

第1節	水害予防計画	2-1
第2節	空知川等洪水ハザードマップ計画	2-3
第3節	内水ハザードマップ計画	2-5
第4節	風害予防計画	2-5
第5節	雪害及び寒冷予防計画	2-5
第6節	土砂災害予防計画	2-8
第7節	建築物災害予防計画	2-12
第8節	消防計画	2-12
第9節	食料その他の物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画	2-13
第10節	避難体制整備計画	2-14
第11節	要配慮者対策計画	2-18
第12節	自主防災組織の育成等に関する計画	2-22
第13節	災害ボランティア活動計画	2-24
第14節	防災知識の普及計画	2-24
第15節	相互応援体制整備計画	2-26
第16節	防災訓練計画	2-27
第17節	業務継続計画(BCP)	2-28

第3章 防災組織

第1節	趣旨	3-1
第2節	組織計画	3-1

第4章 災害応急対策計画

第1節	計画策定の趣旨	4-1
-----	---------	-----

第2節	災害関連情報の受領及び伝達計画	4-1
第3節	被害情報の収集及び報告計画	4-3
第4節	災害対策本部等の設置計画	4-4
第5節	動員計画	4-6
第6節	災害通信計画	4-8
第7節	災害広報計画	4-10
第8節	応急措置実施計画	4-12
第9節	避難対策計画	4-13
第10節	救助救出計画	4-20
第11節	災害警備計画	4-20
第12節	交通応急対策計画	4-21
第13節	輸送計画	4-25
第14節	食料供給計画	4-26
第15節	給水計画	4-28
第16節	上下水道施設対策計画	4-29
第17節	衣料、生活必需品物資供給計画	4-30
第18節	電力施設災害応急対策計画	4-31
第19節	医療救護計画	4-32
第20節	防疫計画	4-35
第21節	廃棄物処理等計画	4-38
第22節	飼養動物対策計画	4-39
第23節	文教対策計画	4-39
第24節	住宅対策計画	4-42
第25節	被災宅地安全対策計画	4-45
第26節	行方不明者の捜索及び遺体の処理埋葬計画	4-46
第27節	障害物除去計画	4-48
第28節	応急土木対策計画	4-49
第29節	農林業対策計画	4-51
第30節	労務供給計画	4-52
第31節	ヘリコプター要請・活用計画	4-53
第32節	自衛隊派遣要請および派遣活動計画	4-55
第33節	広域応援要請計画	4-58
第34節	職員応援派遣要請計画	4-60
第35節	災害ボランティアとの連携計画	4-61
第36節	要配慮者に対する応急活動計画	4-62
第37節	災害義援金受付（配分）計画	4-63
第38節	災害応急金融計画	4-63
第39節	災害救助法の適用と実施	4-64

第40節	罹災証明の発行計画	4-66
第41節	石油類燃料供給計画	4-67

第5章 震災対策計画

第1節	計画策定の趣旨	5-1
第2節	被害想定	5-1
第3節	被害情報の収集及び報告計画	5-4
第4節	災害対策本部と地震非常配備体制	5-9
第5節	動員計画	5-11
第6節	消防計画	5-13
第7節	防災関係機関の計画	5-15
第8節	地震につよいまちづくり	5-16
第9節	崖崩れ災害予防計画	5-18
第10節	火災予防計画	5-18
第11節	防災知識の普及計画	5-18
第12節	防災訓練計画	5-19
第13節	防災通信整備計画	5-20
第14節	災害広報計画	5-22
第15節	応急措置実施計画	5-24
第16節	避難対策計画	5-24
第17節	救助救出計画	5-31
第18節	災害警備計画	5-32
第19節	交通応急対策計画	5-32
第20節	輸送計画	5-36
第21節	食料供給計画	5-37
第22節	給水計画	5-39
第23節	衣料、生活必需品物資供給計画	5-40
第24節	電力施設災害応急対策計画	5-41
第25節	医療救護計画	5-42
第26節	防疫計画	5-45
第27節	廃棄物処理等計画	5-48
第28節	飼養動物対策計画	5-49
第29節	文教対策計画	5-49
第30節	住宅対策計画	5-53
第31節	被災宅地安全対策計画	5-56
第32節	行方不明者の捜索及び遺体の処理埋葬計画	5-58
第33節	障害物除去・道路の確保計画	5-59
第34節	労務供給計画	5-61

第35節	ヘリコプター要請・活用計画	5-62
第36節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	5-64
第37節	広域応援要請計画	5-67
第38節	職員応援派遣要請計画	5-68
第39節	災害ボランティアとの連携計画	5-70
第40節	要配慮者に対する応急活動計画	5-70
第41節	災害義援金受付（配分）計画	5-71
第42節	災害応急金融計画	5-72
第43節	災害救助法の適用と実施	5-72
第44節	罹災証明の発行計画	5-75
第45節	土砂災害等二次災害の防止	5-75
第46節	石油類燃料供給計画	5-75

第6章 火山災害対策計画

第1節	計画策定の趣旨	6-1
第2節	十勝岳の概況	6-1
第3節	災害予防対策	6-1
第4節	災害応急対策計画	6-2
第5節	十勝岳火山防災協議会	6-9

第7章 事故災害対策計画

第1節	計画策定の趣旨	7-1
第2節	航空災害対策計画	7-1
第3節	鉄道災害対策計画	7-4
第4節	道路災害対策計画	7-7
第5節	危険物等災害対策計画	7-10
第6節	大規模な火事災害対策計画	7-16
第7節	林野火災対策計画	7-19
第8節	大規模停電対策計画	7-24

第8章 災害復旧計画

第1節	計画策定の趣旨	8-1
第2節	復旧事業計画	8-1

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

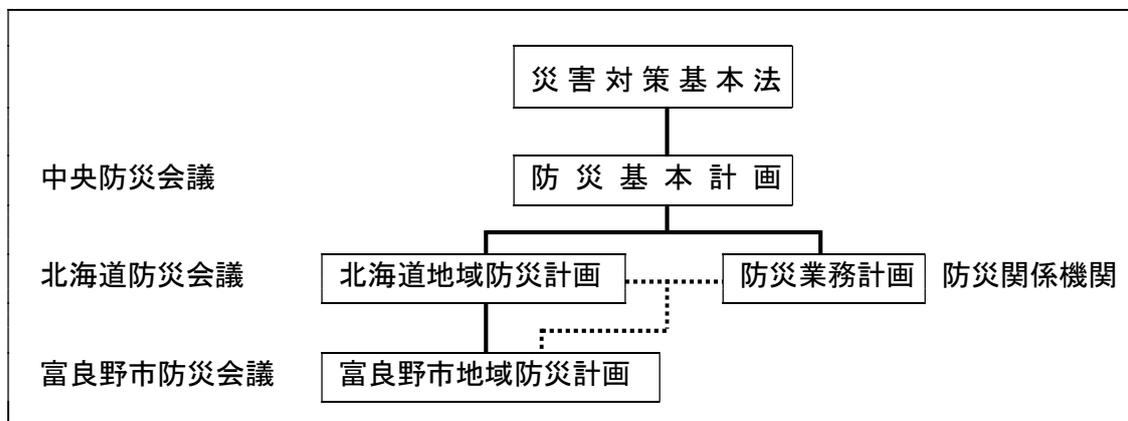
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき富良野市防災会議が作成する計画であり、自然災害や事故災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市をはじめ、市民及び防災関係機関が全力をあげて予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（資料編2 - 1：災害対策基本法）

第2節 計画の位置づけ

この計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心として、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に関し行う事務又は業務を有機的に結合した計画である。

本計画は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓とするとともに、男女共同参画等の生活者の多様な視点を取り入れるものとする。また、国の防災方針を定めた防災基本計画及び北海道地域防災計画との整合性及び関連性を有するものであるが、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。



第3節 計画の構成

この計画は、冒頭に防災の総合的な目的と責務を明らかにし、次に掲げる方策を各々に示し、災害復旧対策及び災害収束後の復興対策を定める順序により、次のとおり構成するものとする。

1. 本編

(1) 第1章 総則

計画の目的、防災関係機関、市民及び事業の役割と防災対策の基本的事項。

(2) 第2章 災害予防計画

災害が発生した際に、その被害を防ぎ又は減らすために、平常時から行うべき各種対策。

(3) 第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制の確立。

(4) 第4章 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生した際に、被害拡大の防止や、二次被害の発生を防ぐための応急対策計画。

(5) 第5章 震災対策計画

地震等が発生した際に、被害拡大の防止や、二次被害の発生を防ぐための応急対策計画。

(6) 第6章 火山災害対策計画

十勝岳の最大規模の噴火を想定し、迅速な情報収集及び伝達体制、的確な防災対応等を示した火山災害対策。

(7) 第7章 事故災害対策計画

大規模事故等が発生した際に、被害拡大の防止や、二次被害の発生を防ぐための応急対策計画。

(8) 第8章 災害復旧計画

災害応急対策等に引続き、被災した市民の生活再建や経済活動の復旧を支援する対策等を示した災害復旧計画。

2. 資料編（別冊）

地域防災計画等に関わる資料。

3. マニュアル編（別冊）

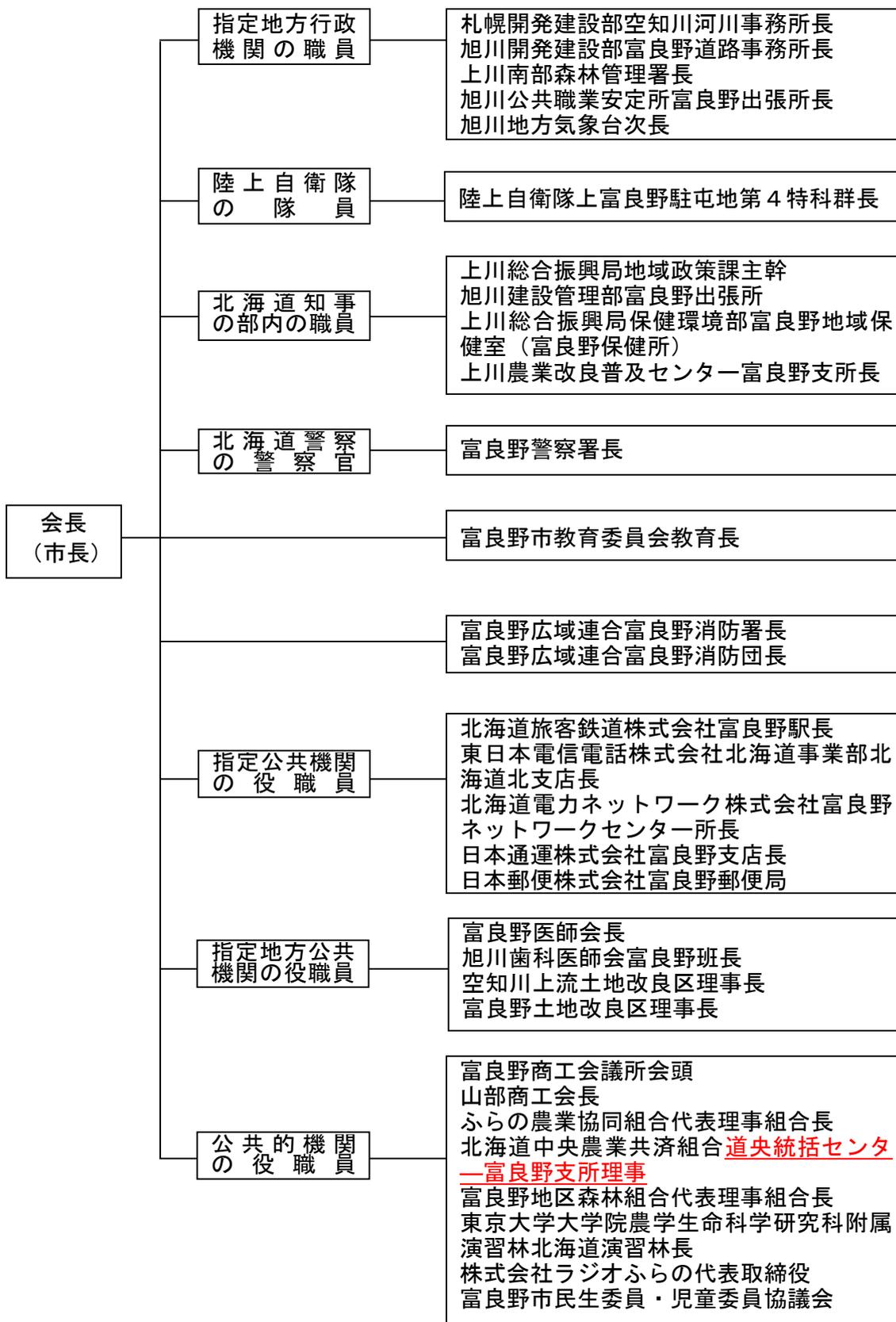
防災に関わる各種マニュアル。

第4節 富良野市防災会議

市長は災害対策基本法第16条の規定に基づき、富良野市防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。防災会議は、市長を会長とし、富良野市防災会議条例（昭和41年富良野市条例第50号）第3条第5項に規定する委員をもって組織する。防災会議の所掌事務は、防災の基本方針の決定及び地域防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、市域の防災に関する重要事項を審議する。防災会議の運営は、富良野市防災会議条例の定めるところによる。

（資料編1 - 1：富良野市防災会議条例）

■防災会議の構成



第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき随時検討を加え、概ね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、富良野市防災会議において修正する。

ただし、軽易な事項又は緊急に修正を要する事態が発生したときは会長が修正し、次の防災会議に報告するものとする。

1. 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
2. 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
3. 新たな計画を必要とするとき。
4. 防災基本計画の修正が行われたとき。
5. その他市防災会議会長が必要と認めたとき。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

なお、事務又は業務を実施するにあたり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

■指定地方行政機関

1 北海道開発局札幌開発建設部空知川河川事務所

- (1) 空知川の整備及び災害復旧に関すること。
- (2) 空知川の水位観測及びその通報に関すること。
- (3) 空知川の堤防及び樋門の管理に関すること。

2 北海道開発局旭川開発建設部富良野道路事務所

- (1) 国道の整備及び災害復旧に関すること。

3 北海道開発局旭川開発建設部富良野地域農業開発事業所

- (1) 国営かんがい施設の災害防止、維持補修及び災害復旧に関すること。

4 北海道森林管理局上川南部森林管理署

- (1) 国有林の復旧治山及び予防治山に関すること。
- (2) 林野火災予防対策の樹立及び未然防止に関すること。
- (3) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。

5 旭川地方気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

6 旭川公共職業安定所富良野出張所

- (1) 被災者に対する職業紹介に関すること。
- (2) 労務供給計画に対する協力に関すること。

■陸上自衛隊

1 陸上自衛隊上富良野駐屯地第4特科群第104特科大隊

- (1) 災害予防責任者の行う防災訓練に対し、必要に応じ部隊等の一部を協力させること。
- (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
- (3) 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること。

■北海道

1 上川総合振興局地域政策課

- (1) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。
- (2) 災害応急対策の実施に関すること。
- (3) 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。
- (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

2 旭川建設管理部富良野出張所

- (1) 道道、河川等の整備及び災害復旧に関すること。

3 上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室（富良野保健所）

- (1) 医療・救護・防疫対策に関すること。
- (2) 被災地における保健衛生に関すること。

4 上川農業改良普及センター富良野支所

- (1) 農作物の被害調査に関すること。

- (2) 農作物被害に対する応急措置、病虫害防除等の指導に関すること。

■北海道警察

1 富良野警察署

- (1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
- (2) 災害情報の収集に関すること。
- (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
- (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。
- (5) 危険物に対する保安対策に関すること。
- (6) 広報活動に関すること。
- (7) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

■富良野市及び消防機関

1 富良野市

- (1) 市防災会議の事務に関すること。
- (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防・応急対策の総合調整に関すること。
- (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。
- (4) 所管に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。

2 富良野市教育委員会

- (1) 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関すること。
- (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

3 富良野広域連合富良野消防署・富良野消防団

- (1) 消防、救急・救助及び水防活動に関すること。
- (2) 住民の避難誘導に関すること。

■指定公共機関

1 北海道旅客鉄道株式会社富良野駅

- (1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。
- (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送支援に関すること。

2 東日本電信電話株式会社北海道事業部(N T T東日本 - 北海道事業部 北海道北支店)

- (1) 気象官署からの警報伝達に関すること。

- (2) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

3 北海道電力ネットワーク株式会社富良野ネットワークセンター

- (1) 電力供給施設の防災対策に関すること。
- (2) 災害時における電力の円滑供給対策に関すること。
- (3) ダム放流等の連絡調整に関すること。

4 日本郵便株式会社富良野郵便局

- (1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。
- (2) 郵便の非常取扱いに関すること。
- (3) 為替貯金及び簡易保険の非常取り扱いに関すること。
- (4) 郵便局の窓口掲示板を利用した広報活動に関すること。

■指定地方公共機関

1 富良野医師会

- (1) 災害時における医療救護の協力に関すること。

2 旭川歯科医師会

- (1) 災害時における歯科医療救護の協力に関すること。

3 空知川上流土地改良区、富良野土地改良区

- (1) 土地改良施設の防災対策に関すること。
- (2) 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。

■公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 富良野商工会議所、山部商工会

- (1) 災害時における物価の安定及び生活必需物資、復旧資材の確保に関すること。

2 ふらの農業協同組合、富良野地区森林組合

- (1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
- (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。
- (3) 共済金支払手続に関すること。

3 北海道中央農業共済組合 道央統括センター—富良野支所

- (1) 農作物の被害調査及び報告に関すること。
- (2) 家畜の被害調査及び診療に関すること。

4 東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林

- (1) 演習林の復旧治山及び予防治山に関すること。
- (2) 林野火災予防対策の樹立及びその未然防止に関すること。

5 株式会社ラジオふらの

- (1) 気象予報、警報及び防災広報に関すること。

第7節 市民及び事業所の基本的責務

市民及び事業所等は、「自分の命は、自分が守る」という自助、「自分たちの地域は、地域で助け合い守る」という共助を防災の基本であると自覚し、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害・経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する運動を次のとおり展開する必要がある。

■市民の責務

市民は、市域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害発生時には、自主的な防災活動に努める。

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法（家庭の避難計画）の確認 ○ 飲料水、食料の備蓄（最低3日間、推奨1週間）、救急用品等の非常持出品の準備 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成 ○ 災害教訓の伝承 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ 飼養動物の保護管理

■自主防災組織

自主防災組織及び住民組織等は、「自分たちが住む地域は、自分たちが守る」との理念に基づき、地域の住民を組織し、平常時及び災害発生時の自主防災活動を行う。

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 ○ 防災計画の作成 ○ 地域の安全点検の実施 ○ 地域住民（要配慮者等）の把握 ○ 防災用資機材等の日常の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集伝達 ○ 出火防止及び初期消火 ○ 負傷者の救出、応急手当 ○ 避難誘導、安否確認 ○ 食料、救援物資等の配布協力 ○ 避難所の自主運営

■事業所の責務

事業所は、従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時行動マニュアルの作成 ○ 防災体制の整備 ○ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の被災状況の把握 ○ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供 ○ 施設利用者の避難誘導 ○ 従業員及び施設利用者の救助 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ ボランティア活動への参加、地域への貢献等

第8節 富良野市の概況

■位置及び面積

本市は北海道のほぼ中央に位置し、東経142度16分～142度40分、北緯43度9分～43度24分に位置し、市の北部は中富良野町及び上富良野町と、西部は夕張山脈に囲まれ芦別市と、東部及び南部は南富良野町とそれぞれ接している。市域は東西約32.8km、南北約27.3km、周囲約133.0kmで、面積は600.71km²である。

■地形・地質

地形は平坦部が北方に向かって展開し、高原地帯は東部に位置し、大雪山国立公園、十勝岳、富良野岳に連なり、南西部で山岳丘陵が多く、概ね標高340m～450mの波状高原地帯である。

地質的には、西部の夕張山脈と布部から幾寅にかけての町村界の山地は主として白亜系とこれより古い時代の地層から構成され、麓郷を中心とする広い台地は十勝熔結凝灰岩と

呼ばれる比較的新しい時代の岩層からできており、その東側の山塊は十勝岳火山群の溶岩類から構成されている。

また、富良野盆地の西縁の芦別山地の境界付近に位置する富良野断層帯西部と富良野盆地の東縁とその東側の丘陵の境界付近に位置する富良野断層帯東部の二つの断層帯からなる、富良野断層帯が存在する。

■気 候

本市は北海道の内陸部で、東は大雪山系、西は夕張山系に囲まれ、年平均気温は 6.7℃と比較的温順で、夏期の最高気温は 38.5℃（2021. 8. 7）、冬期の最低気温は -34.5℃（1977. 1. 29）と気温の較差が非常に大きく、典型的な内陸性気候を示している。降水量は年間 1032.1 mm であり、降雪量（新積雪総量）は、628 cm となっている。（年平均気温、降水量、降雪量は、1991 年から 2020 年までの 30 年間の平年値）

第2章 災害予防計画

災害対策の究極の目的は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の根幹をなすものである。市、その他の公共機関又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、災害予防に必要な事業及び施設の整備をするものとし、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図るものとする。

また、市と関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとり「顔の見える関係」を構築し、信頼関係を醸成するとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものとするよう努めることとする。

第1節 水害予防計画

市域には空知川、富良野川、ベベルイ川、ヌッカクシ富良野川、西達布川をはじめ、大小多数の河川を擁している。これらの河川については改修事業等が行われてきているが、近年は記録的な集中豪雨等が全国各地で発生し、甚大な被害を引き起こすことも少なくないため、計画的な予防措置として、河川改修等の治水事業や森林機能保全のための治山事業を実施するとともに、避難体制等の確立を図る。

また、水防活動にあたっては、国、北海道、消防、消防団等、関係機関と協力して実施するとともに、水防活動従事者の安全確保を図るものとする。

■現況

本市の主要河川は、石狩川水系空知川であり、特に水防上警戒を要する重要水防警戒区域が92箇所となっている。

(資料編5 - 13：重要水防箇所一覧)

■予防対策

1. 治水・治山事業の推進、小河川、下水路等の整備

各防災関係機関は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るため、河川改修等の治水事業や森林機能の保持のための治山事業を推進し、また市民の協力を得て小河川の河道の障害物の除去や、下水路・排水路の清掃を行い、流水機能の維持に努めるものとする。

2. 気象警報等の伝達

河川水位が上昇し、旭川地方气象台から流域雨量指数に基づき洪水警報が発表された場合、又は水位が上昇し、避難判断水位を超過又は超過するおそれがある場合は、

「注意報及び警報等の伝達」に基づき関係機関に通報するとともに、報道機関、安全・安心メール、LINE、地域 FM ラジオ、市ホームページ、LINE、フェイスブック、広報車等で市民に伝達する。

(災害応急対策計画第2節 P4-1：災害関連情報の受領及び伝達計画)

3. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達体制の整備及び避難体制の周知

高齢者等避難開始、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）が発令された場合を想定し、各種伝達ツールを活用した迅速な情報伝達体制を整備するとともに、水害時に市民等の避難行動が迅速・的確に実施できるよう、洪水ハザードマップ等を活用した避難場所等の周知及び避難行動について指導・啓発活動を実施する。

4. 自主防災組織等による伝達体制及び避難体制の整備推進

自主防災組織等と連携して防災情報に関する情報伝達及び避難体制について整備するとともに、特に要配慮者に対応できる体制を整備する。

5. 金山ダム緊急放水

空知川上流の金山ダムの緊急放水に関する通報を受けたときは、別図2の「金山ダム緊急放水操作通報系統図」に基づき関係機関に通報する。

(災害応急対策計画 P4-71：金山ダム緊急放水操作通報系統図)

■河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は北海道知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1. 北海道開発局長の協力事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（空知川の水位及び雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材（災害対策用機械含む）の貸与
- (5) 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

2. 北海道知事の協力事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設

- の操作状況に関する情報)の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
 - (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
 - (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資機材の貸与

■水防資機材

水防資機材は、水防倉庫には下記のとおり備蓄されており、数量の増加に努める。

(資料編8 - 1 : 防災機材整備状況一覧表)

第2節 空知川等洪水ハザードマップ計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事は洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保と水災による被害の軽減を図るため、降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。又、同条第3項の規定により指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知を行うものである。

このことにより、同法第15条の規定に基づき市防災会議は、市地域防災計画において、洪水予報の伝達方法・避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

■策定の方法

空知川の浸水想定区域は、洪水防御に関する計画の基本となる降雨については概ね1000年に1回程度起こる大雨（空知川流域の72時間総雨量385mm）が降ったことにより空知川上流が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

富良野川、ベベルイ川、ヌッカクシ富良野川及び西達布川の浸水想定区域についても、洪水防御に関する計画の基本となる降雨については概ね1000年に1回程度起こる大雨（富良野川流域全体に24時間総雨量448mmの降雨。西達布川流域全体に24時間で474mmの降雨。）が降ったことにより、はん濫した場合に想定される浸水の状況のシミュレーションにより求めたものである。

その他の北海道管理河川については、簡易ソフト（iRICソフトウェア）を使用し、1000年に1回程度起こる雨量及び浸水深を計算し求めたものである。

■浸水想定区域

水防法第14条第1項の規定による浸水想定河川及び指定区間は、次のとおりである。

1. 石狩川水系空知川上流

- 実施区間① 左岸 富良野市字島の下から富良野市山部東十二線まで
右岸 富良野市清水山から富良野市字布部まで
- 実施区間② 左岸 富良野市字山部東十二線から南富良野町金山
右岸 富良野市字布部から南富良野町金山まで

2. 石狩川水系富良野川

- 実施区間 左岸 富良野市字学田 43 地先から空知川合流点まで
右岸 富良野市 4008-1 地先から空知川合流点まで

3. 石狩川水系ベベルイ川

- 実施区間 左岸 富良野市字大沼 85 番地 1 地先（東八線川合流点）から富良野川への合流点まで
右岸 富良野市字大沼 614 番地先（東八線川合流点）から富良野川への合流点まで

4. 石狩川水系ヌッカクシ富良野川

- 実施区間 左岸 富良野市字大沼 737 地先からベベルイ川合流点まで
右岸 富良野市字学田 43 地先からベベルイ川合流点まで

5. 石狩川水系西達布川

- 実施区間 左岸 富良野市字西達布 4515 番 3 地先(曲水橋)下流端から富良野市 4176 番 2 地先(留下橋)上流端まで
右岸 富良野市字西達布 2080 番地先(曲水橋)下流端から富良野市 37 番 1 先(留下橋)上流端まで

6. その他の北海道管理河川

河川名 石狩川水系シブケウシ川・デボツナイ川・北一号川・東八線川・二線川・布礼別川・布部川・ポン布部川・八線川・滝の沢川・十線川・十二線川・十四線川・十五線川・勇振川・十八線川・紅葉川・山部川・二十五線川・老節布川・昭栄沢川・熊の沢川・川松沢川

■洪水ハザードマップ

北海道開発局又は北海道知事の浸水想定区域に関しての水深の公表にともない、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置として、区域内の水深及び避難所等に関する情報を記載した印刷物を住民に配布する。

■洪水予報・警報の伝達方法及び要配慮者関連施設

浸水想定区域に関する洪水予報・警報の伝達方法は、災害関連情報の受領及び伝達計画において定める。

水防法第15条の規定による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難について確保を必要とする施設（主に高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設については、浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧とおりでである。）

（災害応急対策計画第4章第2節P4-1：災害関連情報の受領及び伝達計画）

（資料編10-1：浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧）

第3節 内水ハザードマップ計画

市は、市街地区及び山部地区において、台風や集中豪雨などの大雨によって、雨水排水施設で排除しきれず雨水があふれ出した場合を想定し、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保するため、内水ハザードマップ計画の策定を行うものとする。

第4節 風害予防計画

風による人的被害及び家屋、公共施設、農作物等の被害を予防するために市民の防災意識の高揚を図るとともに、状況に応じて施設管理者に対して強風による家屋等の倒壊防止対策等の徹底を図る。

■ 予防対策

防災関係機関は、防風林造成事業等の治山事業を推進するとともに、農作物の時期別・作物別の予防措置及び対策を指導し、耕地防風林の合理的な造成についても指導するものとする。また、学校や医療機関の安全性の向上に配慮するとともに、家屋その他建築物の倒壊等を防止するため、施設管理者に対する指導の徹底を図るものとする。

第5節 雪害及び寒冷予防計画

異常降雪等により予想される大雪、暴風雪、また融雪による出水、雪崩等の災害に対処するため、除雪体制及び人員等の整備・強化、関係機関との連携等の円滑化を期し、これらによる災害被害の拡大防止を図るものとする。

■ 予防対策

1. 交通の確保

災害発生時には、防災関係機関による緊急輸送等の応急対策を円滑に実施するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要であることから、各道路管理者は除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含め多面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

道路管理者は、一般国道、道道及び市道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定し、自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。なお、特に交通確保が必要な主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

ア 国道の除雪は、旭川開発建設部富良野道路事務所が実施する。

イ 主要道道及び一般道道の除雪は、旭川建設管理部富良野出張所が実施する。

ウ 市道の除雪は、市が実施する。その内容は、特に交通確保が必要な主要道路を優先し、毎年度作成する除雪計画による。

(2) 道路整備の促進

道路管理者は、冬期交通の確保を図るため道路や施設の整備を推進し、雪崩等による交通障害を予防するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等の設置を促進する。

(3) 航空輸送の確保

道路交通の一時的なマヒによる豪雪山間地集落の孤立に備え、孤立が予想される集落の近隣におけるヘリポート適地の除雪体制の強化に努める。

2. なだれ防止策

各関係機関は、それぞれの業務所管区域内におけるなだれ発生予想箇所に看板を設置するなどして、市民に周知するものとする。

3. 排 雪

各道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設置に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定することとし、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設けるなどして交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用して雪捨場を設置する場合は、河川管理者と十分協議することとし、河川の流下能力確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

4. 雪に強いまちづくりの推進

(1) 北海道及び市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が困難な世帯に対しては、除雪ボランティアの協力など、地域の相互扶助体制の確立を図る。

5. 融雪対策

融雪期においては、旭川地方気象台等関係機関と密接な連絡を取り、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、降雨や気温上昇等に留意しながら出水・雪崩等の予測に努めるとともに、次のとおり融雪対策を進める。

- (1) 市及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ、出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努めるとともに、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を行うものとする。また、土地改良区も同様に水路等の施設の整備点検に努めるものとする。
- (2) 市及び道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路の交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪や結氷の破砕等を行うとともに道路側溝・排水溝の排水能力確保に努めるものとする。

■寒冷対策の推進

1. 避難所対策

市は、避難所における暖房器具や燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、除雪器具、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給の遮断に備え、非常電源等のバックアップ設備の整備に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定締結などにより、必要な台数の確保に努める。

2. 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備と備蓄に努める。

また、応急仮設住宅については、積雪のため早期着工が困難となり、避難生活が長期化することが予想されるため、被災者及び避難者の生活確保のための長期対策を講ずる。

■スキー客対策

スキー場で雪崩等が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設等の損壊などで多数のスキー客の被災が懸念されるため、スキー場管理者はスキーパトロール隊による救出・避難誘導計画等をあらかじめ定めておくこととする。

■通信・電力施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社北海道事業部・北海道電力ネットワーク株式会社富良野ネットワークセンターは、雪害の発生が予想されるときは着氷雪による被害防止のため、それぞれ必要な警戒体制を整え、通信・電力の確保に努めるものとする。

第6節 土砂災害予防計画

本市の地勢、地質、地盤、市街地の実態等を十分調査し、がけ崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに、市民に公表し、避難体制づくり、土地所有者等に対する説明等について、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、適切な予防措置に努めるものとする。

■予防対策

1. 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、地すべり災害が多発する傾向にある。ひとたび、地すべり災害が発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に大きな被害をもたらし、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害等につながる恐れがある。

市及び防災関係機関は、地すべり防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。また、標識の設置により市民に周知するとともに、定期的な巡回を行い、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに市民に通報し、避難を呼びかける。さらに、市民自身による防災措置（異常報告、自主避難等）などの周知・啓発を図る。

2. 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、がけ崩れ災害も多発する傾向にある。ひとたび、がけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがある。

市及び防災関係機関は、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。また、標識の設置により市民に周知するとともに、定期的な巡回を行い、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに市民に通報し、避難を呼びかける。さらに、市民自身による防災措置（異常報告、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

3. 土石流予防計画

市及び防災関係機関は、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業を計画的に行うよう努め、定期的に点検するものとする。また、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り等）

が発生した場合は、速やかに市民に通報し、避難を呼びかける。また、市民自身による防災措置(異常報告、自主避難等)等の周知・啓発を図る。

(資料編6-1:土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり危険区域一覧)

■土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域等(急傾斜の崩壊等が発生した場合には市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域。以下「警戒区域等」という。)の指定により、土砂災害防止法第7条の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備及び住宅などの立地抑制等について定める。

1. 土砂災害に関する情報の周知及びハザードマップの作成について

(1) 土砂災害警戒区域等の周知

北海道から送付された指定警戒区域等の図書を市庁舎内で縦覧するとともに、指定警戒区域等の市民周知を図る。なお、土砂災害警戒区域等(箇所名、位置、指定年月日等)及び警戒区域ごとの避難場所等は次のとおり。

指 定 河川名	区域の 表 示	北海道告示番号 指定年月日	土砂災害の発生原 因となる自然現象	避 難 場 所
北二線川	北の峰町	北海道告示第135号 H20.3.4	土石流	朝日ヶ丘総合公園 駐車場
四線川	中御料	北海道告示第135号 H20.3.4	土石流	朝日ヶ丘総合公園 駐車場 チーズ工場前庭
名取の沢 川	東鳥沼	北海道告示第62号 H22.1.26	土石流	富良野自動車学校
川松沢二 の沢川	字西達布	北海道告示第2482号 H25.5.24	土石流	西達布集落センタ ー
東山1	字東山	北海道告示第170号 H27.3.10	急傾斜地の崩壊	樹海学校
東山2	字東山	北海道告示第170号 H27.3.10	急傾斜地の崩壊	樹海学校
東山3	字東山、字 老節布	北海道告示第170号 H27.3.10	急傾斜地の崩壊	樹海学校
東山4	字老節布	北海道告示第170号 H27.3.10	急傾斜地の崩壊	樹海学校

東山松南	字東山	北海道告示第 586 号 H27. 8. 28	急傾斜地の崩壊	樹海学校
中布礼別	字下フラ ノ	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	急傾斜地の崩壊	<u>麓郷集落センター</u>
西達布二 の沢川	字東山	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	土石流	西達布集落センタ ー
川松沢一 の川	字西達布	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	土石流	西達布集落センタ ー
泥沢川	字西達布	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	土石流	西達布集落センタ ー
砂沢支流 川	字東山	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	土石流	樹海学校
唐沢川	字東山	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	土石流	樹海学校
九線川	字上御料	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	土石流	御園会館
御料三線 川	富良野市、 富良野市 字富良野 尻岸馬内	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	土石流	朝日ヶ丘総合公園 駐車場 チーズ工場前庭
五線川	字島ノ下	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	土石流	島の下会館
西学田二 区 1	字清水山	北海道告示第 763 号 R2. 12. 8	急傾斜地の崩壊	富良野緑峰高等学 校
水車川	字富良野 尻岸馬内、 字下御料、 富良野市	北海道告示第 763 号 R2. 12. 8	土石流	北の峰コミュニテ ィセンター
島ノ下沢 川	富良野市、 芦別市芦 別	北海道告示第 763 号 R2. 12. 8	土石流	島の下会館
紅葉川支 流川	字山部	北海道告示第 763 号 R2. 12. 8	土石流	生涯学習センター
西学田二 区 2	字清水山	北海道告示第 764 号 R2. 12. 8	急傾斜地の崩壊	富良野緑峰高等学 校
東川	字東山	北海道告示第 77 号 R3. 2. 2	土石流	樹海学校

(2) 土砂災害ハザードマップの作成・配布

北海道から提供される土砂災害警戒区域等及び避難場所等を記した図面をもとにハザードマップを作成し、地域市民に対し配布する。

2. 避難情報の発令及び伝達

(1) 避難情報発令の判断

避難情報の発令は、「大雨警報（土砂災害）」又は「土砂災害警戒情報」発表のほか、実際に危険度が高まっている場所を「土砂キキクル」で確認、気象、過去の土砂災害の発生状況、土砂災害の前兆現象、周辺地域での発災状況及び、北海道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報等を参考に総合的に判断する。

(マニュアル編：避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）)

(2) 土砂災害の警戒に関する情報等の伝達

土砂災害警戒情報は「土砂災害警戒情報の伝達系統図」に基づき関係機関に通報するとともに、報道機関、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）地域 FM ラジオ、市ホームページ、LINE、フェイスブック、広報車等で市民に伝達する。

(災害応急対策計画 P4-71：土砂災害警戒情報の伝達系統図)

(3) 避難情報の円滑な解除

避難情報の解除を行うにあたっては、必要に応じ、国及び北海道の助言を求め、解除の判断を行う。

3. 要配慮者関連施設

土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設は、「災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧」のとおりとし、迅速な避難支援体制を整える。

(資料編 10 - 5：土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設)

4. 避難体制の充実・強化

(1) 土砂災害警戒区域における円滑な避難を確保する上で、必要な避難場所・避難経路は、ハザードマップで周知する。

(2) 土砂災害に係る避難訓練については、ハザードマップ等を活用し地域の実情に応じた適切な訓練になるよう努めるものとする。

(3) 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対し、土砂災害に関する

情報、予報警報の伝達手段として、電話、FAX、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、広報車等を活用する。

（災害応急対策計画 P4-71：土砂災害警戒情報の伝達系統図）

5. 土砂災害警戒区域等での住宅などの立地抑制等

（1）市は、居室を有する建築物の新築、増改築に際し建築確認申請があったときは、申請建築物が土砂災害に対して安全な構造であるか確認を行う。

（2）北海道知事は、住宅宅地分譲や要配慮者施設の建築のための開発行為について審査を行う。

（3）北海道知事は、著しい損壊のおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行うことができる。

第7節 建築物災害予防計画

市民が居住する地域を災害に対し強い構造とするための構築物等規制及び都市計画等に関することを定め、災害に強いまちづくりを目指す。

■建築物防災の現状

本市においても、人口、産業の市街地への集中が見られ、市街地における災害の危険性は増大している。市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、集団的な防火に関する規制として防火地域・準防火地域を定めている。

■予防対策

建築物の密度が高い市街地における火災は、大きな被害をもたらすおそれがあることから、準防火地域の指定にあたっては、避難場所及び避難ルートの確保、延焼の阻止等に配慮する。また、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を推進する。

がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある地域においては、建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

■公共建築物の耐震・耐火対策

公共建築物については、その性質上、避難所等の役割をになっており、速やかに耐震・耐火建築物に改善するよう努めるものとする。

第8節 消防計画

市民の生命、身体及び財産を火災等、各種災害の予防及び防除に対処するため、市民をはじめ事業所等に対する適切な防災設備の設置指導及び防火思想の普及徹底等を推進するとともに、施設及び人員等の消防力を整備・強化し、被害の軽減を図る。なお、富良野広域連合富良野消防署において具体的な消防計画を定める。

■火災予防対策

1. 予防指導

防火管理者、危険物取扱者及び消防設備士等に対する指導を徹底する。

2. 予防査察

定期、臨時及び特別査察を効果的に実施し、火災予防に資する。

3. 広報活動

火災予防運動を効果的に推進するため、報道機関との連携、印刷物配布、広報車による巡回広報などを実施する。

■消防力の整備

消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図る。また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正化を図る。なお、富良野広域連合富良野消防署管内における、施設、水利及び車両の状況は次のとおりである。

(資料編5 - 14 : 消防力の現況)

■消防職員及び消防団員の教育訓練

消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の練成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

■広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関、他市町村に応援を要請するものとする。

第9節 食料その他の物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画

市は、災害時又は災害復旧のために必要な物資及び資機材は、可能な限り計画的に備蓄するとともに、その機能を有効適切に発揮できるよう常時整備・点検をする。また、地域

内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

■食料その他の物資の確保・供給

1. 市は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量の備蓄をするよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との協定による流通在庫物資を活用するなど物資の確保・供給に努める。

[備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳瓶、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

(資料編9 - 4 4 : 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定)

2. 市は、防災関係行事や広報紙、パンフレット等を通じ、食料及び飲料水について最低3日分を確保し、できれば、7日分の備蓄に努めるよう啓発を行う。

■防災資機材等の整備

市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具及び燃料等の備蓄・整備に努める。

(資料編8 - 1 : 防災機材整備状況一覧表)

第10節 避難体制整備計画

市は、適切な情報手段を用いて自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じて避難情報を発令し、市民の迅速かつ円滑な避難を実現する。その際、屋内退避（上階への移動を含む。）の考え方等、避難行動に関する留意点の周知を併せて行う。加えて、要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、自主防災組織・福祉関係機関との情報共有及び避難体制の確立に努める。

また、避難場所の選定にあたっては、広域避難場所、指定一般避難所、指定緊急避難場所、指定福祉避難所と区分するとともに、その場所等について、防災マップや広報紙等を通じて、市民に周知しておくものとする。

■避難体制の整備

1. 避難情報等の伝達

市民に対する避難情報等の広報は、広報車、安全・安心メール、地域FMラジオ、

市ホームページ、フェイスブック、[LINE](#)、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）等により行う。

2. 避難誘導體制の整備

自主防災組織の活動において、市から避難情報が発令された場合に、安全な避難経路や要配慮者等に対する避難誘導の担当者を具体的に決めるなど、避難計画の作成を指導する。また、福祉施設、事業所で安全に避難できるよう各管理者に対し、避難計画の作成を指導する。

3. 避難訓練

災害発生時に迅速・適切な避難行動が実施できるよう、体制の確立と関係機関との有機的な形成、防災意識の高揚及び防災技術の習得を目的として、総合防災訓練又は自主防災組織による防災訓練等を行う。

■避難情報の発令判断に関する留意点

市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに役割を分担するなど庁内をあげた体制の構築に努める。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保の措置を指示することができる。

また、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難情報に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。

■避難所の整備及び周知の推進

避難所の定義については、おおむね次のとおりとする。なお、避難所の避難対象地区はおおまかな目安であり、災害の状況に応じてより安全な避難所に避難するものとする。また、災害種別によっては、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測されるため、災害用備蓄品等必要な物資の備蓄に努める。さらに、避難所における生活環境を良好なものとするよう実態とニーズの把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、段ボールベッドの早期導入や衛生面に優れたトイレの配備を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(資料編7 - 1：避難所一覧)

1. 広域避難場所

市街地における同時多発的な火災から市民等の生命を保護するため、一定程度の広さを有する公園・公共施設のグラウンド等を選定する。

2. 指定一般避難所

被災者が一定期間避難生活を送るために必要となる規模、速やかな被災者の受け入れ及び生活物資の配布、想定する災害の影響、災害救援物資の輸送等を考慮したうえ、学校等の公共施設を選定する。

3. 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から一時的に逃れるため、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設等を選定する。

連合会や町内会、自主防災組織は、避難所への組織的な移動を円滑に行うため、あらかじめ、避難場所等の中から、集合場所を定めておくよう努める。その際、洪水など、被害想定区域が広範となる災害種別においては、地区内に指定緊急避難場所が設定できない場合があることから、垂直避難や、指定避難所へ直接避難することも必要となることに留意する。

4. 指定福祉避難所

避難生活者のうち、多くの一般避難者と一緒に生活を送ることが困難な高齢者や障害のある人等のための避難所として、ふれあいセンターを指定し、必要な物資・機材等の備蓄を図る。また、社会福祉施設等の指定に向けて協議を進めていく。

5. 避難所における女性や子ども等の安全への配慮

避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

6. 避難所看板

各広域避難場所及び避難所には避難所看板を設置し、市民又は土地勘等のない観光客等へ地域の避難所について周知している。

7. 避難所運営マニュアル

大規模災害時等により、市による避難所運営が困難な場合は、「避難所運営マニュアル」により、避難住民と協力し、円滑な避難所運営を進める。

(マニュアル編：避難所運営マニュアル)**8. 避難者台帳の作成**

被災者を把握するための避難者台帳（名簿）を迅速に作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管する。

9. 車中泊避難者への配慮

車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

10. 避難所における食事の提供

避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

11. 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底及び避難所における避難者のスペースの確保、定期的な換気、感染者の隔離・搬送・専用スペースの確保等、避難所における染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

12. 在宅避難等

居住する地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知と安全な場所にいる人まで避難の必要はないことや親戚・知人宅への避難も選択肢であることなど、避難情報への理解の促進に努めるものとする。

■広域避難体制の整備

市は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の搬送が円滑に実施されるよう、運送事業者等との協定締結に努める。また、市は、市における指揮系統が失われ、事務の全部または大部分が実施不能となった場合に備え、国及び関係機関との間で内閣総理大臣による広域一時滞在の協議の代行が実施できるよう、必要な準備を整えておくものとする。

第11節 要配慮者対策計画

大規模災害が発生したときは、乳幼児、高齢者、障がい者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者については、自らの力では必要な情報を得ることや他の人に伝えることが困難であり、また災害の犠牲になるおそれも高いことから、それぞれの視点に立った対策を講ずるものとする。

■要配慮者への対策

災害発生時には、要配慮者は特に移動面に支障が伴うため、被害を受ける場合が多い。市及び社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の安全確保のため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努める。

1. 要配慮者の支援体制

市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、福祉担当部局や福祉関係機関との連携に努める。

2. 緊急連絡体制の確立

地域の自主防災組織活動、民生委員児童委員協議会等と協力し、要配慮者の情報を把握するとともに、緊急時の連絡体制について整備に努める。また、一人暮らしの高齢者や重度の障がい者等を対象に緊急通報システムを整備しており、今後も整備・拡充に努める。

3. 訓練の充実

要配慮者自らの対応能力を出来るだけ高めるため、自主防災組織等が実施する防災訓練に要配慮者が参加するよう支援する。また、迅速な支援体制を確立するため、避難行動要支援者名簿を活用した訓練等を実施するよう努める。

4. 人材の確保

市は、日ごろから手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

5. 協働による支援

市は、要配慮者の支援を行うため、社会福祉協議会、社会福祉法人及び福祉関係団体、地域企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて協定を締結する。

(資料編9 - 25 : 災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定)

■避難行動要支援者への対策

1. 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援が必要なもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、災害対策基本法第49条の10から同条の13及び国が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報保護に留意しながら、避難支援等を実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と連携し、災害時に迅速な対応がとれるように備える。

また、避難行動要支援者名簿の作成・更新方法や活用方法、名簿情報提供にあたっての情報漏えい防止措置などの必要な事項については、「富良野市避難行動要支援者の避難行動支援全体計画」に定めるものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿作成の対象者

名簿作成の対象者は在宅の方とする。

- ア 介護保険法における要介護1以上の認定を受けている方
- イ 身体障害者手帳1級または2級を受けている方
- ウ 精神障害者保健福祉手帳1級を受けている方
- エ 療育手帳Aを受けている方
- オ 前各号に掲げるもののほか、支援を要すると市長が認める方

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

- ア 氏名
- イ 生年月日（年齢）
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援を必要とする理由

(3) 避難支援等関係者

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ア 富良野市民生委員児童委員協議会
- イ 富良野市社会福祉協議会
- ウ 富良野消防署
- エ 富良野警察署
- オ 連合会・町内会

- カ 自主防災組織
- キ その他、市長が認める団体

(4) 避難行動要支援者名簿に掲載する個人情報の入手

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、市の各部局、北海道知事及びその他のものに対して情報を集約するものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新及び管理

市は、名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。また、庁舎等に被災等の事態が生じた場合においても、上記名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、庁舎施設外での情報管理を行うなど適切な管理に努める。

(6) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られている場合は、富良野消防署、地域連合会・町内会、自主防災組織、富良野市民生委員・児童委員協議会等の関係者にあらかじめ名簿情報を提供するものとする。ただし、災害時等において生命又は身体を保護するため、特に必要があると認められるときは、名簿情報の拒否を申し出たものの名簿についても、避難支援に必要な範囲内で避難支援等関係者に提供するものとする。

また、市は、平常時における名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 避難行動要支援者のうち、連合会・町内会、自主防災組織への名簿提供については、地域に根差した活動及び民主的な運営がなされており、個別避難計画の作成や避難支援活動を実施できるかなどを考慮するとともに、避難支援等関係者になるといふ総会などの議決を得ることを提供条件とする。

イ 市は、避難支援等関係者に対し本制度の趣旨を周知するとともに、災害対策基本法に基づき、守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

ウ 名簿情報は、避難支援に必要な範囲内で提供するものとする。

エ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結するものとする。

(7) 円滑な避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告

市は、災害発生時等において、要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができ

るよう、避難情報を適切に発令するとともに、多様な手段を用いて情報伝達を行うこととする。

(8) 避難支援の方法

避難支援者は、市が避難情報を発令したときは、あらかじめ定めた個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難を支援する。ただし、避難支援者は、避難支援の実施にあたり、本人またはその家族などの生命および身体の安全確保を優先する。

(9) 避難所等における支援体制

ア 避難所における支援体制

市は、避難した要配慮者が避難所において特別な配慮が必要となることを考慮し、プライバシー保護に対応できるスペースの確保等、多様なニーズを踏まえた避難所における生活環境の確保に努めることとする。

イ 福祉避難所の開設

市は、避難した要配慮者が心身の状況等からより専門性の高い対応が必要である場合は、福祉避難所を開設し、移送する。

ウ 福祉避難所の運営

要配慮者の日常支援上の支援、相談等を行うとともに、生活状況を把握し、関係機関と連携し、要配慮者が必要とする福祉サービスを受けられるように努める。また、当該施設が福祉避難所として機能するため、必要な資機材を整備するよう努める。

■社会福祉施設等の対策

1. 防災設備の整備

社会福祉施設等の利用者及び入所者は、寝たきり高齢者や障がい者等が多く、管理者は施設の安全対策に万全を期する必要がある。また、入所者が最低限度の生活維持に必要な飲料水・医薬品等の備蓄や防災資機材の整備に努める。

2. 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制を定めておく。

また、市との連携のもとに、施設相互間、近隣市民、ボランティア組織等の協力を得られるよう平素から努める。

3. 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置

を設置するなどして緊急時における情報伝達手段・方法等を確立するとともに、施設相互間の連携協力の強化に資するため、市の指導のもとに緊急連絡体制を整備に努める。

4. 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、職員や利用者・入所者に対する防災意識の普及に努め、基礎知識に関する教育を定期的実施する。また、施設の構造や利用者・入所者の判断能力や行動能力等に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力での避難が困難な利用者・入所者がいる施設においては、夜間における訓練も定期的実施するよう努める。

■外国人に対する対策

市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確に行動できるよう、次のような条件・環境づくりに努める。

1. 多言語による広報
2. 避難所標識等の多言語化
3. 外国人を含めた防災教育・防災訓練の実施
4. ふらの観光協会、旅館業組合及び地域企業等と連携し、外国人観光客等の支援を推進する。

(資料編 9 - 2 9 : 災害時における宿泊施設等提供に関する協定)

(資料編 9 - 3 1 : 災害時における観光客等の情報提供及び避難等に関する協定)

第12節 自主防災組織の育成等に関する計画

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防及びその他の関係機関による応急活動が一時的に低下し、地域における十分な活動が困難という事態が予想される。

こうした事態に対処するためには、地域市民自らの防災活動（自助、共助）が重要であり、こうした活動を組織的に行うことで、より効果的なものとなると考えられることから、連合会・町内会や自主防災組織相互の連携の推進を図り、積極的に自主防災組織の育成を図る。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策を実施するため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

■地域市民による自主防災組織

市は、連合会・町内会等の地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域市民が一致団結して初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難誘導等が効果的に行われるよう協力体制の支援を行う。

■事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所で、自衛消防組織設置が法令の規定により義務付けられているところについては、制度の趣旨を徹底するとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所等においては、自主的な防災組織を設置するなどして積極的な防災体制の整備・強化に努める。

■自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくことが必要であり、また地域の実情に応じて以下の点に留意する。

1. 自主防災組織は、地域市民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要であり、町内会単位など連帯感を持てるよう適正な規模で編成する。
2. 他地域への通勤者の多い地域では、昼夜間の活動に支障のないような編成とする。

■地区防災計画の策定等

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業所（以下、地区居住者等という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとする。また、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定める。

■自主防災組織の活動

平常時	○ 防災知識の普及 ○ 地域の安全点検の実施 ○ 防災用資機材等の日常の管理	○ 防災訓練の実施 ○ 地域市民（要配慮者等）の把握 ○ 防災計画の作成
災害時	○ 情報の収集伝達 ○ 負傷者の救出、応急手当 ○ 避難誘導（避難情報発令時） ○ 安否確認 ○ 避難所の自主運営	○ 出火防止及び初期消火 ○ 食料、救援物資等の配布協力

第13節 災害ボランティア活動計画

大規模災害が発生したときには、被災地内外から様々なボランティアが多数駆けつけ、単純な労力から専門技術の提供まで幅広い活動を行うなど、避難所の運営支援や被災者の生活支援などの現場での活躍が期待される。

市は、災害時の円滑かつ効果的な災害ボランティア活動の促進のため、社会福祉法人富良野市社会福祉協議会等の関係団体等と協力し、災害ボランティアセンター等の迅速な開設と円滑な運営に向けた組織づくり等の環境整備を進めるとともに、災害ボランティア活動に対する市民の啓発や参加促進などに取り組むものとする。

■ ボランティア活動の支援

災害時にボランティアが活動を行うために必要な施設整備や支援策等、活動のしやすい環境を整備する。

■ 災害ボランティアセンターの開設

災害ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターが迅速に設置、適切に運営できるよう、社会福祉法人富良野市社会福祉協議会と日常から、開設・運営体制について協議するとともに、運営マニュアル等の作成・整備を行うものとする。

（資料編9 - 27：災害時におけるボランティア活動に関する協定）

第14節 防災知識の普及計画

災害時における的確な判断力の向上、併せて防災上必要な知識及び技術の向上を図り、災害を予防、又はその拡大を防止するため、災害対策関係職員はもとより、広く市民に対する防災講習会、研修会、講演会、訓練等を開催し、防災知識の普及に努める。

また、防災講習会、研修会、講演会、訓練等を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

■市民等への防災知識の普及

気象災害や水防、避難情報の意味や内容についての基礎知識、市の防災体制、自主防災組織等についての研修会、講演会、訓練等を適時開催し、災害時に迅速かつ円滑な避難を確保するため、適切な判断力と行動力を養成し、防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。

1. 防災研修会・講演会・訓練

市民及び職員等を対象とし、防災に関する研修会、講演会、訓練を適時開催する。

2. 出前講座

出前講座の積極的な周知を図り、市民・各種団体が気軽に防災活動について学べる環境づくりを進める。

3. 学校教育における防災教育

地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図るものとする。

4. 広報活動

市民に対しては、広報紙、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて適時後方をするとともに、災害の原因、予防、応急対策その他必要事項をまとめた防災パンフレット等を作成並びに配布し、防災知識の普及を図る。

5. 防災と福祉との連携

防災(防災・減災取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー等)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

■普及すべき内容

防災知識の普及事項は、おおむね次のとおりとする。

1. 防災気象情報に関する知識

2. 防災の一般的知識

3. 市地域防災計画の概要

4. 自主防災組織、災害ボランティアの意義

5. 災害危険箇所に関する知識
6. 災害時の心得
 - ア 災害情報等の聴取方法
 - イ 停電時の心構え
 - ウ 早期避難の重要性、避難場所、避難路等の徹底
 - エ 非常食料、身の回り品等の準備
 - オ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等
7. 要配慮者への配慮
8. 過去に起こった大災害の教訓・伝承

第15節 相互応援体制整備計画

市は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■基本的な考え方

市は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、輸送拠点として活用可能な民間事業者施設を把握しておくとともに、地方公共団体及び防災関係機関、民間企業等と平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努める。

また、大規模災害が発生した際に、迅速かつ的確に応援体制が図られるよう、防災総合訓練などにおいて体制等を検証し、さらなる連携強化に努めるとともに、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、災害の種類や被災地域に応じた対処マニュアルを策定し、応援受援体制の構築に努める。

■相互応援体制の整備

1. 北海道及び地方公共団体等

道や他の市町村への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、受援体制を整えておくものとする。

2. 防災関係機関及び民間企業等

あらかじめ災害対策上必要な協定締結を結ぶとともに、協定締結後には、連絡体制の確立等、必要な準備を整えておくものとする。

3. NPO、ボランティア団体等

災害時に活動が円滑に行われるよう、平常時からNPO、ボランティア団体等と連携に努めるものとする。

■国による応援・代行

大規模災害時には、従来の地方公共団体間の応援のみでは十分な対応が出来ない事態が想定されるため、市は、市における災害応急が困難と判断されるときは、国及び関係機関との間で、応援・代行業務が実施できるよう、必要な準備を整えておくものとする。

第16節 防災訓練計画

この計画は、防災に関する知識及び技能の向上並びに市民に対する防災意識の普及及び啓発を図るとともに、災害時における応急対策を円滑が実施できるように、防災関係機関との有機的な連携の形成、体制の確立、防災技術の習得を目的として、訓練計画に関して必要な事項を定める。

■実施機関

防災訓練は、市、防災関係機関及び地域住民等が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は共同して実施するものとする。

■防災訓練の種別及び実施方法

1. 水防訓練

消防機関等の動員、水防工法、水防資材及び機材の輸送、通報伝達訓練等を実施する。

2. 消防訓練

消防機関の出動、避難、立退き、救助救出、消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡訓練等を実施する。

3. 避難訓練

水防訓練又は消防訓練と併せて指定避難地・避難所への避難訓練を実施する。

4. 情報通信訓練

気象警報の伝達、災害発生の状況報告、被害状況報告等について、主通信・副通信を組み合わせて伝達訓練を実施する。

5. 非常招集訓練

市職員の非常招集訓練を実施する。

6. 総合防災訓練

市、防災関係機関及び協力団体等が、被害想定に基づく応急対策活動を中心とした総合的な訓練を実施する。

7. 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

8. その他災害に関する訓練

他の機関で実施する訓練への協力その他防災に関する訓練を実施する。

■民間団体等との連携

市及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第17節 業務継続計画 (BCP)

業務継続計画 (BCP : Business Continuity Plan) とは、災害発生時に市及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

市は、災害時の拠点となる庁舎等について、耐震対策等により安全性を確保し、また、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画 (BCP) の適宜見直しを行うものとする。

(マニュアル編：富良野市業務継続計画)

第3章 防災組織

第1節 趣 旨

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、総合的に災害対策を運営するため、本章では防災に関する組織及びその運営に関する事項を定める。

本市における防災行政を総合的に運営するための組織として富良野市防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各機関はそれぞれ災害対策本部等を設置して応急対策活動等を実施するものとする。

第2節 組織計画

この計画は、災害対策本部体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

■防災体制

1. 富良野市防災会議

防災会議は、市域に係る防災に関する基本方針の決定及びその実施の推進を図ることとする。防災会議の編成及び運営は、富良野市防災会議条例（昭和41年条例第50号）の定めるところによる。

（第1章総則第4節 P1-2：富良野市防災会議）

（資料編1 - 1：富良野市防災会議条例）

2. 富良野市災害対策本部

市長は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2及び富良野市災害対策本部条例（昭和41年条例第51号）に基づき、災害対策本部を設置することができる。また、設置後は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

（資料編1 - 3：富良野市災害対策本部条例）

（1）本部組織

本部の組織は別図1（P3-5）のとおりである。

（2）本部の事務分掌

本部の事務分掌は別表1（P3-6）のとおりである。

（3）本部の設置

本部は、次の各号のいずれかに該当し、市長が必要と認めるときに設置する。

- ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき。
- ウ 気象、地象及び水象に関する警報が発せられ、必要があると認めるとき。
- エ 市に気象特別警報が発表されたとき。
- オ 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- カ 火山現象の予報・警報が発表され、火山噴火による大規模な被害の発生が予想されるとき。

(4) 本部の廃止時期

市長は、災害発生のおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策が概ね完了したときは、本部を廃止する。

(5) 設置及び廃止の通知

市長は、本部を設置したときは、速やかに本部員、防災関係機関等に通知する。なお、廃止した場合もこれに準ずる。

(6) 本部の設置場所

本部は、市役所内に設置する。なお、大規模な災害により庁舎が被災し、使用不能となった場合には、総合保健センター内に設置する。この場合には、速やかにその旨を関係機関に連絡する。

(7) 現地災害対策本部の設置

- ア 市長は、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- イ 現地本部に現地本部長及び現地本部員を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てる。
- ウ 現地本部長は、常に本部と連携し、的確な指示・情報交換により適切な措置を講ずる。

4. 市職員の動員配備

(1) 本部は、被害の防御及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとる。

なお、本部が設置されない場合であっても、市として非常配備体制をとる必要があるときは、非常配備に関する基準に準じた体制をとる。

(2) 非常配備基準

区 分	配 備 時 期	配 備 内 容	配 備 要 員
第1非常配備 (初動体制)	○局地的に災害の発生するおそれがあるとき。 ○その他必要により本部長	初期の災害対策活動に当たるとともに、状況によつ	各対策部長、本部班、庶務班、広報班

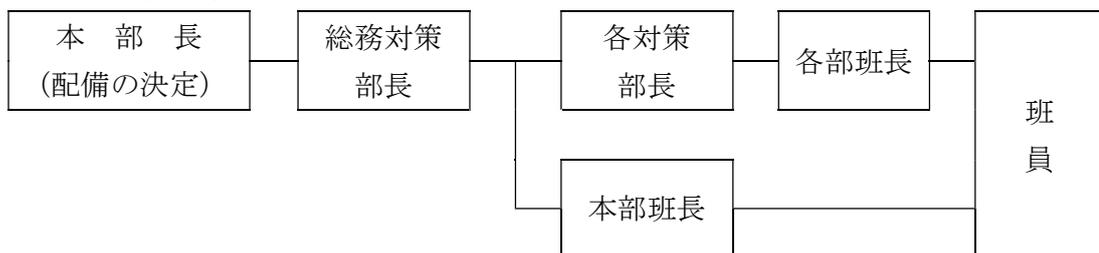
	が非常配備を指令したとき。	てさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制	
第2 非常配備 (出動体制)	○局地的に災害が発生し、初期の災害対策を取る必要があるとき。 ○その他必要により本部長が非常配備を指令したとき。	関係各対策部・班の所管の人員をもって当たるもので、状況によってそれぞれの応急活動ができる体制	各対策部が定める人員
第3 非常配備 (総動員体制)	○全域にわたる災害が発生するおそれがあるとき、又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が非常配備を指令したとき。 ○予想されないような重大な被害が発生したとき。 ○気象特別警報が発表されたとき。	本部員全員をもって当たるもので、総力を挙げて応急活動に対処する体制	全員

(3) 配備体制の確立

本部長は、非常配備を決定したときは直ちにその旨を関係対策部長に指令し、関係対策部長は直ちに所定の配備を行い、これを本部長に報告する。

(4) 職員の動員体制

ア 非常時の伝達系統



イ 休日、夜間の伝達系統

警備員は、次に掲げる情報を覚知したときは、総務課長に連絡して指示を仰ぎ、関係部課長及び関係職員に通知する。

- ①災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通知されたとき。
- ②自ら災害発生の実態を覚知し、緊急措置を実施する必要があると認めたとき。
- ③災害が発生し、緊急に緊急措置を実施する必要があると認めたとき。
- ④災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。また、通信途絶等により職

員との連絡がとれない場合は、各職員が状況を判断して自主的に参集することとする。

5. 本部の運営等

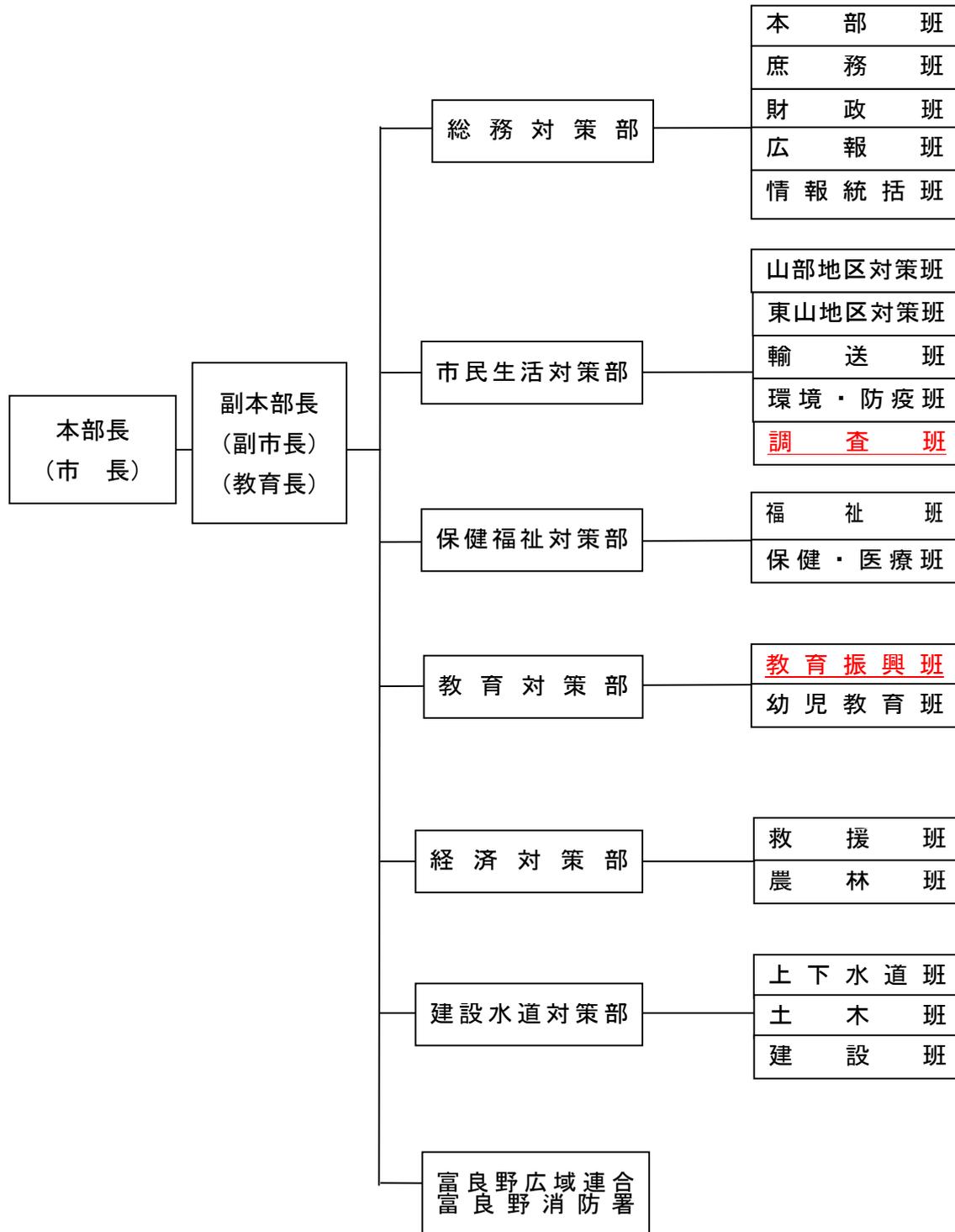
本部の運営等については、富良野市災害対策本部条例の定めるところによる。

6. 非常警戒本部

市長は、本部設置には至らないが次の各号のいずれかに該当するときは、災害対策本部に準ずる組織として副市長を本部長とする非常警戒本部を設置し、災害対策を行うものとする。

- (1) 気象注意報が発表され、推移を見ながら対策を行う必要があるとき。
- (2) 局地的に軽微な対策を行う必要があるとき。
- (3) 災害対策本部の設置前に災害応急対策を行う必要が生じたとき。(災害対策本部廃止後に災害応急対策を行う必要が生じたときを含む。)

■別図1 富良野市災害対策本部組織図



■別表1 富良野市災害対策本部事務分掌

部	班	構成	分掌事務
本部会議		本部長 副本部長 各対策部長 広報班長 情報統括班長 富良野消防署長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難情報発令区域の決定に関する事。 2 警戒区域の設定に関する事。 3 応急対策の総合調整に関する事。
総務対策部 部長 総務部長 副部長 スマートシテ ィ戦略室長	本部班 (班長) 総務課長	総務課 総務係 統計係	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議及び本部の総括に関する事。 2 本部の設置、廃止に伴う通知に関する事。 3 職員の非常招集及び動員に関する事。 4 防災会議その他関係機関との連絡調整に関する事。 5 気象予警報等の受理及び伝達に関する事。 6 各部との連絡調整に関する事。 7 北海道及び他市町村に対する応援派遣要請に関する事。 8 自衛隊の派遣要請依頼に関する事。 9 <u>防災情報システム</u>の総合的運用に関する事。 10 災害記録及び防災記録の総括に関する事。 11 被害状況調査の取り纏めの総括及び報告に関する事。 12 救助法に基づく救助の実施の総括に関する事。 13 行方不明者の把握等に関する事。 14 <u>一般ボランティア活動の受け入れ及び調整に関する事。</u>
	庶務班	総務課 職員係	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の出動状況の記録に関する事。 2 警戒区域立入りに関する証明書発行に

<p>(班長) 総務課長</p>		<p>関すること。 3 災害対策従事者の公務災害補償に関する こと。 4 労務供給対策に関すること。 5 災害に対する相談、苦情等の処理に関する こと。 6 災害見舞者及び視察者の応接に関する こと。</p>
<p>財政班 (班長) 財政課長 (副班長) 会計室長</p>	<p>財政課 新庁舎開庁 推進課 会計室</p>	<p>1 公有財産の被害調査及び応急対策に関 すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 本部職員その他出勤者に対する食糧・衣 服等の調達及び配布に関すること。 4 車両の確保及び配車に関すること。</p>
<p>広報班 (班長) 企画振興課 長</p>	<p>企画振興課</p>	<p>1 住民に対する災害情報等の広報に関す ること。 2 避難情報の伝達に関すること。 3 災害現場写真の撮影記録に関すること。 4 報道機関への情報提供に関すること。 5 被災地及び避難所における公聴に関す ること。</p>
<p>調査班 (班長) 税務課長</p>	<p>税務課</p>	<p>1 初動期における生命危険情報の収集に 関すること。 2 一般家屋被害調査及び被災世帯調査に 関すること。 3 罹災証明に関すること。</p>
<p>情報統括班 (班長) スマートシ ティ戦略課 長 (副班長) スマートシ ティ戦略課 主幹</p>	<p>スマートシ ティ戦略課</p>	<p>1 ICT-BCP に関すること。 2 ホームページ等による住民への周知に 関すること。 3 災害対策本部の情報機器設置に関する こと。</p>

市民生活対策部 部長 市民生活部長	山部地区対策班 (班長) 山部支所長	山部支所	(両班共通) 1 支所管轄地域内の災害被害調査及び情報収集並びに連絡に関する事。 2 防災行政無線の中継に関する事。
	東山地区対策班 (班長) 東山支所長	東山支所 東山公民館	
	輸送班 (班長) 市民課長 (副班長) <u>コミュニティ推進課長</u>	市民課 <u>コミュニティ推進課</u> 議会事務局 監査事務局 選管事務局	1 物資及び人員応急輸送に関する事。 2 人的被害調査に関する事。 3 避難所(地域会館等)の開設に関する事。
	環境・防疫班 (班長) 環境課長 <u>(副班長)</u> <u>環境課主幹</u>	環境課	1 遺体の処理及び埋葬に関する事。 2 災害時の清掃及び廃棄物の処理に関する事。 3 災害時の公害防止対策に関する事。 4 避難所におけるごみ処理及び仮設トイレのし尿処理に関する事。 5 衛生施設被害状況調査及び応急対策に関する事。 6 死亡獣畜(家畜を除く。)の処理に関する事。 7 被災地の防疫活動に関する事。
<u>調査班</u> (班長) <u>税務課長</u> (副班長) <u>税務課主幹</u>	<u>税務課</u>	<u>1 初動期における生命危険情報の収集に関する事。</u> <u>2 一般家屋被害調査及び被災世帯調査に関する事。</u> <u>3 罹災証明に関する事。</u>	

保健福祉対策部 部長 保健福祉部長 副部長 看護専門学校長	福祉班 (班長) 福祉課長 (副班長) 高齢者福祉課長	福祉課 高齢者福祉課	1 独居老人、障がい者の安否確認及び救出に関する事 2 住民の避難誘導に関する事 3 避難所の開設・運営に関する事 4 福祉避難所の開設・運営に関する事 5 被災者の給食炊き出しに関する事 6 被災者への被服、寝具その他生活必需品の調達及び給与に関する事 7 日赤その他民間団体との連絡調整に関する事 8 義援金の募集及び配分に関する事 9 被災者に対する見舞金に関する事 10 被災者に対する生活保護に関する事 11 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事
	保健・医療班 (班長) 保健医療課長 (副班長) 看護専門学校事務課長	保健医療課 看護専門学校	1 保健医療施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 被災者に対する保健指導に関する事 3 緊急医薬品、衛生用品の調達及び供給に関する事 4 医療救護所の開設に関する事 5 医師会及び歯科医師会との連絡調整に関する事 6 被災者の保健・医療に関する事
教育対策部 部長 教育部長	<u>教育振興班</u> (班長) <u>教育振興課長</u> (副班長) <u>教育振興課主幹</u> 幼児教育班 (班長) <u>こども未来課長</u>	<u>教育振興課</u> 生涯学習センター 図書館 こども未来課 <u>虹いろ保育所</u>	1 学校長、 <u>所長</u> 及び園長に対する避難情報の伝達に関する事 2 避難所の開設・運営に関する事 3 教育施設、保育施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関する事 4 児童生徒の応急教育対策に関する事 5 被災児童生徒に対する教科書及び学用品等の給与に関する事

	<u>(副班長)</u> <u>虹いろ保育</u> <u>所長</u>		
経済対策部 部長 経済部長	救援班 (班長) 商工観光課長 (副班長) 商工観光課主幹	商工観光課	1 被災者の救援に関する事。 2 観光客の避難誘導支援に関する事。 3 救援物資材の調達に関する事。 4 市場、商工業の被害調査及び応急対策に関する事。 5 被災商工業者の援護対策に関する事。 6 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。 7 一般ボランティア活動の受け入れ及び調整に関する事。
	農林班 (班長) 農林課長 (副班長) 農業委員会事務局長	農林課 農業委員会事務局	1 農林業の被害調査及び応急対策に関する事。 2 被災地の病虫害防除に関する事。 3 被災地の家畜の防疫に関する事。 4 死亡獣畜(家畜)の処理に関する事。
建設水道対策部 部長 建設水道部長	上下水道班 (班長) 上下水道課長	上下水道課	1 水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 被災地における飲料水確保及び給水に関する事。 3 水道被害情報等の広報に関する事。 4 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5 仮設トイレの配置に関する事。 6 下水道被害情報等の広報に関する事。
	土木班 (班長) 都市施設課長 (副班長) 都市施設課	都市施設課	1 土木関係の被害調査に関する事。 2 道路、河川、橋、堤防等の保護及び応急対策に関する事。 3 道路の通行禁止及び制限措置に関する事。 4 危険区域の警戒巡視に関する事。 5 応急対策に必要な資器材等の調達及び

	主幹		<p>輸送に関すること。</p> <p>6 障害物の除去に関すること。</p> <p>7 都市計画関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
	建設班 (班長) 都市建築課 長	都市建築課	<p>1 公共施設（建築物）、公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 一般住宅の復旧相談に関すること。</p> <p>3 一般宅地の被害調査及び応急復旧の指導及び実施に関すること。</p> <p>4 応急仮設住宅の設置に関すること。</p>
富良野広域連 合富良野消防 署			<p>1 救護・救出に関すること。</p> <p>2 住民の避難誘導に関すること。</p> <p>3 住民等への広報活動に関すること。</p>

第4章 災害応急対策計画

第1節 計画策定の趣旨

この計画は、災害対策基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画であり、同条第2項に定める災害応急対策の実施責任者が実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

第2節 災害関連情報の受領及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するために必要な災害関連情報については、災害応急対策活動の基礎となるものであり、その受領伝達を迅速かつ確実に行うため、訓練等を通じ防災関係機関等との連絡系統及びその実効性を確立し、非常事態に対処できるよう定める。

■ 気象情報等の発表

1. 予報（注意報を含む）、警報、特別警報、並びに情報等

旭川地方気象台は、気象に関する注意報及び警報を発表する。

（資料編3 - 40：気象に関する警報及び注意報の種類と発表基準）

2. 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、旭川地方気象台と上川総合振興局旭川建設管理部が共同で発表する。

3. 水防活動用気象注意報・気象警報

旭川地方気象台は、水防活動の利用に適合する注意報・警報を発表する。ただし発表は、一般の利用に適合する注意報・警報をもって代える。

4. 洪水予報（指定河川）

旭川地方気象台と北海道開発局札幌開発建設部は、洪水により経済上重大な損害が生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示した洪水予報を行う。

5. 水位情報（水位周知河川）

上川総合振興局旭川建設管理部は、洪水予報河川以外の河川で洪水により経済上相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川については、避難判断水位を定め、水位がこれに達したときは、水位又は流量等を示した情報を関係機関等へ周知する。

6. 水防警報

北海道開発局札幌開発建設部又は上川総合振興局旭川建設管理部は、水防警報を行うと指定した河川について、洪水予報、気象予報等により又は自ら水位、流量その他の河川の状況の判断により、水防を行う必要があると認められるとき、石狩川上流部の水防警報を発表する。

7. 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに旭川地方気象台が北海道知事に対して通報し、北海道を通じて富良野市や富良野広域連合消防本部に伝達される。市長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

（資料編3 - 40：気象に関する警報及び注意報の種類と発表基準）

8. 金山ダム緊急放水通報

札幌開発建設部金山管理支所は、金山ダムからの放流を行おうとするときは、ダムの状況の情報等を付して関係機関に通知する。

■気象情報等の受領・伝達

気象情報等の受領は総務課で行い、受領した気象情報等の伝達は、注意報、警報及び気象情報等伝達系統図（別図1 P4-69）に準じるものとし、防災ファクシミリ網（別図2 P4-70）を利用する。ただし、連絡の必要がないと判断した情報は、その全部又は一部を省略することができる。

1. 注意報、警報及び気象情報等の伝達

注意報、警報及び気象情報等伝達系統図（別図1 P4-69）により伝達する。

2. 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達系統図（別図3 P4-71）により伝達する。

3. 洪水予報（指定河川）の伝達

洪水予報（指定河川）の伝達系統図（別図4 P4-71）により伝達する。

4. 水位情報及び水防警報の伝達

水防警報伝達系統図（別図5 P4-72）により伝達する。

5. 金山ダム緊急放水通報の伝達

金山ダム緊急放水操作通報系統図（別図6 P4-73）により伝達する。

第3節 被害情報の収集及び報告計画

災害に関する情報を迅速に収集し、被害状況を的確に把握するため、本部の情報収集機能の充実強化を図るとともに、防災関係機関との協力体制を確立し、効率性のある被害状況調査が展開できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

■災害情報の収集及び調査

大量に発生する情報を整理統合し、災害に関する必要な情報を的確に収集するための機能強化を図るとともに、その情報を整理分析し、総合的な応急対策の実施することで、被害の拡大防止対策が適切に実施できるよう、体制整備に努めるものとする。また、災害の発生、又は発生するおそれがある異常気象（異常水位、地すべり、がけ崩れ、火災等を発見した者は、ただちにその旨を市又は防災関係機関等に届け出るものとする。

■災害情報の報告・共有

1. 北海道への通報

市及び防災関係機関は、災害発生後の情報等について、次により北海道知事（上川総合振興局）に通報する。

- (1) 災害の状況及び応急対策の概要については、災害発生後速やかに。
- (2) 災害対策本部の設置については設置後直ちに。
- (3) 被害の概要及び応急復旧の見通しについては、被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時。
- (4) 被害の確定報告については、被害状況が確定したとき。

2. 北海道への被害状況報告

- (1) 市長は、災害が発生したときは、「災害情報等報告取扱要領」に基づき北海道知事（上川総合振興局）に報告する。ただし、次に掲げる災害については、第1報を直接消防庁に報告する。

ア 航空機、列車等の交通機関の火災

イ 危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故

- ウ 死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれのある列車、バスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故及びテロ等による救急・救助事故
- エ 震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない。）

消防庁 連絡先	平日	応急対策室	NTT 回線	TEL 03-5253-7527
				FAX 03-5253-7537
		衛星通信	TEL 6-048-500-7527	FAX 6-048-500-7537
	夜間 休日	宿直室	NTT 回線	TEL 03-5253-7777
			FAX 03-5253-7553	
		衛星通信	TEL 6-048-500-7782	FAX 6-048-500-7789

（資料編3 - 8：災害情報等報告取扱要領）

（資料編4 - 1：災害情報等に関する上川総合振興局への報告様式）

（2）災害情報

災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

（3）被害状況報告

速報、中間報告、最終報告とする。

3. 防災関係機関との被害状況の共有

被害状況等に関し、防災関係機関で共有することで、被害の拡大防止等を図る。

第4節 災害対策本部等の設置計画

市長は気象、地象及び水象に関する警報が発せられ、災害救助法が適用される程度の災害が発生し、又は発生する恐れがあるときに、その必要があると認められるときは災害対策本部を設置する。

上記の基準に満たない場合でも、災害救助、緊急措置、応急復旧その他災害対策を実施するため必要がある場合は同様に本部を設置する。

市長等と連絡が取れず、本部設置の遅れが応急対策を困難なものにする等、緊急やむを得ないと客観的に判断される場合は本部長の職務を代理する職員が設置を代行する。

■富良野市災害対策本部

1. 災害対策本部設置基準

- （1）災害救助法が適用される程度の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。

(2) その他の状況により市長が必要と認めるとき。

2. 災害対策本部の設置場所

原則として市複合庁舎(第1会議室等)とするが、災害により被害を受ける等の理由により使用できないときは、富良野市総合保健センターとする。

3. 災害対策本部の業務分担及び運営

災害対策本部に以下の対策部及び対策班をおく。なお、大災害時には各部各班の参集状況が均一にはならないので、各対策部長、班長は職員の重要な部署への弾力的な相互移動を心がけておく必要がある。

各部各班の所掌事務は、富良野市災害対策本部事務分掌のとおりとする。

(第3章防災組織別表1 P3-6：富良野市災害対策本部事務分掌)

4. 現地対策本部

応急対策を効果的に実施するため必要があるときは、現地に現地対策本部を設置することができる。

5. 本部の設置・廃止

本部設置の基準に達したときは本部の活動を開始する。本部長は、予想された災害の危険が解消したとき、または災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるときは、本部の活動を終了し、廃止する。

本部を設置し、または廃止した場合はその旨を公表する。現地対策本部についても同じとする。

(第3章防災組織第2節組織計画 P3-1：富良野市災害対策本部)

■非常警戒本部

市長は、本部設置には至らないが、次のいずれかに該当するときは、災害対策本部に順ずる組織として副市長を本部長とする非常警戒本部を設置し、災害対策を行うものとする。

1. 気象注意報が発表され、推移を見ながら対策を行う必要があるとき。
2. 局地的に軽微な対策を行う必要があるとき。
3. 災害対策本部の設置前に災害応急対策を行う必要が生じたとき。(災害対策本部廃止後に災害応急対策を行う必要が生じたときを含む。)

(第3章防災組織第2節組織計画 P3-4：非常警戒本部)

■動員計画

職員等の動員については動員計画による。

(第4章災害応急対策計画第5節 P4-6：動員計画)

■配備体制の活動要領

1. 第1非常配備体制下の活動

- (1) 総務対策部は、旭川地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報を勘案し、対策状況等を関係各対策部長に伝達する。これに基づき各対策部長は、措置を検討するとともに随時必要な応急対策を行う。

2. 第2非常配備体制下の活動

- (1) 総務対策部長は、本部機能を円滑にするため必要に応じ本部会議を開催する。
 (2) 関係対策部長は、所掌事務にかかる情報の収集・連絡体制、応急対策を強化する。
 (3) 総務対策部長は、関係対策部長及び富良野市防災会議の構成機関と連絡を密にし、客観的情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告する。
 (4) 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。
 ア 事態の重要性を対策部員に徹底させ、応急業務を行うこと。
 イ 装備、資器材、設備等を点検し、必要に応じて被災地区へ配備すること。
 ウ 関係対策部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

3. 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各対策部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動の状況を本部長に報告する。

(第3章防災組織第2節組織計画 P3-2：非常配備基準)

第5節 動員計画

この計画は、本市域に水害等の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、迅速に災害状況を集約し的確な応急対策活動を行うために、組織動員体制について、必要な事項を定める。

■勤務時間内の動員に至る緊急措置

各対策部長は、災害の発生と同時にそれぞれの在庁者の安全と避難誘導、庁舎防護措置、通信機能の確認、業務用機器並びに防災資器材の確保、非常持ち出し品の確認、災害情報の収集、人員の確認等、初動期における緊急措置を実施する。

■勤務時間外の動員

1. 参集の判断

本市に所属するすべての職員は、勤務時間外においても、災害が発生、又は災害が予測されるときは、動員命令を待つことなく、配備基準に基づく自己の判断によって、あらかじめ指定された所属勤務場所に自主参集する。

2. 参集場所

災害により、交通障害等で指定された所属勤務場所への参集が不可能なときは、最寄りの次の施設に参集し、指示を受ける。

- (1) 山部地区 山部支所「山部地区対策班」
- (2) 東山地区 東山支所「東山地区対策班」
- (3) その他の地区 富良野市役所「富良野市災害対策本部」

3. 動員の除外

平常時における病弱者、身体不自由者等で応急活動を実施することが困難であると各対策部長が認めたもの、または地震発生等において急病、負傷等で参集が不能となったものは動員対象から除外する。参集不能な職員は各対策部で安否の確認をする。

4. 長期的動員の計画

各対策部長は、応急体制が昼夜連続になると判断した場合は、輪番・交代制の動員計画を作成し、実施する。

■動員時の留意事項

災害発生と同時に職員は、次の要領で自動的に行動する。

1. 参集者の服装・携行品

応急活動に便利で安全な服装とし、筆記用具、帽子、手袋、タオル、**飲料水**、食糧、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ、その他必要な用具をできるかぎり携行すること。

2. 動員途上の緊急措置

職員は、動員途上において、火災あるいは人身事故等に遭遇したときは最寄りの消防署または警察署へ通報連絡するとともに、適切な措置をとること。

■参集途上の被害報告

職員は参集途上で見聞きした被害情報を所属の対策責任者に報告する。

(資料編4 - 16 : 災害情報報告書)

■参集者の配備と任務分担

各対策部長は、動員の任務分担について事前に行動マニュアルを定め、平常時から個人の担当業務を周知させることに努める。

第6節 災害通信計画

災害発生時において、施設の損壊や回線の輻輳等により、東日本電信電話（株）等の一般回線電話が非常にかかりにくくなることが予想される。防災関係機関及び各施設管理者は、次のとおり情報伝達手段を確保し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

■電話、電報による通信

1. 災害時優先電話

災害時において電話回線が異常に輻輳し、かかりにくい場合には、災害時優先電話を利用し通信の確保を図る。

2. 非常電報・緊急電報

非常時において緊急を要するための電報を発信する場合は、電気通信事業法及び東日本電信電話（株）の契約約款に基づき、非常扱いの電報又は緊急扱いの電報として発信する。

非常扱いの電報	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報
緊急扱いの電報	非常通話を除くほか、公共の利益のための緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

〈非常・緊急電報の利用方法〉

非常及び緊急電報を利用する場合は、次の手順によって行う。

- ① 1 1 5 番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。
- ② NTTコミュニケータがでたら
 - ア 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。
 - イ 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
 - ウ 届け先、通信文等。

■公衆通信設備以外の通信

1. IP無線機

災害時等の通信手段として、IP無線機20台を避難所及びパトロール従事職員用として使用する。

2. 防災携帯電話による通信

災害時等の通信手段として、携帯電話12台を現地対応職員用として使用する。

3. 北海道総合行政情報ネットワークシステムによる通信

北海道の本庁、各総合振興局、各振興局、出先機関並びに他市町村等との通信に使用する。

4. 通信設備の優先使用

災害発生時、応急処置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要がある場合、災害対策基本法第57条及び第79条など法令の定めに基づき、電気通信設備の優先利用、有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し通信の確保を図る。

5. 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記1から3に掲げる通信施設を使用又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局等へ協力を要請する。

(マニュアル編：富良野市非常通信マニュアル)

6. 通信途絶時の通信

前記の通信系統によっても通信を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、富良野市無線赤十字奉仕団の協力を得るなど、臨機の措置を講じて通信の確保を図る。

(資料編9 - 46：災害時における非常通信業務に関する協定)

第7節 災害広報計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、人身の安定と社会秩序の維持を図るため、市の広報紙、広報車、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、ソーシャルネットワークキングサービス（以下、「SNS」という。）地域FMラジオをはじめ、報道機関の協力を得て市民等に対して、被害の状況、災害応急対策その他必要な情報を迅速に広報する。

■ 予防対策広報

平常時においては、各種災害に備えての知識、準備等について、市広報紙等を通じて適宜周知する。また、災害発生のおそれがある場合には、予想される災害の規模や被害を防止するうえでの注意事項等について電話、広報車、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、LINE、フェイスブックで周知するとともに、地域FM放送局に対し放送の協力を要請する。

(資料編9 - 54：災害時における放送の協力に関する協定)

■災害時の広報

災害時には、市と防災関係機関が連絡を密にして広報活動を行う。また、災害情報の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。

1. 災害情報等の収集

災害情報等の収集は、次に掲げるところによる。

- (1) 災害現場の情報収集及び写真撮影
- (2) 報道機関その他関係機関及び市民等の取材による写真の収集
- (3) その他関係する資料の収集

2. 発表責任者及び広報班

- (1) 災害情報等の発表、広報については、総務対策部長が責任者としてその任にあたる。
- (2) 災害情報等の広報活動は、総務対策部広報班が行う。なお、事前に本部長の承認を得ることとし、一般職員にも庁内放送・庁内 LAN により状況の推移を周知する。

3. 広報の方法及び内容並びに報道機関に対する発表

(1) 広報の方法

一般市民及び被災者に対する広報は、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、[LINE](#)、フェイスブック、地域 FM ラジオ等によるものとし、状況により放送局、新聞社等の報道機関に協力を求め迅速に行う。さらに、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。

(2) 広報の内容

広報の内容は、次のとおりとし、災害情報及び応急措置の状況などを具体的にわかりやすく行う。なお、要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

- ア 災害情報及び関係機関、市民への注意事項
- イ 避難場所の位置及び危険区域等
- ウ 災害応急対策および復旧事業の実施状況
- エ 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- オ 交通及び通信の状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域等）
- カ 医療救護所の開設状況
- キ 給食、給水実施状況（日時、場所、量、対象者等）
- ク 衣料、生活必需品等供給状況（日時、場所、種類、量、対象者等）

ケ 市民の心得等人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

(3) 報道機関に対する発表

収集した被害状況、災害情報等は、その都度次の要領により報道機関に対して発表する。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各報道機関が行う独自の取材活動に対して積極的に情報・資料を提供するなどして協力するものとする。

ア 災害の種別（名称）及び発生年月日

イ 災害発生場所又は被害甚大地域

ウ 被害状況（交通、通信、火災、電気・ガス・上下水道、道路・橋梁等の被害状況）

エ 災害救助法適用の有無

オ 応急対策の状況

カ 本部の設置又は廃止

キ 人心・民生の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

(4) 各関係機関等に対する連絡

必要がある場合は、市内の公共機関、各種団体等に対して災害情報を提供する。

4. 市民等からの問い合わせ体制

総務対策部庶務班・広報班は、市民等からの被害情報や生活関連情報の問い合わせ、苦情に対する対応に当たる。また、被災状況により被災者相談所を開設したときは、速やかに広報車等により市民に周知するとともに、市民からの要望事項は直ちに所管対策部又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第8節 応急措置実施計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等必要な応急措置を実施することを目的とする。

■ 応急措置

1. 実施責任者

基本法、その他法令に定める応急措置の実施責任者は、次のとおりである。

- (1) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等
- (2) 水防管理者（市長）
- (3) 消防機関の長（富良野広域連合富良野消防署長）
- (4) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- (6) 北海道知事
- (7) 警察官等

(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関

2. 市長が実施する応急措置

措置区分	措 置 内 容 等	根拠法令
警戒区域の設定	人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	基本法第 63 条第 1 項
応急公用負担等の実施	ア 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。この場合、占有者等に対する通知又は公示を行い、当該処分により通常生ずべき損失の補償を行う。 イ 現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。この場合、除去した工作物等を保管し、占有者等に対し当該工作物を返還するため、必要な事項の公示を行う。 ウ 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。	基本法第 64 条、第 65 条
他の市町村長等に対する応援の要求	応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。また、応援に従事する者は、市長の指揮の下に行動するものとする。	基本法第 67 条
北海道知事に対する応援の要求	応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。この場合、北海道知事は正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。	基本法第 68 条
損害補償	応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その	基本法第 84 条第 1 項

	者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。	
--	--	--

第9節 避難対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し避難情報を発令し、安全地域に避難させるために必要な措置を定める。

■避難実施責任者及び措置内容並びに連絡及び協力

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難のための立退きの指示を行う。

また、市は、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求める。

1. 避難実施責任者及び要件

実施責任者	避難情報を発令する要件	根拠法令
市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第60条 第1項～第5項
北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第60条 第6項～第8項
警察官	□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合	基本法第61条 基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	□人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合	自衛隊法第94条
北海道知事、知事の命を受けた北海	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 □地すべりにより著しい危険が切迫していると認	水防法第22条 地すべり等防止

道職員	められるとき。	法第25条
水防管理者	□洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条

2. 連絡及び協力

北海道知事、市長及び富良野警察署長は、避難のための立退きの指示を行った場合は、相互に連絡を取り合うものとする。また、富良野警察署長は、市長が行う避難情報について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断し、避難情報発令の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

■避難情報の区分の基準及び発令

市長は、市域の河川特性や土砂災害特性等を考慮し、「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」にしたがい、避難情報の発令を行う。

(マニュアル編：避難情報の発令判断・伝達マニュアル)

種 別	発 令 基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適切であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適切であるとき。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者等避難発令時より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難指示（又は高齢者等避難）発令時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害が発生・切迫し、直ちに安全確保を要すると判断されるとき。

■避難情報の周知

市長は、避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難情報の発令にあたっては、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者

ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容となるように配慮し、危険地域の市民及び事業所等に対し、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、L I N E、フェイスブック、地域 FM ラジオ、サイレンその他の方法により周知徹底を図る。また、要配慮者及び観光客等への的確な情報提供に努める。

避難情報を発令する場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。

(資料編 9 - 4 5 : 災害時における放送の協力に関する協定)

(資料編 9 - 3 1 : 災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定)

1. 周知すべき避難情報を発令する場合の伝達事項

- (1) 避難情報発令の趣旨
- (2) 避難情報が発令された地域名
- (3) 避難場所
- (4) 避難の経路及び誘導方法
- (5) その他注意事項等

2. 周知の方法

住民に対する避難情報の周知方法は、次に掲げるところによる。

(1) サイレンによる方法

消防機関のサイレンを 60 秒間吹鳴する。

(2) 広報車による方法

市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。

(3) メール等による方法

安全・安心メール、緊急速報メール（エリアメール）、L I N E、フェイスブック及び市ホームページにより、市民等に周知する。

(4) 公共放送による方法

NHK、民間放送局、地域 FM ラジオに対し、避難情報を発令した旨を連絡し、市民等に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。

(5) 伝達員等による方法

避難情報を発令した時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、総務対策部広報班が消防職員や消防団員の協力を得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知することとし、特に要配慮者に留意する。また、メガホンや電話なども利用する。

3. 避難に関する留意点

市は、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶ恐

れがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保の措置を指示することができる。

■避難方法

市民等の避難誘導は、保健福祉対策部福祉班が誘導員としてこれを行い、誘導にあたっては要配慮者を優先し、状況により消防職員・消防団員・警察官・自衛官等・地域連合会・町内会・自主防災組織・富良野市民生委員・児童委員協議会等の協力を得ることとする。

1. 移送の方法

(1) 災害が小規模な場合

避難は、避難者自らが行うことを原則とするが、自力による避難、立退きが困難な要配慮者等の場合は、車両で移送する。

(2) 災害が大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、市のみでは措置できない場合は、北海道に対し応援を求めて実施する。

■避難路及び避難場所の安全確保

災害発生時に住民が避難所に避難する途中の事故及び危険を回避するため、市内の主要防災拠点を結ぶ避難路を避難路として指定する。避難誘導員、警察官その他避難措置の実施者は、避難路・避難場所の安全確保のため、支障物等の排除を行うものとする。

(資料編7 - 3 : 避難路指定図)

■避難所の開設及び運営

避難場所の場所として、あらかじめ市が指定した避難地及び避難所を災害の状況及び規模に応じて開設する。なお、避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

(資料編7 - 1 : 避難所一覧)

1. 要配慮者等避難施設

市長は、大規模災害により、多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、福祉避難所を開設するとともに、社会福祉施設等の福祉施設に受け入れ等について要請する。また、旅館やホテル等と予め協定を締結し避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるようにする。

(資料編9 - 25 : 災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定)

(資料編9 - 29 : 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定)

2. 避難所開設状況等の報告

市長は、避難所を開設する必要があると判断した場合は、避難所管理者にその旨を連

絡するとともに、保健福祉対策部福祉班又は教育対策部の職員を連絡員として駐在させ、避難住民の実態把握・保護・本部との情報連絡を担当させ、「避難所設置及び収容状況」及び「避難世帯調査票」を作成する。

(資料編4-13：避難所設置及び収容状況)

(資料編4-14：避難世帯調査票)

3. 自主防災組織等による避難所の運営

大規模災害等により、市による避難所運営が困難な場合は、避難所運営マニュアルにより、避難住民等が主体的に避難所運営を進める。

(マニュアル編：富良野市避難所運営マニュアル)

4. 市の指定避難所以外の開設

市長は、指定避難所以外に避難所として指定する場合には、施設管理者と協議を行い、同意を経て避難所の開設を行うものとする。

また、国の独立行政法人等が保有する施設等の活用も含めて可能な限り多くの避難所を開設するとともに周知に努める。

5. 新型コロナ感染症を含む感染症対策

市長は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当と保健福祉部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等を含めて検討するよう努めるものとする。

■関係機関への報告

1. 避難情報発令の報告

市長は、避難情報を発令したときは、次の事項を速やかに北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。市長以外の実施責任者が避難情報を発令した旨の通知を受けたときも同様とする。

なお、発令を解除したときは、直ちにその旨を公示するとともに、北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。

- (1) 避難情報の発令者
- (2) 発令の理由
- (3) 発令日時
- (4) 避難の対象区域
- (5) 避難先

2. 避難所開設・廃止の報告

市長は避難所を開設したときは、次の事項を北海道知事（上川総合振興局長）に報

告する。また、廃止したときもその旨を報告する。

- (1) 避難所開設の日時、場所及び施設名
- (2) 収容状況及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

■内閣総理大臣による広域一時滞在の協議の代行

大規模災害が発生し、市または北海道の指揮系統が失われ、事務の全部または大部分が実施不能となった場合、国は、被災住民の受入れ手続を代行するものとする。

■警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容等

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	□災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	基本法第63条第1項
富良野広域連合 富良野消防署長	□ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防職員又は消防団員	□火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条

消防機関に属する者	□水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察署長	□消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて職権を行う消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法第23条の2
警察官	□市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 □消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員から要求があったとき。 □水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	基本法第63条第2項 消防法第28条 水防法第14条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	□市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	基本法第63条第3項

第10節 救助救出計画

災害が発生し、生命・身体が危険な状態になった者の救助救出にあたり、市及び救助機関は、職員等の安全確保を図りつつ、各機関相互の情報交換、担当する区域の割り振りなど密接な連携のもとに迅速な活動を実施することが重要である。また、被災地の住民組織や自主防災組織等も可能な限り参加して被災者の救助救出に努めるものとする。

■実施責任

1. 市

市（災害救助法が適用された場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険な状態となった者をあらゆる手段を講じて早急に救出し、負傷者については速やかに医療機関又は救護所に収容する。また、市のみでは救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町村、北海道等に応援を要請する。

2. 消防機関

消防機関（富良野広域連合富良野消防署）は、災害による人命の救助、傷病者の医療機関等への搬送を適切行うものとする。

■救助救出活動

市は、富良野警察署との密接な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を必要とする者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て救助救出活動を行う。

また、重機等の機材を必要とする場合は、「災害時における災害応急復旧業務に関する協定」に基づき、関係機関に要請する。

（資料編9 - 33：災害時における災害応急復旧業務に関する協定）

第11節 災害警備計画

災害時における地域住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するために必要な措置を定める。

■災害警備体制の確立

北海道警察は、災害が発生したときは、状況に応じて災害警備本部を設置し、災害警備体制の確立を図る。

■応急対策の実施

富良野警察署長は、次に掲げる応急対策を実施する。

1. 災害情報の収集・伝達

市及び防災関係機関と連携して災害警備活動に必要な情報収集活動を徹底する。

2. 交通整理の実施

災害の発生による避難・消火・救助活動等で交通量が増加し、停電等による信号の停止や道路災害による渋滞が予想されるため、交通整理を実施して緊急輸送の確保を図る。

3. 防犯パトロール及び広報の実施

市及び富良野市地域安全協会と協力しながら、災害により無人化した住宅街や商店街をパトロールし、犯罪の予防及び取締りに当たる。

また、市や防災関係機関との連携のもとに交通規制や犯罪予防等に関する広報活動を行う。

4. 救助救出活動の実施

市・消防機関・医療機関の協力を得て、被災者の救助救出活動を行うとともに、遺体の検視（見分）等に当たる。

5. 避難情報の発令

市長が避難情報を発令することができないとき、又は市長から要求があったときに住民等に対し、避難情報を発令する。

第12節 交通応急対策計画

災害時における消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に行うため、市内主要交通路の確保、交通規制を実施し、応急作業の効率化を図ることを目的とする。

■交通応急対策の実施

実施機関	応 急 対 策 の 内 容 等	根 拠 法 令
北海道公安委員会	<p>□災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>□道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止する必要があると認めるときは、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。</p>	<p>基本法第76条</p> <p>道路交通法第4条</p>
警察署長	<p>□公安委員会は、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。</p>	<p>道路交通法第5条</p>

警察官	<p><input type="checkbox"/> 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。</p>	<p>基本法第76条の3第1項及び第2項</p> <p>道路交通法第6条第4項</p>
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<input type="checkbox"/> 警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が警察官と同様の応急対策を実施することができる。	基本法第76条の3第3項
消防吏員	<input type="checkbox"/> 警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員が警察官と同様の応急対策を実施することができる。	基本法第76条の3第4項
道路管理者	<input type="checkbox"/> 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条第1項

■道路の交通規制等

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会は、相互に緊密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、被災地内の道路及び交通の実態を把握のうえ必要な措置をとる。

1. 道路交通網の把握

- (1) 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2. 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

(2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示によりこれを行う。

(3) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合は、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があると認めるときは予め区間を指定し、運転者等に対し車両の移動を命ずるものとする。なお、運転者がいない場合等には、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。この場合において、道路管理者は、やむを得ない必要があるときには、他人の土地の一部を使用できるほか、竹木等障害物の処分を行える。

3. 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止・制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて周知徹底を図る。

■緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1. 通知

北海道公安委員会はあらかじめ当該道路管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかに通知する。

2. 緊急通行車両の確認手続

北海道知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会（富良野警察署長）は、振興局又は警察署及び交通検問所において、車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行う。

確認をしたものについては、車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

なお、緊急通行車両は、応急対策として概ね次に掲げる事項のために使用するものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難情報に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項

- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(資料編4 - 6 : 緊急通行車両確認証明書)

3. 通行禁止又は制限から除外する車両

市は、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない範囲内で、公益又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両について、富良野警察署を通じて「規制対象外車両通行証明書」及び「標章」の交付を申請する。

■緊急輸送道路ネットワーク計画

北海道開発局、北海道、日本道路公団北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送道路のネットワーク化を図るため、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、その概要は次のとおりである。

第1次緊急輸送道路ネットワーク	札幌市、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路（道路延長 5,672 km）
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路（道路延長 3,774 km）
第3次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路（道路延長 232 km）

第13節 輸送計画

この計画は、災害時において、災害応急対策、復旧対策等を円滑に処理するため、住民の避難、災害応急対策要員の移送、資機材、物資の輸送等を迅速・確実に行うための輸送計画を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

■実施責任

市（市民生活対策部輸送班）は、災害応急対策のための輸送を行うとともに、関係機関等への要請などにあたる。

■輸送の範囲及び順位

災害時における輸送の範囲は、概ね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接かかわるものを最優先する。

輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、①人命の安全、②被害の拡大防止、③応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

1. 被災者の避難
2. 医療及び助産で緊急を要する者
3. 被災者の救出のために必要な人員及び資機材等
4. 飲料水及び給水活動に必要な人員、資機材等
5. 救援物資
6. その他応急対策に必要な資機材等

■輸送の方法

1. 車両輸送

市有車両を動員することとし、総務対策部財政班が配車に当たる。市有車両のみでは輸送困難な場合は、関係機関等に車両輸送を要請する。

(資料編9 - 50 : 災害時における輸送等の協力に関する協定)

2. 鉄道輸送

道路の被害により、鉄道輸送の方が適切である場合は、北海道旅客鉄道(株)富良野駅に要請して輸送力を確保する。

3. 航空機輸送

地上輸送が不可能な事態となった場合又は急患輸送などの緊急輸送の必要が生じた場合は、北海道の消防防災ヘリコプターの応援要請、自衛隊ヘリコプターの出動要請要求を行う。

(資料編9 - 11 : 北海道消防防災ヘリコプター応援協定)

第14節 食料供給計画

この計画は、災害のために物資の流通機能がまひし、食料を確保することが困難な被災者等に対して、災害時における炊き出し、その他必要な食品を確保し支給するため、必要な事項を定める。

■実施責任

1. 富良野市長

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

2. 北海道知事（上川総合振興局長）

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

3. 北海道農政事務所長

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

■食料の供給

1. 主要食料

主要食料である米穀は、市内販売業者から調達することを基本とするが、応急用米穀を確保することが出来ないときは、上川総合振興局長を通じて北海道知事にその確保を要請する。この場合において、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官に直接、又は、上川総合振興局長を通じて北海道知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡しを要請する。

2. 副食及び調味料等

市長は、「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」に基づき、市内の応急生活物資取扱業者に対し副食及び調味料等の供給を要請する。

なお、供給品目は、生パン、乾パン、缶詰、インスタント食品、調味料等を主とし、人工栄養を必要とする乳幼児に対しては粉ミルクとする。

（資料編9 - 4 4：災害時における応急生活物資の供給等に関する協定）

3. 個人備蓄の推進

市は、非常用の食料等を最低3日分、出来れば7日分についてあらかじめ個人で備蓄しておくよう日頃から広報活動を通じて市民に周知しておくこととする。

■食料の供給対象者及び需要の把握等

1. 供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難情報に基づき避難場所に収容された者
- (2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な者
- (3) 旅行者、市内通過者などで他に食糧を得る手段のない者
- (4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- (5) 災害応急活動従事者

2. 需要の把握

- (1) 被災者等に対する食料の需要は各部各班が把握し、保健福祉対策部福祉班が取りまとめて調達を行う。なお、特に災害弱者に配慮して需要を把握することに努める。
- (2) 災害応急活動従事者に対する食料の需要は各部各班が把握し、総務対策部財政班が取りまとめて調達を行う。

3. 輸 送

食料の輸送は、食料調達先の業者及び市有車両によるが、市有車両のみでは輸送困難な場合は、関係機関等に車両輸送を要請する。

(資料編9 - 50 : 災害時における輸送等の協力に関する協定)

■炊き出し

被災者等に対する炊き出しは、保健福祉対策部福祉班が市内給食施設等を利用するほか、仕出し業者、飲食店、旅館等に協力を要請する。なお、状況により、富良野市赤十字奉仕団に対し協力を要請する。また、各避難場所運営組織やボランティアの協力を得る。炊き出しの状況は、「炊き出し給与状況簿」に記録する。

(資料編9 - 27 : 災害時におけるボランティア活動に関する協定)

(資料編9 - 52 : 災害時における炊き出し業務及び救護活動に関する協定)

(資料編4 - 18 : 炊き出し状況簿)

第15節 給水計画

この計画は、災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲用に適する水を得ることができない場合における生活用水の供給等について、必要な事項を定める。

■実施責任

市（建設水道対策部上下水道班）は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

1. 個人備蓄の推進

市は、非常用の食料等を最低3日分、出来れば7日分についてあらかじめ個人で備蓄しておくよう日頃から広報活動を通じて市民に周知しておくこととする。

2. 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、中五区水源池、中五区配水池等を利用する。なお不足する場合は、井戸水、自然水、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給す

るものとする。

3. 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材(ポリタンク等)の備蓄に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ給水車、散水車及びろ過器等を所有する機関から調達して給水に当るものとする。

4. 重要給水施設

人命に係る医療機関や防災拠点となる施設など、災害時においても特に優先して給水を確保することが必要な施設を重要給水施設として位置付ける。

(資料編7-4 重要給水施設一覧)

■給水の実施

1. 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車(給水タンク車・散水車・消防タンク車等)により取水し、被災地域内へ輸送のうえ市民に給水するものとする。この場合においては、事前にタンク内の清掃・消毒を十分に行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送等の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置等により浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査を行い、飲用に適すると認められる場合は、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲用不適の場合は、消毒等により衛生上無害な水質にして供給する。

2. 応援の要請

市長は自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村又は北海道に対し飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

第16節 上下水道施設対策計画

この計画は、市民の日常生活及び産業経済活動に欠くことのできない水道並びに下水道の各施設、設備についての応急措置について定めるものとする。

■上水道

1. 応急復旧

大規模な災害により長期間断水となれば住民の生活維持に大きな支障をきたすため、水道事業者（建設水道対策部上下水道班）は、あらかじめ施設の応急復旧計画を定めておくとともに、災害発生に際しては次の対策を講じて速やかな応急復旧による水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資機材等の確保など復旧体制を確立する。
- (3) 被害の状況により他市町村への応援要請を行う。
- (4) 住民に対する広報活動を行う。

2. 広報活動

水道施設に被害を生じたときは、その被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの措置について周知を図る。

■下水道

1. 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等に損害を与えるのみならず、人命をも脅かすものであることから、下水道管理者（建設水道対策部上下水道班）は、あらかじめ施設の応急復旧等についての計画を定めておくとともに、災害発生に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資機材等の確保など復旧体制を確立する。
- (3) 被害の状況により他市町村等への応援要請を行う。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急措置を取る場合は、速やかに関係機関へ連絡する。
- (6) 住民に対する広報活動を行う。

2. 広報活動

下水道施設に被害を生じたときは、その被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、住民の不安解消を図るとともに、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

(資料編9 - 3.3 : 災害時における災害応急復旧業務に関する協定)

この計画は、災害によって被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品をそう失又はき損し、これらの生活実需品を入手できない被災者に対し、急場をしのご程度の衣料、生活必需品等を確保するための措置について、定めるものとする。

■実施責任

1. 救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需物資の給与又は貸与は、市長が北海道知事の委任により実施する。
2. 救助法が適用されない場合には、市長がその都度実施する。

■給与又は貸与の対象者並びに物資の種類

1. 対象者

給与又は貸与の対象者は、概ね次のとおりとする。

- (1) 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、埋没及び床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服、寝具、その他生活必需品が損傷又は喪失し、日常生活を営むことが困難な者

2. 種類

給与又は貸与する物資の種類は、概ね次のとおりとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 外衣（作業衣、洋服、子供服等）
- (3) 肌着
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下等）
- (5) 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ロウソク、灯油等）
- (9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

■実施の方法

1. 物資の調達及び配分

総務対策部情報支援班による被災世帯構成人員調査に基づき、保健福祉対策部福祉班が物資を調達し、配分を行う。また、必要に応じて町内会や赤十字奉仕団に協力を依頼する。

市内で必要数量を確保することが困難な場合は、上川総合振興局に協力を要請する。

(資料編 9 - 2 7 : 災害時におけるボランティア活動に関する協定)

(資料編 9 - 4 4 : 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定)

2. 要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳ビン等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

3. その他

生活必需品等を供給するときは、「避難世帯調査票」及び「生活必需品等受払簿」に記録する。

(資料編4 - 14 : 避難世帯調査票)

(資料編4 - 17 : 生活必需品等受払簿)

第18節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため、電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

■ 応急対策

電力施設の応急復旧対策は、北海道電力株式会社が定める「防災業務計画」に基づいて実施される。

1. 活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢を発令し、態勢を整備する。

2. 情報収集

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、市及び北海道に連絡する。

3. 通信確保

本、支店重要発電所相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図る。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

4. 広 報

災害による停電及び使用制限に当たっては、災害概況、復旧見込を直接又は報道機関を通じて速やかに需要家に周知する。

5. 要員の確保

各支部は被害の状況により、支部管内の社外の応援を求め、なおかつ対処できないときは、本部に対して融通動員を要請する。

6. 資材等の調達

社内で調達し、なおかつ不足するときは、関連工事会社及び電力各社からの融通等により調達を図る。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求める。

7. 応急工事

災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努める。

(資料編9 - 41 : 災害時における応急対策業務に関わる協定書)

第19節 医療救護計画

この計画は、災害のため、医療機関の機能が停止、又は著しく低下・混乱した場合における医療救護の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

■実施責任

災害発生時において、医療の途を失った者に対する応急的医療救護は、市長が行う。ただし、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて市長が実施するほか、北海道知事の委託を受けた日赤北海道支部が実施する。

■対象者及び対象者の把握

1. 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害により医療を必要とする者
- (3) 災害発生の日前後7日以内の分娩者で、災害発生のため助産の途を失った者

2. 対象者の把握

総務対策部情報支援班が中心となり、医療及び助産等の救護を要する者を迅速に把握して保健福祉対策部保健医療班に連絡する。

保健福祉対策部保健医療班は、直ちに富良野医師会・旭川歯科医師会に対する派遣要請、医療救護所の設置、患者の救急輸送、収容、通信連絡の確保、医療資材の確保、手配等必要な措置を講ずる。

(資料編9 - 20 : 災害時における医療救護活動に関する協定)

(資料編9 - 22 : 災害時の歯科医療救護に関する協定)

(資料編11 - 1 : 市内医療機関一覧)

■医療救護所の設置及び医療救護班・歯科医療救護部隊等の派遣要請

1. 医療救護所の設置

- (1) 医療救護所は、医療救護を必要とする地域ごとに設置し、地域住民に周知する。
- (2) 医療救護所は、学校その他の公共施設を利用して設置するが、当該地域に適当な施設がない場合は、民家等を利用する。

2. 医療救護班・歯科医療救護部隊の派遣要請

災害の規模等により応急医療の必要があるときは、富良野医師会・旭川歯科医師会に対し医療救護班・歯科医療救護部隊（以下「救護班等」という。）の派遣要請を行う。

3. 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

医療救護活動は、原則として市が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を北海道知事に行う。

■医療及び助産の実施

1. 救護班等の編成

救護班等の編成は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班
 - 医師、看護師、助産師、その他補助員をもって編成する。
- (2) 歯科医療救護部隊
 - 歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士、その他補助員をもって編成する。

2. 医療及び助産業務

救護班等の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班
 - ア 傷病者に対する応急処置
 - イ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - ウ 被災者の死亡の確認及び遺体の検案
 - エ 助産救護
- (2) 歯科医療救護部隊
 - ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
 - イ 歯科医療を要する傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決

定

ウ 避難所における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
エ 検死・検案に際しての法歯学上の協力

3. 医療用資機材・医薬品等の調達

医療用資機材・医薬品等は、保健福祉対策部防疫班が市内の取扱業者から調達するが、なお不足する場合は北海道知事に対し斡旋及び提供を要請する。

4. 応援要請

状況に応じ必要がある場合は、近隣の医療機関、医師会、歯科医師会等に対し協力を要請するとともに、更に状況により北海道知事に対し救護班等の派遣を要請する。

5. 搬送体制の確保

収容医療機関及び後方医療機関への転送を要する傷病者の搬送は、救急車による。なお、交通の状況により救急車での搬送が困難な場合は、北海道知事、自衛隊にヘリコプターによる搬送を要請する。

6. 健康管理及び心のケア

医療救護所には、保健師を配置して保健指導に当たる。また、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力を得て、カウンセリングや心のケアを行い、被災者や要配慮者の精神的負担の軽減に努める。

第20節 防疫計画

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ協力的に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

■実施責任

市長（市民生活対策部環境・防疫班）は、北海道知事（上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室（富良野保健所）以下「富良野保健所」という。）の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を実施する。また、避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

■防疫の実施組織

市長は、概ね衛生技術者1名、事務員1名、作業員2～3名をもって防疫班を編成する。

■防疫の措置

市民生活対策部環境・防疫班は、感染症予防上必要があると認められる場合又は富良野地域保健室の指示があったときは、感染症法に基づき次の措置を講ずる。

1. 感染症の病原体に汚染された場所の消毒
2. ねずみ族、昆虫等の駆除
3. 物件に係る消毒等の措置
4. 生活用水の供給

■防疫の種別及び方法

1. 疫学調査及び健康診断等

富良野保健所は疫学調査及び健康被害調査を実施し、必要があるときは、市に対して健康診断及び臨時の予防接種の指示を行う。なお、防疫班は、関係機関との緊密な連携のもとに防疫情報の収集に努める。

- (1) 滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては少なくとも1日1回以上行う。
- (2) 疫学調査、健康被害調査の結果、必要があるときは健康診断を実施する。
- (3) 富良野保健所の指示により、感染症予防に必要な予防接種を実施する。

2. 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

富良野保健所から消毒の指示があったときは、薬剤の所要量を確保して速やかにこれを実施する。

(1) 飲料水

給水施設として井戸を使用している場合の井戸の消毒は、10%次亜塩素酸ナトリウム溶液をその水1 m³当たり 20cc 投入して十分攪拌した後約2時間放置し、給水栓における残留塩素を0.1～1 mg/ℓに保持する。ただし、給水する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は0.2～2mg/ℓに保持する。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又はウイルスに汚染されたおそれが強いときは、消毒のうえ、井戸がえを施さないと使用させない。

(2) 家屋内

汚染された台所、炊事場、食器戸棚などを中心に、クレゾール水などを用いて拭き、床下には湿潤の程度に応じて石灰を散布する。

(3) 便所

便所は石灰酸水、クレゾール水又はホルマリン水で拭き、便槽は、か性石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を十分攪拌させ、出来れば1週間以上放置したのち処理する。

ア か性石灰末・・・し尿貯留量の30分の1以上

イ 石灰乳、クロール石灰水・・・し尿貯留量の5分の1以上

3. ねずみ族、昆虫等の駆除及び物件等に係る消毒等の措置

富良野地域保健室の指示があつときは、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

4. 生活用水の供給

富良野保健所の指示があつたときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等を実情に応じて実施する。この場合、特に配水器具等の衛生的処理に留意する。なお、1人1日当たり約200とすることが望ましい。

5. 患者に対する措置

感染症患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに富良野地域保健室に通知し、感染症指定医療機関への患者の搬送に協力するとともに、その指示に基づき患者の住家等の消毒を行う。

名 称	所 在 地	指定病床数
富良野協会病院（第2種感染症指定医療機関）	富良野市住吉町1-30	4

6. 避難所等の防疫指導

避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

(1) 検病調査等

避難者に対しては少なくとも1日1回以上検病調査を実施し、調査の結果、検便等による健康診断を行う必要がある場合は、富良野地域保健室に連絡して健康診断を受けさせる。

(2) 消毒の実施

避難者に衣服等の日光消毒等を行うよう指導するとともに、必要があるときは、クレゾール等による便所、炊事場、洗濯場の消毒のほか、石鹼等を適当な場所に設置し、手洗いの励行などについて指導を徹底する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従させる。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、厨芥等の衛生的処理についても指導を徹底する。

(4) 飲料水等の管理

飲料水については、水質検査及び消毒を実施するよう指導を徹底する。

■家畜防疫

1. 実施責任

被災地の家畜防疫は、北海道上川家畜保健衛生所長が実施する。

2. 実施の方法

(1) 家畜防疫

ア 緊急防疫

家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防薬を緊急確保するとともに、必要に応じて家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)を適用して予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ 獣医薬品器材の確保

緊急防疫用獣医薬品器材の確保に努めるものとする。

ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに、必要と認める地域においては家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施するものとする。

エ 家畜衛生車の被災地への派遣

災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たるものとする。

(2) 家畜の救護

市長は、北海道中央農業共済組合道央統括センター富良野支所、家畜診療獣医師等と協力し、家畜の救護にあたるものとする。

第21節 廃棄物処理等計画

この計画は、災害の発生に際し、被災地におけるごみ収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、廃棄物処理業務を適切に行うため、必要な事項を定めるものとする。

■実施責任

1. ごみ及びし尿

被災地におけるごみ及びし尿の収集処理は、市(市民生活対策部環境・防疫班)が実施するが、市のみでは実施することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を要請する。

2. 死亡獣畜

被災地における死亡獣畜の処理は、所有者が行う。ただし、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、市が行う。

■廃棄物等の処理方法

1. ごみの収集処理

(1) 被災地住民の協力を要請し、原則として市ごみ処理基本計画に基づく分別収集

を行う。

- (2) 収集の順序として、生ごみ類など感染症の源となるものから収集し、その他のごみは後で収集する。
- (3) 収集に当たる車両は、市車両、委託業者の収集車及び借上車両とする。
- (4) ごみの処理は処理施設で行うが、大量のごみが発生して処理が困難な場合は、市リサイクルセンター又は富丘埋立処分場に一時搬入し、後日処理することとする。また、市の処理能力を超えると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

2. し尿の収集

許可業者の収集車及び借上車両により、損壊や溢水等の被害の大きいところから収集する。また、建設水道対策部上下水道班は、必要に応じ仮設トイレを設置する。

3. 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室（富良野保健所）の指導を受け、次により行う。（家畜は農林班、家畜以外の死亡獣畜は環境・防疫班が担当する。）

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前記(1)及び(2)により埋却する場合は、1 m以上覆土するものとする。

第22節 飼養動物対策計画

この計画は、災害時における動物等の適切な管理について、必要な事項を定める。

■実施責任及び飼養動物の取扱い

1. 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき、災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。
2. 災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。
3. 災害発生時において、北海道及び市は関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して放浪犬等の収容について周知を図るものとする。

第23節 文教対策計画

この計画は、学校施設の被災により、児童生徒の安全の確保や、通常の実施に支障をきたした場合における応急対策について、必要な事項を定める。

■実施責任

1. 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対策を実施するため、各学校では平素から災害に備えて教職員の役割分担、相互の連携、時間外における教職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒の安全確保

ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒の安全を確保するため、防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定その他登下校時の危険を回避するための方法について計画を立てるとともに、予め教職員、児童生徒、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

施設や設備を災害から防護するため、定期的な安全点検を行い、危険箇所や要補修箇所の早期発見と改善に努める。

2. 北海道及び市

市長(教育対策部)は、救助法が適用された場合には、北海道知事の委任を受けて児童生徒に対する学用品、文房具及び通学用品の給与に関する事務を行う。

■応急対策実施計画

1. 被害状況等の把握

教育対策部は、応急対策策定のため、次の事項を速やかに調査する。

(1) 学校施設の被害状況

(2) 教職員の被災状況

(3) 児童生徒の被災状況

(4) 応急措置を必要とする事項

2. 休校措置

(1) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校の措置をとる。児童生徒を帰宅させるときは、注意事項を十分徹底させるとともに、集団下校又は教職員による誘導等適切な措置をとる。

(2) 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、ただちにその旨を広報車や各学校の連絡網を利用するなどして児童生徒の保護者に連絡する。

3. 施設の確保と復旧対策

被害の程度	授業を実施する場所
学校施設の応急修理が可能な場合	速やかに修理を行うことにより、当該施設を利用する。
学校施設の一部が使用不能の場合	当該施設の一時転用等による。
学校施設の全部又は大部分が使用不能の場合	(1) 公民館等の公共施設を利用する。 (2) 隣接する学校施設を利用する。
特定の地域が全体的に相当大きな被害を受けた場合	(1) 住民の避難先の最寄の学校、無被害の最寄の学校、公民館等の公共施設を利用する。 (2) 応急仮校舎を建設する。

4. 教育の要領

(1) 被害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努め、特に授業の実施が不可能な場合であっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないようにする。

イ 教育活動の場所が公民館等学校以外の施設である場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。なお、集団登下校の際には、保護者、地域住民、関係機関等の協力を得るようにする。

エ 学校に避難所が開設された場合は、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

5. 教職員の確保

北海道教育委員会及び市教育委員会は、当該学校の教職員の被災状況を把握し、教職員が不足する場合は、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来たさないようにする。

6. 学校給食等の措置

- (1) 富良野広域連合富良野給食センターの施設・設備が被災し、学校給食の継続が困難となった場合は、各学校の応急教育体制に応じた給食体制をとる。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦粉、脱脂粉乳及び牛乳について関係機関に連絡して緊急配送を受けることとし、その他の物資についても応急調達に努める。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

7. 衛生管理対策

学校が被災者の収容施設として使用される場合は、次の点に留意のうえ衛生管理を行う。

- (1) 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 収容施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽の汲み取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

8. 学用品の調達・給与

- (1) 教科書については、北海道教育委員会に調達を依頼し、その他の学用品については市内の学用品店から調達する。
- (2) 給与の対象
住家の全壊（焼）、流失、半壊（半焼）又は床上浸水により学用品を喪失し、又は毀損し、就学上支障のある児童生徒に対し、救助法が適用された場合は市長が北海道知事の委任を受けて学用品を給与する。
- (3) 給与品目
ア 教科書及び教材
イ 文房具
ウ 通学用品
- (4) 給与状況の記録
学用品の給与を実施したときは、「学用品の給与状況簿」にその状況を記録する。

(資料編4 - 21 : 学用品の記録簿)

■文化財保全対策

富良野市文化財保護条例（昭和43年富良野市条例第12号）に基づく市指定文化財は、次のとおりである。文化財の管理者は、常に保全と保護に努め、災害が発生したときは市教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

名 称	区 分	管 理 者
富良野獅子舞	無形民俗文化財	富良野獅子舞保存会
北海道中心標	史跡(記念物)	富良野小学校
北大第八農場富良野成墾記念碑	史跡(記念物)	中五区天満宮氏子会
北大第八農場山部成墾記念碑	史跡(記念物)	山部神社氏子会

第24節 住宅対策計画

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理等について、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。

■実施責任

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることができない被災者に対しては、技術者等を動員して応急修理を実施するものとする。

救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置については原則として北海道知事が行うが、北海道知事から委任を受けた場合は市長（建設水道対策部建設班）が行う。

■実施の方法

1. 避難所

災害のため住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、必要に応じて避難所を開設する。

2. 公営住宅の利用

災害のため住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、必要に応じて空き公営住宅を利用する。

3. 応急仮設住宅

市は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設

可能戸数について、あらかじめ把握するよう努める。また、災害のため住宅が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要に応じて応急仮設住宅を建設する。救助法が適用された場合における基本的な事項は、次のとおりである。

(1) 入居対象者

次のいずれにも該当する者であること。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者

イ 居住する住宅のない者

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次のいずれかに該当する者

・生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び要保護者

・特定の資産のない失業者、寡婦、母子家庭、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

入居者の選定は、市長が行うが、選定にあたっては要配慮者を優先するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として北海道知事が行い、事前に北海道知事から委任を受けた場合は市長が行う。

(4) 建設戸数

建設必要戸数を北海道知事に要請する。

(5) 規模、構造、存続期間及び費用

応急仮設住宅の規模、構造、存続期間及び費用については、「災害救助法による救助の概要」のとおり。

(資料編3 - 15 : 災害救助法による救助の概要)

(6) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心、安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防災するための心のケア、入所者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始とする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

(7) 維持管理

北海道知事が設置した場合、その維持管理は市長に委任される。

4. 住宅の応急修理

(1) 応急修理対象者

次のいずれにも該当する者であること。

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では応急修理ができない者

(2) 実施の方法

応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲及び費用

修理の範囲及び費用については、資料編「災害救助法による救助の概要」による。

5. 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに該当する場合に、低所得罹災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

- ・被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- ・1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

- ・被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は市町村が整備し、管理するものとする。ただし、北海道知事が北海道において整備する必要性を認めたときは北海道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第46条の規定による事業主体の変更を行って建設市町村に譲渡し、管理は建設市町村が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は概ね次の基準によるものとする。

ア 入居者の条件

- ・当該災害発生の日から3ヶ年間は、当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- ・当該災害発生後3ヶ年間は、月収268,000円以下でそれぞれ市町村営住宅条例で定める金額を超えない世帯であること。
- ・現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること。
- ・現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度。やむをえない場合は翌年度

エ 国庫補助

- ・建設、買取りを行う場合、標準建設、買取費等の2/3。ただし、激甚災害の場合

- 合は3/4
- ・借上げを行う場合、共同施設等整備費の2/5

■資材の斡旋、調達

市長は、建築資材等の調達が困難な場合は、北海道に斡旋を依頼するものとする。

第25節 被災宅地安全対策計画

この計画は、市の区域内において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施することにより、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民生活の安全の確保を図る。

■危険度判定実施の決定

市長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、北海道知事に対し支援を要請する。

■危険度判定の支援

北海道知事は、市町村長からの支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

■判定士の業務

判定士は、次に定めるところにより被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

1. 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票に記入し判定を行う。
2. 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3区分に判定する。
3. 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーにより表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

■危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、建設水道対策部建設班内に置き次の業務を行う。

1. 宅地に係る被害情報の収集
2. 判定実施計画の作成
3. 判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
4. 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
5. 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

■事前準備

市は災害発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

第26節 行方不明者の搜索及び遺体の処理埋葬計画

この計画は、災害より行方不明となり、すでに死亡されていると推定されるものの搜索及び災害等により災害により行方不明となった者の搜索及び遺体の收容処理埋葬の実施に関する計画は、次に定めるところによる。

■実施責任

行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬については、市長（総務対策部本部班及び市民生活対策部環境・防疫班）が警察官の協力を得て行う。ただし、救助法が適用された場合には北海道知事の委任を受けて市長が行うこととなるが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、北海道知事の委託を受けた日赤北海道支部が行う。

■実施の方法

1. 行方不明者の搜索

(1) 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索の実施

総務対策部本部班は、災害の種別、規模等を勘案して搜索の方法及び期間を定め、警察官・消防機関に協力を要請し搜索を実施する。なお、被災の状況によっては関係機関や地域住民の協力を求める。

(3) 警察署への通報

総務対策部本部班は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を富良野警察署に通報する。

- ア 行方不明者の人員数
- イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- ウ 行方不明となった日時
- エ 行方不明者が発見されると考えられる地域
- オ その他行方不明の状況

2. 遺体の収容処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

(2) 処理の範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理（日赤北海道支部）
- イ 遺体の一時保存（市）
- ウ 検案（日赤北海道支部）
- エ 遺体見分（警察官）

(4) 収容処理の方法

- ア 市民生活対策部環境・防疫班は遺体を発見したときは、速やかに警察官の見分及び日赤北海道支部の検案を受け、次により処理する。
 - ・身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。
 - ・身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。
- イ 遺体は到着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。
- ウ 遺体収容所は、市内の寺院、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

3. 遺体の埋葬

(1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

- ア 遺族がいる遺体
遺体を火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等の現物給付をもって行う。
- イ 遺族がいない遺体
遺体収容所に一定期間収容しても引取人のいない遺体については、火葬に付して無縁故者墓碑に合葬する。

ウ 身元不明の遺体

身元不明の遺体は、富良野警察署に連絡して調査するが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

4. 費用及び期間

災害救助法による救助の概要のとおり。

(資料編3 - 15 : 災害救助法による救助の概要)

第27節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害により、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものの除去に関する計画は、次に定めるところによる。

■実施責任

1. 道路、河川に障害を及ぼしているものの除去

道路法（昭和27年号外法律第180号）及び河川法（昭和39年法律第167号）に定めるそれぞれの管理者が、災害の規模や障害の状況等により相互に協力して行うものとする。なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任により市長（建設水道対策部土木班）が行う。

2. 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道事業法（昭和61年号外法律第92号）その他の法律により当該施設の所有者が行うものとする。

■障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えらるると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めるときに行うものとし、その概要は次のとおりである。

1. 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害物の除去を必要とする場合

2. 交通の安全と輸送の確保のために障害物の除去を必要とする場合

3. 河川の流れを良くし、溢水の防止及び護岸等の決壊防止のために障害物の除去が必要と認められる場合

4. その他公共的立場から除去を必要とする場合

■障害物の除去の方法

1. 建設水道対策部土木班は、自らの応急対策機具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行う。

(資料編9 - 33 : 災害時における災害応急復旧業務に関する協定)

2. 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

■除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、被災地周辺の遊休地又は別に指定する集積場に搬入するものとし、人命及び財産に被害を及ぼさず、また交通の障害とならない場所を選定する。

■放置車両の除去

放置車両の除去については、交通応急対策計画の定めるところによる。

(災害応急計画編第12節 P4-21 : 交通応急対策計画)

第28節 応急土木対策計画

この計画は、災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の応急復旧を実施し、応急作業の効率化を図ることを目的とする。

■災害の原因及び被害種別

1. 災害の原因
 - (1) 融雪、雪崩及び異常気象等による出水
 - (2) 山崩れ
 - (3) 地すべり
 - (4) 土石流
 - (5) がけ崩れ
 - (6) 地震
 - (7) 火山噴火
2. 被害種別
 - (1) 路面及び路床の流失・埋没
 - (2) 橋梁の流失
 - (3) 河川の決壊及び埋没
 - (4) 堤防の決壊
 - (5) ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
 - (6) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

■応急土木復旧対策

1. 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施し、市の土木施設については、市長（建設水道対策部土木班・上下水道班）が実施する。

2. 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておく。

イ 災害の発生が予想されるときは、所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を的確に判断して応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

所管の施設について必要な箇所の補強などの防護措置を行うとともに、緊急の必要があると認めるときは、他人の土地・建物等の一時使用、支障となる工作物等の除去などの応急公用負担等を実施する。なお、市のみで実施することが困難な場合は、北海道、近隣市町村、関係機関等の応援を要請する。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、前記（2）に定めるところに準じて応急復旧を実施する。

3. 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画等に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が円滑に実施されるよう相互に協力する。

（資料編9 - 33：災害時における災害応急復旧業務に関する協定）

第29節 農林業対策計画

この計画は、災害による農地、農作物、家畜、林道施設、治山施設、林産物等に対する被害の防除措置について定めるものとする。

■実施責任

災害時における農林業の応急対策は、市長（経済対策部農林班）が実施する。

■被害状況の把握

経済対策部農林班は、応急対策策定のため、次に掲げる事項の被害状況を調査する。

1. 農地
2. 農作物
3. 農業用施設
4. 家畜
5. 林地
6. 治山施設
7. 林道
8. 林産物等

■応急対策

1. 農作物対策

経済対策部農林班は、ふらの農業協同組合、北海道中央農業共済組合道央統括センター富良野支所及び上川農業改良普及センター富良野支所等と連携して、農作物及び農地の被害状況に応じて次の応急措置をとる。

- (1) 冠水後の農作物への応急措置の指導
- (2) 病虫害発生予防措置の指導
- (3) 薬剤、資機材の供給、農薬の散布
- (4) 農作物の生産管理技術の指導

2. 家畜の飼料対策

経済対策部農林班は、被災農家の家畜飼料の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって上川総合振興局を通じ北海道（農政部）に応急飼料のあっせんを要請する。

なお、家畜の防疫については、「家畜防疫」の定めるところによる。

- (1) 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）
 - ア 家畜の種類及び頭羽数
 - イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
 - ウ 購入予算額
 - エ 農家戸数等の参考となる事項
- (2) 転飼
 - ア 家畜の種類及び頭羽数
 - イ 転飼希望期間
 - ウ 管理方法（預託、付添等）
 - エ 転飼予算額
 - オ 農家戸数等の参考となる事項

(災害応急計画編第20節 P4-34：防疫計画)

第30節 労務供給計画

この計画は、災害応急対策の実施について要員が不足し、賃金職員の雇用が必要となった場合について、迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

■実施責任

市長（総務対策部庶務班）は、災害時における応急対策に必要な労務要員の確保・供給に当たる。

■供給の方法

1. 協力団体等に対する動員要請

協力団体等（各種協定締結団体等）、町内会・連合会組織等に対して労務要員の動員を要請する。

2. 労務の範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療、助産の移送
- (3) 被災者救出のための機械器具、資材の運搬、操作
- (4) 飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用薬品の配布
- (5) 救援物資の支給
- (6) 遺体の捜索及び処理
- (7) 土木作業、清掃作業
- (8) その他災害応急対策等に必要な作業

3. 旭川公共職業安定所富良野出張所に対する求人申込み

市において労務要員の雇用が困難な場合は、旭川公共職業安定所富良野出張所に対して、次の事項を明らかにして求人の申込みを行う。

- (1) 職業別、所要労務要員数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

■賃金及びその他の費用負担

1. 労務要員に対する賃金は、市内における同種の業務及び同程度の技能について支払

われる賃金水準を上回るよう努めるものとする。

2. 救助法が適用された場合は、救助法の定めるところによる。

(資料編3 - 15 : 災害救助法による救助の概要)

第31節 ヘリコプター要請・活用計画

この計画は、市内において大規模な災害が発生し、迅速・的確な応急対策を実施するために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、広域的かつ機動的な活動が可能な消防防災ヘリコプターの応援を要請してその活用を図る。

(資料編9 - 11 : 北海道消防防災ヘリコプター応援協定)

■ 応援要請

1. 要請の要件

市長（総務対策部本部班）は、災害が発生し次の各号のいずれかに該当する場合は、北海道知事に対して消防防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

- (1) 市（富良野広域連合富良野消防署）の消防力によっては応急対策が著しく困難な場合
- (2) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2. 要請の方法

応援要請は、北海道（総務部防災消防課防災航空室）に対し電話により次に掲げる事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(資料編4 - 9 : 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票)

■ 活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、概ね次に掲げるところによる。

1. 災害応急対策活動
 - (1) 被災状況調査などの情報収集活動
 - (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送
2. 救急・救助活動
 - (1) 傷病者、医師等の搬送
 - (2) 被災者の救助・救出
3. 火災防御活動
 - (1) 空中消火
 - (2) 消火資機材、人員等の搬送
4. その他ヘリコプターの活用が有効と認められる場合

■支援体制

1. 離着陸場

原則として指定離着陸場を利用するが、災害の状況により離着陸場候補地を利用することとする。ただし、離着陸場候補地についてはほとんどが避難所となっているため、離着陸に際しては避難住民の安全に特に留意する。

指定離着陸場	所在地	経緯度	
		北緯	東経
富良野市河川球場	弥生町6番地先	43° 20' 35"	142° 22' 33"

注：経緯度は、国土地理院の地形図閲覧サービスによる座標測定値(世界測地系)である。

(資料編5 - 16：ヘリコプター指定離着陸場・候補地一覧)

2. 支援体制

(1) 地上支援

離着陸の安全確保のため、地上支援要員や駐機スペースの確保を図る。

(2) 受け入れ体制

受け入れに当たっては、所要資機材、宿泊施設等の確保を図る。

第32節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

北海道知事(上川総合振興局長)は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定に基づき部隊等の派遣を要請することができる。

自衛隊の部隊等の派遣要請手続及び派遣活動等に関する計画は、次に定めるところによ

る。

■災害派遣要請

1. 市長からの派遣要請要求

市長は、災害の状況により災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした自衛隊災害派遣要請要求書をもって北海道知事（上川総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要求し、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

（資料編4 - 1 1 : 別記様式1（自衛隊災害派遣要請請求書））

2. 緊急時の派遣要求

市長は、人命の緊急救助に関し北海道知事（上川総合振興局長）に派遣要請を要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により北海道知事（上川総合振興局長）と指定部隊（陸上自衛隊上富良野駐屯地第4特科群）との連絡が不能であるなどの場合は、直接指定部隊の長に派遣要求することができる。この場合は、事後において速やかに北海道知事（上川総合振興局長）に連絡し、上記1の手続きを行う。

■連絡先

区 分	担 当 部 署	電 話 番 号
上川総合振興局	地域振興部地域政策課（防災担当）	0166-46-5918
自 衛 隊	陸上自衛隊上富良野駐屯地 第4特科群第104特科大隊	45-3101 内線 230

3. 受入体制

(1) 派遣部隊到着前の措置

北海道知事（上川総合振興局長）又は指定部隊から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

- ア 派遣部隊本部は、市災害対策本部内に置く。
- イ 派遣部隊の宿泊所、車両、機械等の展開場所は、原則としてスポーツセンターとする。
- ウ 派遣部隊との連絡責任者は本部班長とし、連絡員は本部班員とする。
- エ 派遣部隊到着と同時に作業開始となるよう、本部会議において作業計画を樹立

しておく。

(2) 派遣部隊到着後の措置

- ア 派遣部隊の責任者と作業計画について協議・調整する。
- イ 派遣部隊の到着後及び必要に応じて、次の事項を上川総合振興局経由で北海道へ報告する。
 - ・派遣部隊の長の職氏名
 - ・隊員数
 - ・到着日時
 - ・従事している作業内容及び進捗状況
 - ・その他参考となる事項

4. 経費の負担

(1) 次の経費は、市が負担する。

- ア 資材費及び機器借上料
- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料
- エ 水道料
- オ 汲取料

(2) その他の必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

■派遣活動

災害派遣地における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

1. 被害状況の把握
2. 避難の援助
3. 遭難者の搜索活動
4. 水防活動
5. 消防活動
6. 応急医療、救護及び防疫
7. 人員及び物資の緊急輸送
8. 炊飯及び給水
9. 物資の無償貸付又は譲与
10. 危険物の保安及び除去
11. その他

■自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、北海道知事の要請を待ついとまがない場合は、次に掲げる基準により自主的に部隊等を派遣することができる。

1. 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
2. 北海道知事が自衛隊の災害派遣を要請することができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
3. 航空機事故の発生を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
4. その他特に緊急を要し、北海道知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

■自衛隊との情報交換及び連携強化

自衛隊及び北海道・市・関係機関は、収集した情報を相互に交換するものとする。また、救援活動が適切かつ効率的に実施できるよう連絡調整に努める。

■災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官は、自衛隊法、基本法その他の法令に基づき市長、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、この場合は部隊等の指揮官の命令によるものとし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合は、この限りでない。

1. 住民等の避難等の措置（自衛隊法第94条第1項、警察官職務執行法第4条）
2. 他人の土地等への立入（自衛隊法第94条第1項、警察官職務執行法第6条第1項）
3. 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
4. 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
5. 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
6. 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための車両等の移動措置命令等（基本法

第76条の3第3項)

■撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長は北海道知事（上川総合振興局長）及び派遣部隊の長と協議のうえ、撤収要請請求書により派遣部隊の撤収要請を北海道知事（上川総合振興局長）に要求する。

（資料編4 - 12：別記様式2（自衛隊災害派遣撤収要請要求書））

第33節 広域応援要請計画

この計画は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、北海道及びその他地方公共団体の長等に対して、物資等応援について、あっせんをも求めるものとする。

■応援要請

1. 国による応援・代行

大規模災害が発生し、従来の地方公共団体間の応援できない事態が発生した場合、国は、災害応急対策を応援するものとする。さらに、市または北海道の指揮系統が失われ、事務の全部または大部分が実施不能となった場合、国は、応急措置を代行するものとする。

2. 北海道知事に対する応援要請

市長は、大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施することができない場合は、基本法第68条の規定に基づき北海道知事に対し、次の事項を明らかにして応援を要請することができる。

なお、応援の要請が必要な場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」、及び「緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、知事等に対して応援の要請を行う。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を必要とする理由
- (3) 応援を希望する物資等の品名、数量
- (4) 応援を必要とする場所・活動内容
- (5) その他必要な事項

（資料編9 - 6：災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定）

（資料編9 - 11：北海道消防防災ヘリコプター応援協定）

3. 市町村への要請

市長は、大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者への救援等の災害応急対策を実施することができない場合は、「全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書」「道北市長会構成市相互の応援に関する覚書」に基づき、加盟自治体の長に対して応援の要請を行う。

(資料編9 - 13 : 全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書)

(資料編9 - 15 : 道北市長会構成市相互の応援に関する覚書)

4. 河川管理者への要請

市長は、大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者への救援等の災害応急対策を実施することができない場合は、河川管理者（北海道開発局又は北海道知事）に対して、応急復旧資材又は備蓄資機材の貸与を求めるとともに、水防活動に関する情報の共有をおこなうため、職員の派遣（リエゾンの派遣）要請を行う。

■受入体制

1. 連絡調整

市長（総務対策部本部班）は、北海道や他の市町村等の応援活動が円滑に行われるよう連絡調整責任者を定め、連絡調整を行わせる。

また、北海道や他の市町村も連絡調整責任者を定め、市との連絡調整に当たる。

2. 受入体制

応援活動が円滑に実施されるように作業内容、作業場所、宿泊施設その他必要な受入体制を確立しておく。

第34節 職員応援派遣要請計画

この計画は、大規模災害が発生した場合における指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣要請又は北海道知事に対する派遣のあっせん要請に関して、必要な事項を定めるものとする。

■派遣要請及び派遣のあっせん要請

1. 派遣要請

市長（総務対策部本部班）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して職員の派遣を要請することができる。

2. 派遣のあっせん要請

市長（総務対策部本部班）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるとき

は、北海道知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

■要請手続等

1. 職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国等の職員の派遣要請のみでなく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に規定する地方公共団体相互間の職員の派遣についても同様とする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2. 職員の派遣のあつせんを求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- (1) 派遣のあつせんを求める理由
- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについて必要な事項

■派遣職員の身分取扱

1. 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側及び受入側双方の身分を有するものとし、双方の条例・規則の適用を受ける。ただし、双方の条例・規則に矛盾が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

2. 派遣職員の給与等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条、地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

3. 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

4. 派遣職員の服務は、受入側の規定を適用するものとする。

5. 受入側は、派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

■受入体制

受け入れ体制については、広域応援要請計画に準ずる。

(災害応急対策編第33節 P4-58：広域応援要請計画)

第35節 災害ボランティアとの連携計画

この計画は、社会福祉法人富良野市社会福祉協議会及び奉仕団、各種ボランティア団体等と協力し、災害ボランティアの能力が最大限に発揮され、被災地の復興にいかされるよう、その自主性・主体性を尊重しつつ、活動を支援する。

■災害ボランティアセンターの設置及び運営

市内で震度6弱以上の地震が発生したとき、又は同程度の被害が発生したときは、ボランティア活動が迅速・円滑に行われるよう、市と社会福祉法人富良野市社会福祉協議会が協力し、災害ボランティアセンターを早期に富良野スポーツセンター又は富良野地域人材開発センターに設置する。ただし、被災状況等によっては、他の場所に設置することがある。

災害ボランティアセンターでは、災害ボランティアの活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等を行う。市は随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として配置する。

(資料編9 - 27：災害時におけるボランティア活動に関する協定)

■ボランティア団体等の協力要請並びに受入

市は、災害の状況等により要員に不足を生ずると判断した時は、赤十字奉仕団等のボランティア団体に対して協力を要請するものとする。この要請のほか、その他のボランティア団体からの協力の申し入れがあった場合には、災害ボランティアセンターで受け入れるものとする。

ボランティアの受け入れにあたっては、被災地のニーズを反映し、高齢者介護や外国語会話力などの技能が効果的に活かされるよう配慮する。

■災害ボランティア活動の支援

市は、災害ボランティア本部等における災害ボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第36節 要配慮者に対する応急活動計画

災害発生時には、要配慮者が被害を受ける可能性が高いため、市及び社会福祉関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の安全を確保するとともに、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

■主な活動

1. 市は、発災時においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、「富良野市避難行動要支援者の避難行動支援全体計画」に基づき、連合会・町内会・自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会等の協力を得ながら、迅速に安否確認を行うとともに、避難行動の実施に努めるものとする。
(マニュアル編：富良野市避難行動要支援者の避難行動支援全体計画)
2. 介護用品、育児用品等要配慮者の生活維持のため、必要な物資を調達・確保する。
3. 要配慮者の心身両面の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて保健福祉サービスの提供を行う。
4. 要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。

■避難施設等の確保

多くの一般避難者と一緒に生活を送ることが困難な高齢者や障害のある人等のための避難所として、ふれあいセンターを福祉避難所として指定し、必要な物資・機材等の備蓄を図る。また必要に応じて、社会福祉法人等が運営する福祉施設への受け入れ、及び避難所における介護職員等の派遣について、災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定に基づき要請する。

(資料編9 - 25：災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定)

■情報提供体制の確立

市は、要配慮者に対する情報の伝達等に関して、避難行動要支援者名簿等を活用し、迅速かつ的確に実施できるよう福祉関係団体、地域住民及び自主防災組織と連携のもと、情報提供体制の確立に努める。

■避難誘導體制の確立

市、自主防災組織、地域住民及び福祉関係団体等は、互いに連携を図りながら、避難の必要がある要配慮者の避難の介助に努める。

第37節 災害義援金受付（配分）計画

この計画は、災害による被災者を援護するための災害義援金の受付及び配分に関して、必要な事項を定めるものとする。

■義援金の受付及び配分

日赤は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日赤北海道支部が義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置し、被害状況に応じて義援金を罹災者に配分する。なお、委員会の運営方法については、北海道災害義援金募集（配分）委員会会則及び災害義援金事業（配分）要綱骨子に基づくものとする。

市長（保健福祉対策部福祉班）は、全国各地からの義援金を受付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分する。

（資料編3 - 1：北海道災害義援金募集（配分）委員会会則）

（資料編3 - 3：災害義援金募集（配分）事業要綱骨子）

第38節 災害応急金融計画

災害による被害の応急復旧及び罹災者の速やかな立ち直りを期すため、応急金融制度の活用を図る。

（資料編3 - 27：各種融資制度の概要）

第39節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次に定めるところによる。

■実施責任

救助法による救助の実施は、北海道知事が行う。ただし、市長は北海道知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断と責任において救助を実施する。

■救助法の適用基準

救助法による救助は、市の区域で次に掲げる程度の災害が発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

被害区分	市単独の場合	被害が相当広範囲な場合（全道2,500世帯以上）	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
------	--------	--------------------------	--------------------------------

市の人口	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
富良野市 (15,000人以上 30,000人未満)	50	25	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。

適	用
<p>1. 住家被害の判定基準</p> <p>(1) 滅失・・・全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のものである。</p> <p>(2) 半壊、半焼・・・2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20～70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20以上50%未満のもの。</p> <p>(3) 床上浸水・・・3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>2. 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>	

■救助法の適用手続き

1. 市長は、市における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を北海道知事に報告しなければならない。
2. 災害の事態が急迫し、北海道知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに上川総合振興局長に報告し、その後の措置について指示を受けなければならない。
3. 上川総合振興局長は、前記の報告に基づき救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨を市長に通知するとともに、北海道知事に報

告する。北海道知事は、上川総合振興局長からの報告に基づき直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

■救助の実施と種類

1. 救助の実施

北海道知事は、救助法が適用された場合には、同法に基づき必要と認める救助を実施し、市長はこれを補助する。

2. 救助の種類

市長が実施した方がより迅速に対処することができると判断される次の救助については、個別の災害ごとに北海道知事が通知により市長に委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
応急仮設住宅の供与	着工から20日以内	対象者、対象箇所の選定～市 設置～北海道(委任したときは市)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医療	14日以内	医療班～北海道・日赤道支部 (委任したときは市)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～北海道・日赤道支部 (委任したときは市)
災害にかかった者の救出	3日以内	市
住宅の応急修理	1月以内	市
学用品の給与	教科書等 1月以内 文房具等 15日以内	市
埋葬	10日以内	市
行方不明者の搜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市

(資料編3 - 15 : 災害救助法による救助の概要)

■被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害を受けたと認められる世帯で、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な場合には、申請により被災者生活再建支援金が支給される。

（資料編3 - 27：各種融資制度の概要）

第40節 罹災証明の発行計画

罹災証明の発行に関して、必要な事項を定める。

■実施責任者

総務対策部（調査班）が担当する。

■罹災証明等の交付体制の整備

罹災証明は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たしていることから、平常時から住家被害の調査する職員の育成や、罹災証明書に関する行動規程等を整理し、遅滞なく交付できるよう、必要な業務の体制確保に努める。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、当該台帳作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報を活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

（資料編4 - 7：罹災証明書、資料編4 - 8：罹災証明発行記録）

第41節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給についての計画は、次のとおりである。

■実施責任者

1. 富良野市

市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類暖房用燃料の確保に努める。

（1） 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。

(資料編9-48 災害時における石油類燃料の供給に関する協定)

- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めるとともに、調達所要が発生した際には、石油業協同組合と連絡調整を行う。
- (4) LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

(資料編9-35 災害発生時における富良野市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定)

2. 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、北海道石油業協同組合連合会に対し、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）や市長等の要請に基づき円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

3. 北海道経済産業局

灯油、ガソリン等の燃料に関する需給・価格変動等の把握及び情報提供を行う。

■石油類燃料の確保

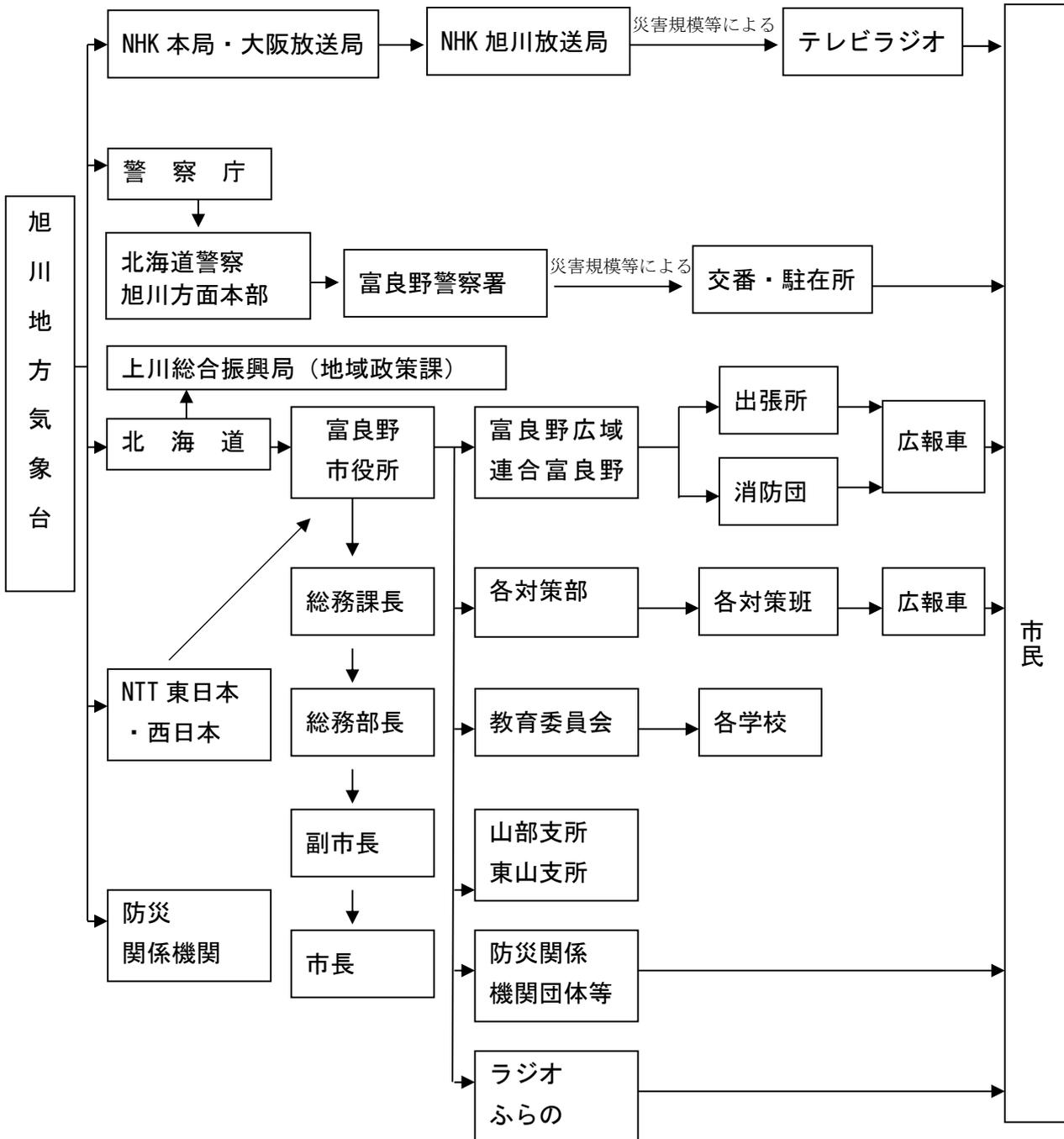
災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対して協力を要請し、又は斡旋を求める。

1. 市は、総務対策部 財政班を中心に、関係する各対策部班と連携して行う。

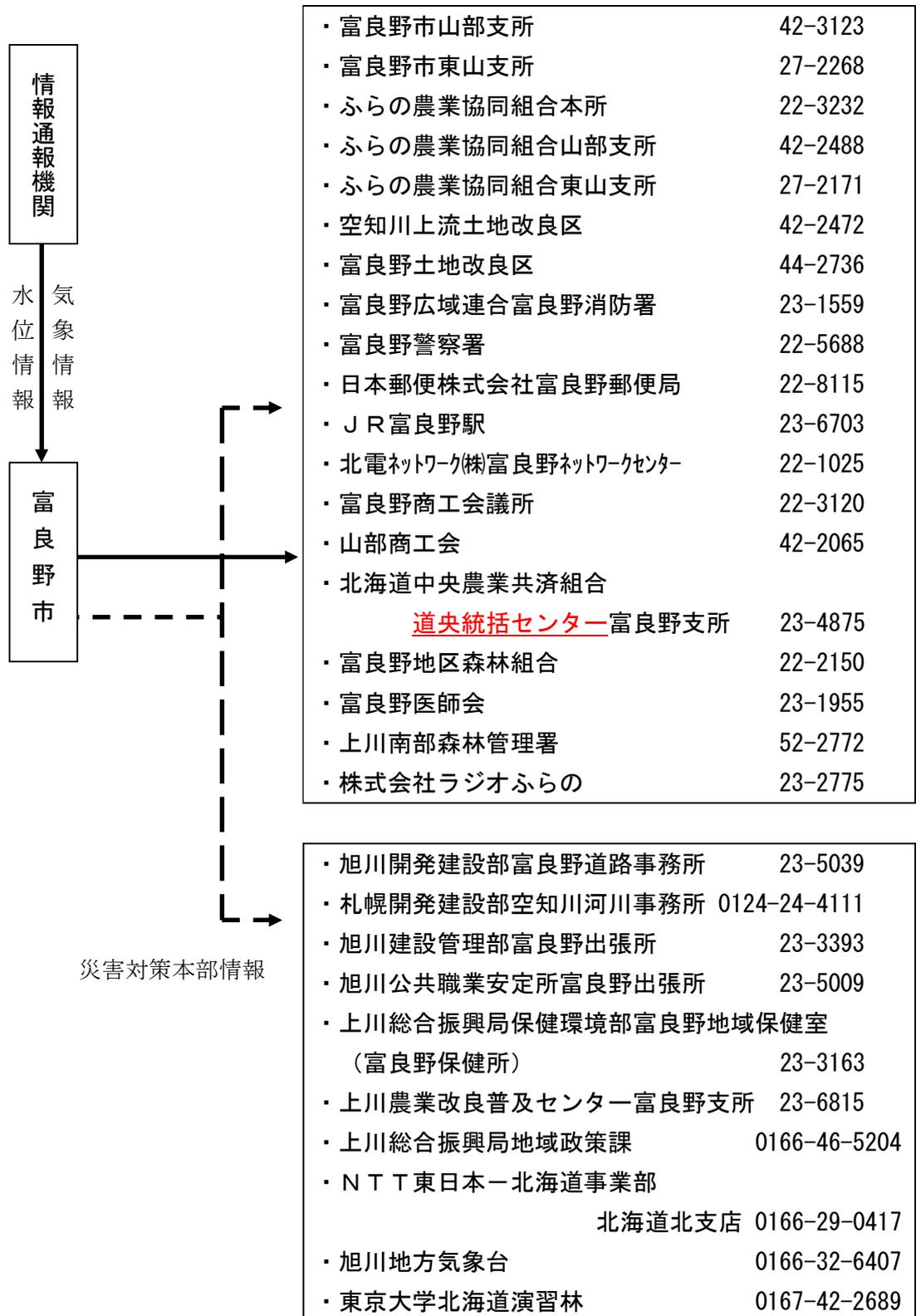
2. 道は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

また、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核SS、住民拠点SS及び北海道地域サポートSSの営業状況等を把握し、市町村や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、住民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

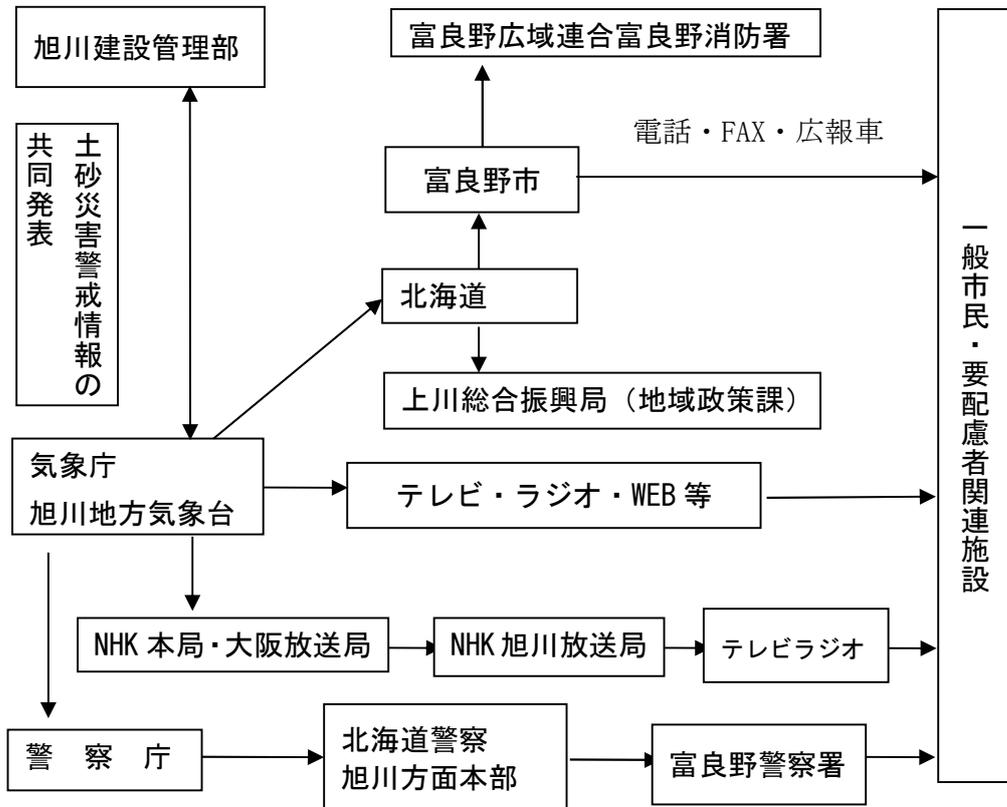
■別図1 注意報、警報及び気象情報等伝達系統図



■別図2 防災ファクシミリ

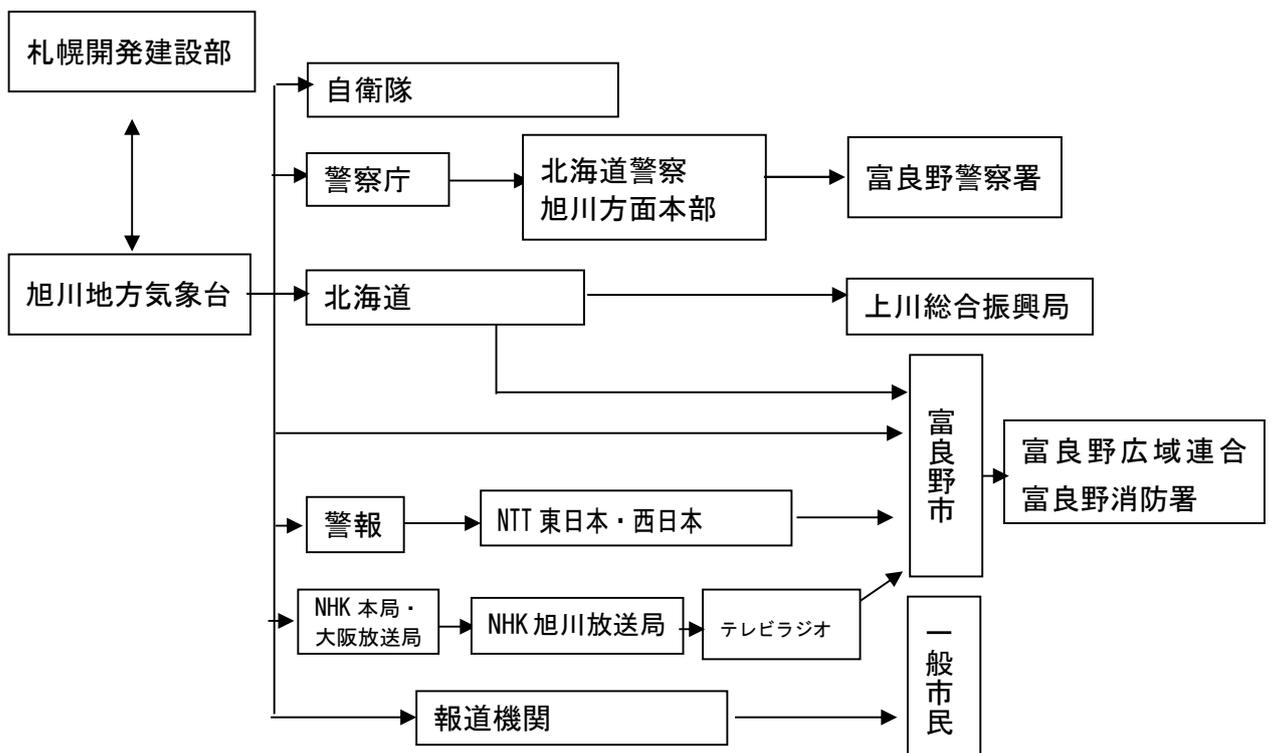


■別図3 土砂災害警戒情報の伝達系統図



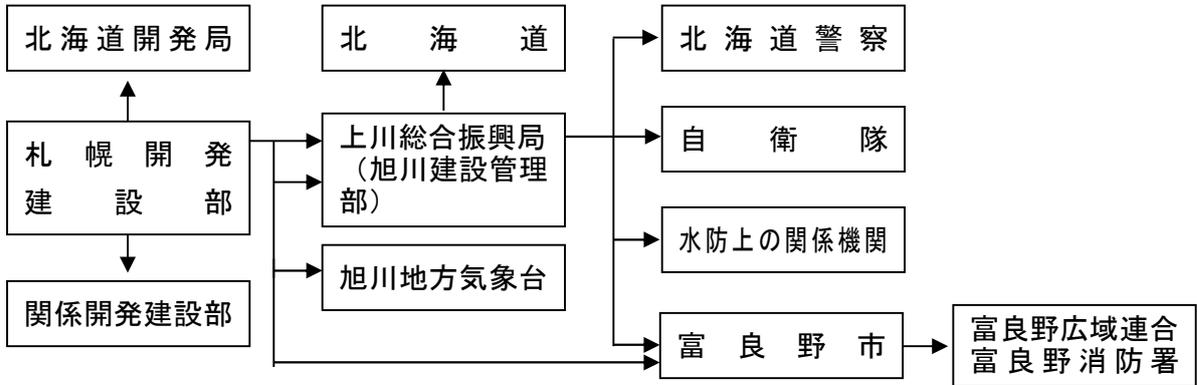
■別図4 洪水予報（指定河川）の伝達系統図

1. 北海道開発局と札幌管区気象台が共同で発表する

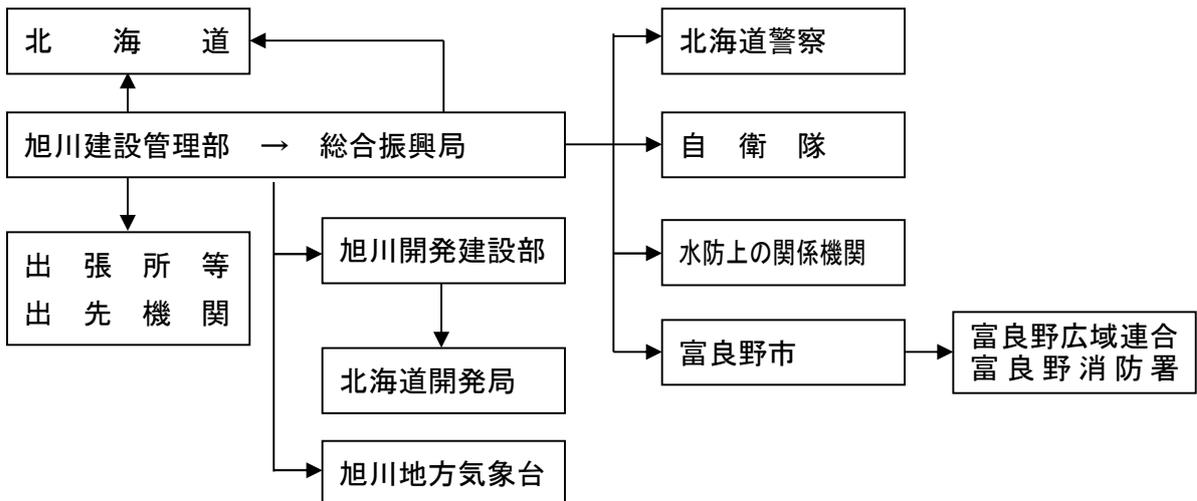


■別図5 水防警報伝達系統図

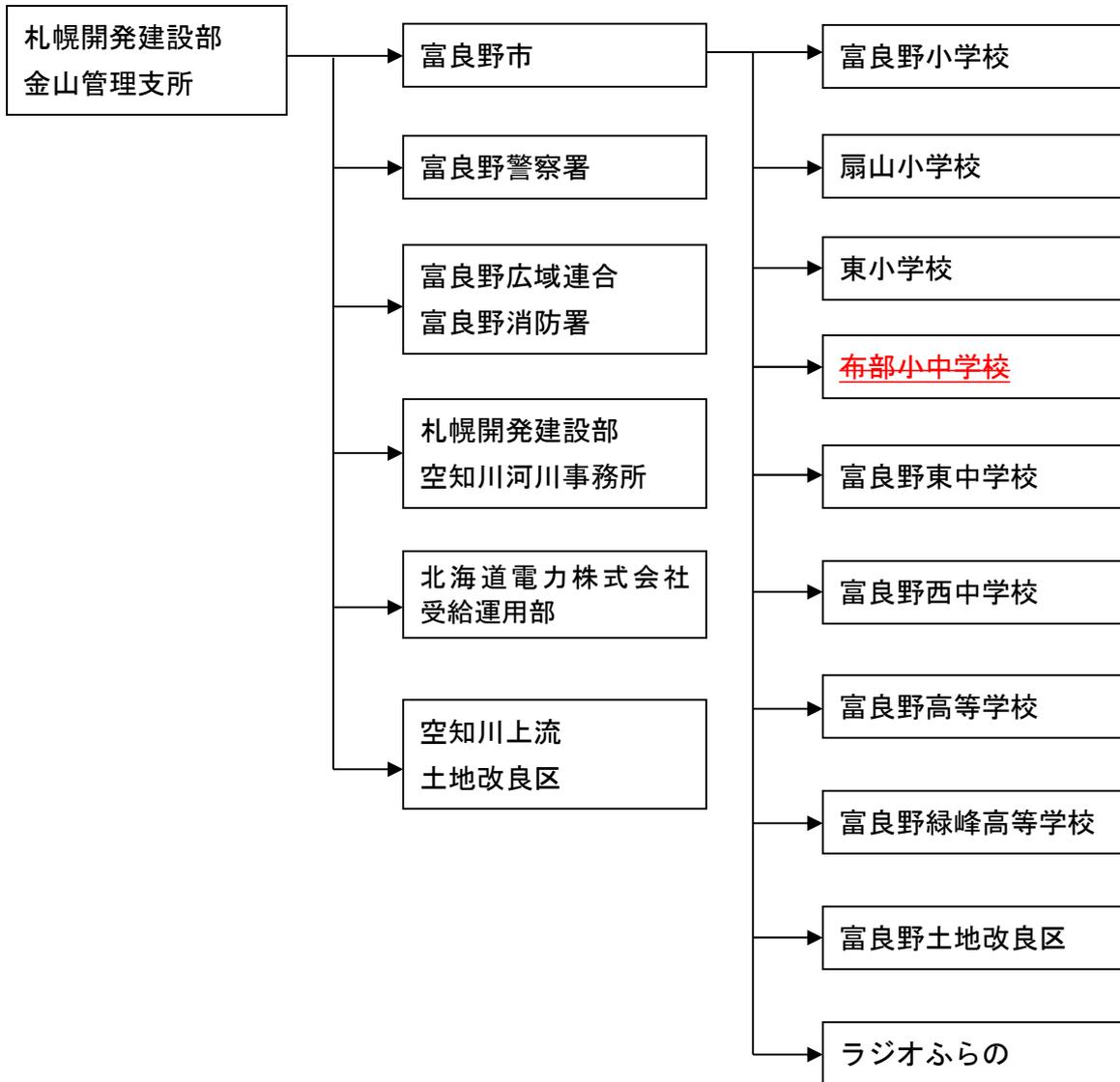
1. 北海道開発局が発表する場合



2. 北海道が発表する場合



■別図6 金山ダム緊急放水操作通報系統図



第5章 震災対策計画

第1節 計画策定の趣旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、富良野市において発生する地震災害に対処するための総合的な防災対策を定めるものである。

市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、総合的かつ計画的な対策を推進することにより、市民の積極的な協力の下、災害による被害を軽減して、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 被害想定

この計画は、当面本節に掲げる被害地震の想定を前提に作成する。なお、今後地震被害にかかる防災アセスメント等の実施による科学的、学術的調査が施された場合、適切に見直しを図るものとする。

■富良野市の地震に対する特性

日本列島は全体的にプレート運動による圧縮を受けており、北海道の中央部はほぼ東西方向に縮む力を受けている。このため、本道の中央部では圧縮を受けると片方がせりあがる逆断層が南北に走っていて、富良野付近は夕張山地に沿って活断層の密集する富良野断層帯が存在する。

海岸線から距離のある本市ではプレート型地震での被害は少なく、北海道の地域防災計画では最大震度は4程度とされる。しかし、浅い地中を震源とする活断層型地震が発生した場合の被害は甚大なものが予想される。

なお、富良野断層帯では歴史上被害を生じた地震の記録はないが、これは明治以降の地震資料の蓄積が発生周期の長さに満たないためによる。

（資料編5 - 8：北海道内の主な被害地震[1900年以降]）

■富良野市における地震の想定

1. 北海道における想定地震

道計画では、「北海道地域防災計画（令和元年（2019年）5月）」に基づき、下の図及び表に示す30の地震が想定されている。

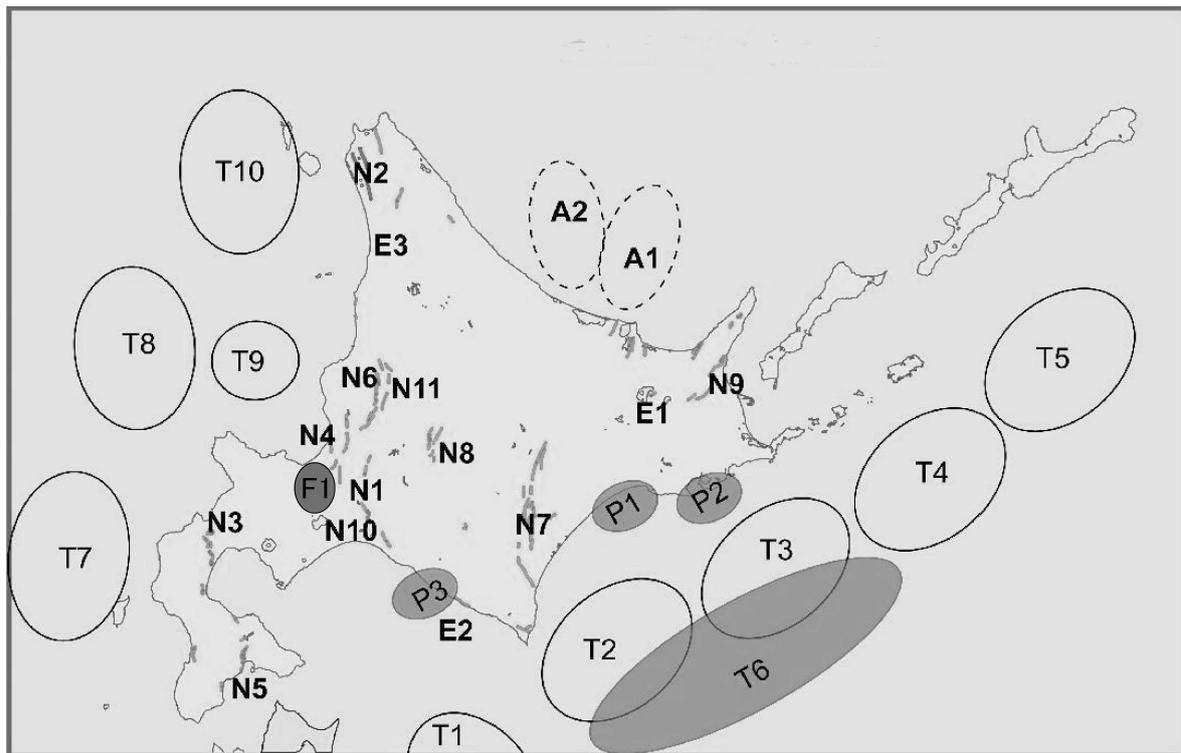
北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸域へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震の大きく2つに分けることができる。海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」

のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定されているものは、主に内陸部に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸型地震などがある。

計画ではこれらの想定に加え、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震が整理されました。

また、減災目標を検討するための詳細な被害想定を算定していく想定地震として、下表に示す24地震54断層モデルが選定されている。

■想定される地震の位置図



出典：北海道耐震改修促進計画（令和3年（2021年）4月）

■想定される地震の概要

海溝型地震			内陸型地震					
千島海溝／日本海溝	T1	三陸沖北部	活断層帯	N1	石狩低地東縁主部	活断層帯	N9	標津
	T2	十勝沖			主部北側		N10	石狩低地東縁南部
	T3	根室沖			主部南側		N11	沼田-砂川付近
	T4	色丹島沖		N2	サロベツ	伏在断層	F1	札幌直下
	T5	択捉島沖		N3	黒松内低地			
	T6	500年間隔地震		N4	当別			
日本海東縁部	T7	北海道南西沖		N5	函館平野西縁	震	E1	弟子屈地域
	T8	積丹半島沖		N6	増毛山地東縁		E2	浦河周辺
	T9	留萌沖		N7	十勝平野		E3	道北地域
	T10	北海道北西沖			主部			
プレート内	P1	釧路直下		N8	光地園	海	A1	網走沖
	P2	厚岸直下	富良野		A2		紋別沖	
	P3	日高中部	西部					
			東部					

出典：北海道耐震改修促進計画（令和3年（2021年）4月）

■北海道の被害想定の詳細計算のための対象地震（24地震54断層モデル）

※断層モデルの 30、45 の数値は傾斜角（°）を示す。

対象地震		対象地震	
地震名	断層モデル	地震名	断層モデル
1. 標津断層帯	30_1、45_5	2. 十勝平野断層帯主部	30_3、45_2、45_5
3. 富良野断層帯西部	30_2、30_5、45_3	4. 増毛山地東縁断層帯	30_2、45_1、45_2、45_3、45_4、45_5
5. 沼田-砂川付近の断層帯	30_3、30_4、45_1、45_2、45_3、45_4	6. 当別断層帯	30_2、30_5
7. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（深さ7km）	30_1、30_5、45_1	8. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（深さ3km）	30_2、45_2、45_3、45_5
9. 石狩低地東縁断層帯主部（南）（深さ3km）	45_2、45_5	10. 石狩低地東縁断層帯南部（深さ7km）	30_5
11. 石狩低地東縁断層帯	30_2、30_3、30_5	12. 黒松内低地断層帯南部（深さ3km）	30_5、45_3、45_4
13. 函館平野西縁断層帯	45_2、45_3	14. サロベツ断層帯（断層延長）	30_2、30_3、30_5
15. 西札幌背斜に関	—	16. 月寒背斜に関連	—

連する断層		する断層	
17. 野幌丘陵断層帯	45_1	18. 根室沖・釧路沖	—
19. 十勝沖の地震	—	20. 三陸沖北部	—
21. 北海道北西沖	No. 2、No. 5	22. 北海道南西沖	No. 2
23. 北海道留萌沖(走向 N193E)	No. 1	24. 北海道留萌沖(走向 N225E)	No. 2

出典：平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書（平成 30 年（2018 年）2 月）

（2）富良野断層帯の評価

富良野断層帯は、富良野盆地の東部及び西部山麓に分布する活断層からなる。それぞれ東及び西傾斜の逆断層であり、M7.2 程度の地震の発生が想定される。30 年以内の地震発生確率は最大 0.03% である。

（資料編 5 - 9：富良野断層帯の概略位置図）

（資料編 5 - 10：富良野断層帯の主な調査地点）

（資料編 5 - 11：想定地震の地区別震度）

（3）想定地震における富良野市の震度

北海道により選定された 24 地震 54 断層モデルの想定地震のうち、富良野断層帯西部の断層モデル 45_3 の地震が最大となり、震度階級は 7 となる。

2. 全国どこでも起こりうる直下の地震

中央防災会議では、地震に対応する活断層が地表で認められていない地震を想定し、その地震規模の上限をマグニチュード 6.9（震度 6 弱）で揺れの大きさを計算している。

■建築物・人的被害の想定

本市において想定する地震から、最大となる富良野断層帯西部の断層モデル 45_3 の地区別平均震度をもとに、建築物・人的被害を算定した場合、全地区を合わせると、建築物の全壊は約 869 棟、半壊は 1,343 棟、冬の早朝の場合の死者数は約 22 人、負傷者は 325 人と想定される。

（資料編 5 - 12：想定地震による地区別建物全壊率）

第3節 被害情報の収集及び報告計画

災害に関する情報を迅速に収集し、被害状況を的確に把握するため、本部の情報収集機能の充実強化を図るとともに、防災関係機関との協力体制を確立し、効率性のある被害状況調査が展開できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

■地震動警報等の発表

気象庁は、次のような地震動警報等を発表する。また、これを報道機関等の協力を求め

て住民等へ周知する。

■地震動警報等の種類

種類	発表名称	内 容
地震動特別警報	「緊急地震速報(警報)」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに(※)、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報(予報)	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

■地震情報等の発表

旭川地方気象台は、次のような地震情報を発表する。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生の可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震動発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)

■地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

1. 地震解説資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料(速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。

地震解説資料	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</p>
地震活動図	<ul style="list-style-type: none"> ・定期（毎月初旬） 	<p>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の<u>北海道内及び</u>上川・留萌地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p>

■災害情報の収集

市長(各対策部)は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて自衛隊、警察署、協定市町村、その他の防災関係機関と緊密な連絡をとり、被害の状況、その他災害対策活動に必要なあらゆる情報の収集に努める。

市内の防災関係機関は、災害・被害に関する情報を収集し、災害対策本部に連絡するとともに、関係機関と相互に連絡をし、被害軽減のための情報を共有する。また、地震による火災発生、建物倒壊等による被害を発見した者、又はその通報を受けた警察官等は、直ちに災害対策本部に通報する。

1. 収集する災害情報

- (1) 火災の発生情報
- (2) 要救出現場状況
- (3) 避難の要否及び避難状況
- (4) 建物の倒壊戸数
- (5) 道路交通障害の発生状況(通行可否)
- (6) 住民の動静
- (7) 被災者の状況
- (8) その他人的被害を及ぼす特異現象の有無(山崩れ, 液状化現象その他)

■災害情報等の伝達

1. 防災関係機関による情報伝達

地震情報等の伝達は、関係機関相互の情報連絡系統図（被害・火災）（別図1 P5-76）により行う。

2. 災害対策本部内の連絡体制

災害対策本部内における地震情報等の伝達については、第3章防災組織に定める手順において行う。

■情報収集伝達の手段

地震災害時の通信連絡は一般公衆電話回線（NTT加入電話）、IP無線機及び防災携帯電話によるが、有線の途絶・輻輳等により、通常の通信手段が利用できない場合においては、富良野市非常通信マニュアルにより通信を確保する他、あらゆる通信手段を利用する。また、必要によりアマチュア無線団体・個人へ協力を依頼する。

（マニュアル編：富良野市非常通信マニュアル）

■北海道への被害への被害状況報告

1. 市長は、災害が発生したときは、「災害情報等報告取扱要領」に基づき北海道知事（上川総合振興局）に報告する。ただし、次に掲げる災害については、第1報を直接消防庁に報告する。

- ア 航空機、列車等の交通機関の火災
- イ 危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故
- ウ 死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれのある列車、バスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故及びテロ等による救急・救助事故
- エ 震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない。）

消防庁 連絡先	平日	応急対策室	NTT回線	TEL 03-5253-7527
				FAX 03-5253-7537
		衛星通信	TEL 6-048-500-7527	
			FAX 6-048-500-7537	
消防庁 連絡先	夜間 休日	宿直室	NTT回線	TEL 03-5253-7777
				FAX 03-5253-7553
		衛星通信	TEL6-048-500-7782	
			FAX 6-048-500-7789	

（資料編3 - 8：災害情報等報告取扱要領）

（資料編4 - 1：災害情報等に関する上川総合振興局への報告様式）

2. 災害情報

災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

3. 被害状況報告

速報、中間報告、最終報告とする。

■災害関係機関との被害状況の共有

被害情報に関し、防災関係機関で共有することで、被害の拡大防止等に努める。

第4節 災害対策本部と地震非常配備体制

市長は震度5弱以上の地震が発生したときは災害対策本部を設置し、合わせて地震非常配備を発令する。

上記の基準に満たない場合でも、災害救助、緊急措置、応急復旧その他災害対策を実施するため必要がある場合は同様に本部を設置する。

市長等と連絡が取れず、本部設置の遅れが応急対策を困難なものにする等、緊急やむを得ないと客観的に判断される場合は本部長の職務を代理する職員が設置を代行する。

■富良野市地震災害対策本部

1. 災害対策本部設置基準となる震度情報の取り扱い

市役所総務部に設置の震度表示装置(震度情報ネットワーク=科学技術庁型)による。または、放送機関による緊急地震速報等の気象官署発表震度情報を基準とする。

(1) 勤務時間中は、市役所防災担当職員が情報を入手する。

(2) 夜間・休日は、警備員・当直の連絡を受けた市役所防災担当職員が処理する。

2. 災害対策本部の設置場所

原則として市複合庁舎(第1会議室等)とするが、地震により被害を受ける等の理由により使用できないときは、富良野市総合保健センターとする。

3. 災害対策本部の業務分担及び運営

災害対策本部に以下の対策部及び対策班をおく。なお、大災害時には各部各班の参集状況が均一にはならないので、各対策部長、班長は職員の重要な部署への弾力的な相互移動を心がけておく必要がある。

各部各班の所掌事務は、富良野市災害対策本部事務分掌のとおりとする。

(第3章防災組織別表1 P3-6：富良野市災害対策本部事務分掌)

4. 現地対策本部

応急対策を効果的に実施するため必要があるときは、現地に現地対策本部を設置す

ることができる。

5. 本部の設置・廃止

本部設置の基準に達したときは本部の活動を開始する。本部長は、予想された災害の危険が解消したとき、または災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるときは、本部の活動を終了し、廃止する。

本部を設置し、または廃止した場合はその旨を公表する。現地対策本部についても同じとする。

■地震非常配備体制

本部長は、地震災害に全市を挙げて対処するため「地震非常配備体制」を発令する。

1. 配備決定の伝達～配備

総務対策部長は、本部長の地震配備決定に基づき各対策部長に対し、本部の設置及び配備の規模を通知する。配備を受けた各対策部長は、配備要員に対し、当該通知の内容を通知する。各対策部長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につく。

2. 動員

職員等の動員については動員計画による。

(第5章震災対策計画第5節 P5-10：動員計画)

3. 配備の内容

地震非常配備体制の種別、配備基準、配備内容は次のとおりとする。

(1) 地震第1非常配備

ア 基準：震度4の地震が発生したとき。

イ 参集範囲：各対策部長、本部班、庶務班、広報班

(2) 地震第2非常配備

ア 基準：震度5弱又は5強の地震が発生したとき。

イ 参集範囲：災害対策本部を設置し、各対策部が定める必要な職員によって対策をする。

(3) 地震第3非常配備

ア 基準：震度6弱以上の地震が発生したとき。

イ 参集範囲：災害対策本部を設置し、100%の職員動員により全力を集中する。

災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたい場合は臨機応変に配備体制を整える。そのため、いずれも上位の配備に円滑な移行ができるように努める。

■地震配備体制の活動要領

1. 地震第1非常配備体制下の活動

- (1) 総務対策部は、気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報、地震情報、対策状況等を関係各対策部長に伝達する。これに基づき各対策部長は、措置を検討するとともに随時必要な応急対策を行う。

2. 地震第2非常配備体制下の活動

- (1) 総務対策部長は、本部機能を円滑にするため必要に応じ本部会議を開催する。
 (2) 関係対策部長は、所掌事務にかかる情報の収集・連絡体制、応急対策を強化する。
 (3) 総務対策部長は、関係対策部長及び富良野市防災会議の構成機関と連絡を密にし、客観的情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告する。
 (4) 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。
 ア 事態の重要性を対策部員に徹底させ、応急業務を行うこと。
 イ 装備、資器材、設備等を点検し、必要に応じて被災地区へ配備すること。
 ウ 関係対策部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

3. 地震第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各対策部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動の状況を本部長に報告する。

第5節 動員計画

この計画は、本市域に地震等の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、迅速に災害状況を集約し的確な応急対策活動を行うために、組織動員体制について、必要な事項を定める。

■勤務時間内の動員に至る緊急措置

各対策部長は、地震の発生と同時にそれぞれの在庁者の安全と避難誘導、庁舎防護措置、通信機能の確認、業務用機器並びに防災資器材の確保、非常持ち出し品の確認、災害情報の収集、人員の確認等、初動期における緊急措置を実施する。

■勤務時間外の動員

1. 参集の判断

本市に所属するすべての職員は、勤務時間外においても、地震が発生し災害が予測されるときは、動員命令を待つことなく、配備基準に基づく自己の判断によって、あらかじめ指定された所属勤務場所に自主参集する。

2. 参集場所

地震により、交通障害等で指定された所属勤務場所への参集が不可能なときは、最寄りの次の施設に参集し、指示を受ける。

- (1) 山部地区 山部支所「山部地区対策班」
- (2) 東山地区 東山支所「東山地区対策班」
- (3) その他の地区 富良野市役所「富良野市災害対策本部」

3. 動員の除外

平常時における病弱者、身体不自由者等で応急活動を実施することが困難であると各対策部長が認めたもの、または地震発生等において急病、負傷等で参集が不能となったものは動員対象から除外する。参集不能な職員は各対策部で安否の確認をする。

4. 長期的動員の計画

各対策部長は、応急体制が昼夜連続になると判断した場合は、輪番・交代制の動員計画を作成し、実施する。

■動員時の留意事項

地震発生と同時に職員は、次の要領で自動的に行動する。

1. 参集者の服装・携行品

応急活動に便利で安全な服装とし、筆記用具、帽子、手袋、タオル、水筒、食糧、懐中電灯、携帯電話、PHS、アマチュア無線機、携帯ラジオ、液晶テレビ、その他必要な用具をできるかぎり携行すること。

2. 動員途上の緊急措置

職員は、動員途上において、火災あるいは人身事故等に遭遇したときは最寄りの消防署または警察署へ通報連絡するとともに、適切な措置をとること。

■参集途上の被害報告

職員は参集途上で見聞きした被害情報を所属の対策責任者に報告する。

(資料編4 - 16 : 災害情報報告書)

■参集者の配備と任務分担

各対策部長は、動員の任務分担について事前に行動マニュアルを定め、平常時から個人の担当業務を周知させる。

第6節 消防計画

地震災害による被害から、市民の生命、身体、財産を保護するため、現有の消防力による最大限の効率的運用について、必要な事項を定める。

■消防力の現況

地震災害に対応する消防力の現況、消防署及び消防団配備状況は、次のとおりである。

1. 消防職員の現況
2. 消防団員の現況
3. 消防力

(資料編5 - 14 : 消防力の現況)

■発災時の消防活動

1. 警防活動の基本方針

地震災害発生時における消防活動の基本方針は次のとおりとする。

(1) 消火活動の優先

地震災害は、人命に対するあらゆる危険が複合的に発生し、最も被害を増大させるのは二次的に発生する火災によるもので、地震時における警防活動は、人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼の拡大防止を図る。

(2) 安全避難の確保

消火活動の究極の目的は、住民の安全避難確保である。従って、災害の初期段階にあつては、地域住民が当該街区から安全に避難できるよう火災の鎮圧と拡大防止を図ることが重要な任務となる。特に災害時は混乱を極め、避難はもとより空き地、広場等に多数市民が殺到する事態も予測されることから、極力混乱の防止を図るため、避難所及び避難道路の安全確保を図る。

(3) 人命救助活動

地震時には、家具の倒壊、障害物の落下、交通の麻痺、劇薬物の漏洩等の災害が複合して発生し、大規模人身災害に発展することから、消防活動はこれらに充分配慮して行動するとともに、消火活動と人命救出活動は、その状況に応じて臨機に人員、資材の配置転換等を実施し、人身被害の拡大防止に最善を図る。

2. 非常体制

震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに非常配備体制をとり災害活動の体制を整える。

(1) 消防部隊の初動体制

直ちに次の措置を講じ、初動体制の強化を図る。

- ア 車両の安全確保
- イ 無線局の開局と試験
- ウ 消防車、救急車の出動準備
- エ 有線電話の試験
- オ 放送設備の確認
- カ 電源の確保
- キ 庁舎の被害状況調査及び応急措置
- ク 署所周辺の被害状況把握及び速報
- ケ 広報車等による出火防止等の広報
- コ 関係防災機関への職員派遣
- サ 出動路線の確認
- シ 消防資器材の増強等
- ス ホースの増強
- セ 人命救助、救助資器材の積載
- ソ 消防車、救急車が出動できない場合の措置

3. 火災防御

(1) 地震火災防御方針

ア 基本方針

地震火災の発生は、地震の規模、震源地からの距離、地盤等自然条件のほか、都市の社会的条件、都市構造等によってもたらされる一次的災害の程度によって大きく影響される。火災防御にあたっては、火災の早期鎮圧、拡大防止と人命安全確保を最優先とする。

イ 防御の原則

消防計画の定めるところにより、稼動可能なすべての人員と資器材を活用し、総合消防力の発揮に努める。

(2) 消防部隊の運用

消防部隊の運用は、同時多発火災に備えて全市的な見地から防御体制を確立するとともに、行動部隊は災害の状況に即応した行動が必要であり、地域及び対象物等の重要度に応じ消防隊の出動順位、出動隊数を定める。

4. 情報収集活動

部隊本部は、災害が発生し、または拡大するおそれのある場合は直ちに情報収集活動を開始する。

(1) 情報収集の時期と基本

部隊本部が行うあらゆる災害活動に際し、必要な情報を迅速、的確に収集しなければならない。

(2) 情報収集の手段

情報部隊等からの情報を収集するとともに、参集消防職員及び消防団員、自衛消防隊等の防災関係者等、あらゆる人及び機関から積極的に収集する。

(3) 情報伝達(報告)の手段

情報の伝達(報告)手段は有線及び無線とするが、有線通信の途絶が予測されるので消防無線を主とする。混信を防ぐため「部隊本部」では、時宜に応じて通信統制を実施し、適正な無線運用を図る。

5. 救急、救助活動

(1) 基本方針

地震災害時における救急、救助活動については、次の要領により初動体制を確立するとともに、防災関係機関と緊密なる連絡のもとに迅速、適切な救急、救助活動を実施する。

(2) 人命救助の原則

ア 建物の崩壊等により地域内に大規模な人的被害が発生したときは、消防隊、救助隊及び救急隊を集中して、人命の救助活動にあたる。

イ 救助、救急活動は、人的被害の大きい現場を優先して実施する。

ウ 負傷者が多数の場合は、重傷(症)者を優先して救助する。

第7節 防災関係機関の計画

市民に密接な関係にある防災関係機関が実施する災害応急対策計画の概要は次のとおりである。

■北海道電力ネットワーク(株)富良野ネットワークセンター

1. 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によっては危険防止のため送電を停止すること。
2. 応急復旧に必要な資器材及び車両の確保を行うこと。
3. 電力の供給再開までに長時間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧を行うこと。

■NTT東日本-北海道 北海道北支店

1. 通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、必要な措置を講ずること。
2. 通信の早期回復をはかるため、必要な措置を講じ、応急復旧工事を行うこと。

第8節 地震につよいまちづくり

この計画は、震災による被害を最小限にするため、都市機能の整備、都市環境の向上、延焼遮断空間等の防災空間の確保及び防災拠点の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとする。

■防災空間・拠点整備

震災時に公園・緑地等の都市空間が火災の延焼防止や避難・応急活動において最も重要な役割をもつ。このことから、都市構造の整備の計画では、公園・緑地の整備を防災上の重要課題と位置づけた取り組みを行い、効果的な配置を図る。

■建築物等の耐震性の向上

1. 建築物

震災時に避難救護、消火等応急対策活動の拠点となる公共建築物は、人命の安全及び円滑な応急対策活動を確保するため地震に対して堅牢であることが求められ、耐震性の向上につとめる必要がある。

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震、いわゆる阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定された。さらに、近年の大地震の発生と被害状況を受けて、平成18年1月に「耐震改修促進法」の改正法が施行され、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の推進や建築物に対する指導等の強化が位置づけられた。

このことから、本市においても地震による建築物の倒壊被害から市民の生命及び財産に対する被害を抑制するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を目的に平成21年3月に策定した「富良野市耐震改修促進計画」に基づき市内における建築物の耐震性の向上に努める。

2. 水道施設

震災時の水道施設は、被災者の飲用・生活用の応急給水のみならず、不可避な火災発生によって必要とされる消防用水供給を行う等、防災上重要な施設になっている。このため、水道事業者が行う施設の新設・更新にあたっては耐震性が向上するものになるよう努める。

■建築物の不燃化の向上

1. 準防火地域制度の活用による建築物の不燃化の向上

市街地においては、各種の建築物が密集しており、地震火災の発生により大きな被害が予想される。このため、集団的な防火規制を積極的に行い、火災に強いまちづくりを進める。

準防火地域の指定にあたっては、広域避難場所及び避難ルートとしての重要幹線道路の機能確保、並びに市街地における延焼の阻止等、特に配慮する。

2. 建築物への指導

不特定多数の人が利用する個々の建築物についての耐火、防火については、建築基準法、消防法等関係法令において各種の規制が定められているが、火災等災害防止のため、これらの規制に基づく審査、指導等を北海道と連携して積極的に行う。

■都市施設等の整備計画

道路、公園等の都市施設は、災害の拡大防止に重要な役割を果たすものである。道路は避難・消火・救急等の緊急活動のほか、延焼防止にも有効であり、公園は、避難地や物資集積場所として有効である。これらの都市機能が大地震等の災害発生時に必要な機能を発揮しえるよう事前に整備をしておくことは、災害予防上極めて大切なことであるので、今後これら都市施設の整備にあたっては防災上の配慮をする。

1. 道路網の整備

道路は災害時においては、火災の遮断帯機能と同時に、避難や防災関係機関等の活動の拠点として不可欠な都市施設である。また、橋梁についても道路と一帯となって都市防災上大きな役割を担っている。

このことから、災害発生時に道路・橋梁が、その機能を十分に発揮できるよう配慮して整備を図ってきたところであるが、今後更に都市計画道路等の整備により推進する。

2. 公園・緑地の整備

公園・緑地は、避難場所、避難路、火災時に置ける延焼防止の機能を有するとともに、応急救助活動、物資集積所等の基地として、またヘリポートとして活用できる重要な施設である。

このため、良好な都市環境の形成、スポーツ、レクリエーション等のための機能とともに、防災の観点からも都市公園・緑地の整備を推進し都市の安全性の向上に努める。

3. 公共施設の配置

公共施設の分離、新設を行う場合は、防災上の配慮をする。

4. 消防力の整備強化

地震災害により同時多発する火災に対応するために、地震対策行動マニュアルにより対応を事前に定めるとともに、次により消防力の強化、整備推進に努める。

- (1) 署、出張所、分団各々の消防体制の充実を図る。
- (2) 消防署全体の機動力、装備の整備拡充に努め、近代化、効率化を推進する。
- (3) 消防水利の増設、適正配置に進める。

■避難所の整備

都市の安全は、そこを利用する人間の安全をはかることである。現在の、本市の都市構造の中で、市民を災害から守る方法としては、安全な場所をあらかじめ確保しておいて、災害のときに市民を避難させることが唯一の方法である。

(資料編7 - 1 : 避難所一覧)

第9節 崖崩れ災害予防計画

宅地造成にともない、災害の発生が予想される危険宅地で、防災措置を講ずる必要があるものについては、その所有者、管理者または占有者に対し「宅地造成規制法」及び「都市計画法」等の規定に基づく防災措置について積極的に助言指導を行う。

第10節 火災予防計画

地震による同時多発火災を未然に防止するため、市民一人ひとりが常に防火に対し関心をもつように、あらゆる機会を捉え防火意識の高揚をはかるとともに、防火対象物や危険物施設の消防用設備等の適正な維持管理、防火管理体制及び自主保安体制について徹底した指導を推進する。

第11節 防災知識の普及計画

防災活動の成果をあげるためには、全市民の防災知識を高め、その理解及び協力を得ることが必要である。平常時から、各種広報媒体を活用し、市の防災計画及び防災体制、地震時の心得、避難救助の措置について効果的な広報を行い、防災知識の普及高揚を図る。また、市は旭川地方气象台と協力し、普段から緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

■市民への普及

1. 印刷物による普及
 - (1) 防災パンフレットによる普及
 - (2) 「広報ふらの」による普及
 - (3) その他の印刷物による普及

2. 報道機関による普及
各新聞社、放送局等に対し、防災資料を提供し、普及についての協力を依頼する。
3. 自主防災組織等住民組織の集会等による普及
出前講座制度の周知を図るとともに、自主防災組織が行う防災訓練や地域住民の集会、防災訓練の開催等あらゆる機会を利用する。
4. 防災研修会・講演会
防災に関する研修会・講演会等を適時開催し、防災上必要な知識等の向上を図る。

■防災関係職員への普及

震災から市民の生命身体及び財産を保護する責務を市が負っていることを職員によく認識させ、いついかなるときに発災してもこれに対応できるよう、市地域防災計画及び災害対策本部の体制、運用等、職員として必要な知識を身につける。

第12節 防災訓練計画

防災訓練は、防災に関する知識の向上、技能習得及び防災関係機関等の応援協力体制の強化をはかり、迅速、確実に対処できるものとし、合わせて住民に対する防災知識の普及を目的とする。

■防災訓練の種類

1. 本市職員及び防災関係機関の訓練
市民の生命、身体及び財産を災害から守るといふ、本市の責務を遂行するため、計画的に防災訓練を行うことで、職員及び組織の災害対応能力を高め、災害時における混乱の中で、適切に判断し行動できる力を身につける。
なお、訓練の実施にあたっては、防災関係機関や応援職員との連携を考慮することで、より実災害に即した訓練とする。
また、各部局においても活動細部計画に基づき実施項目や評価項目を定めて訓練等を実施し、部局職員が災害時に適切に対応できるよう努める。
2. 市民が行う防災訓練
実災害を強くイメージし、自助による適切に身を守る行動、初期消火、救出救助、安否確認、避難場所の判断など、共助により住民自らがまちを被害から守ることを中心とした防災訓練を実施する。

第13節 防災通信整備計画

災害発生時において、移設の損壊や回線の輻輳等により、東日本電信電話（株）等の一般回線電話が非常にかかりにくくなることが予想される。防災関係機関及び各施設管理者は、次のとおり情報伝達手段を確保し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

■電話、電報による通信

1. 災害時優先電話

災害時において電話回線が異常に輻輳し、かかりにくい場合には、災害時優先電話を利用し通信の確保を図る。

2. 非常電報・緊急電報

非常時において緊急を要するための電報を発信する場合は、電気通信事業法及び東日本電信電話（株）の契約約款に基づき、非常扱いの電報又は緊急扱いの電報として発信する。

非常扱いの電報	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報
緊急扱いの電報	非常通話を除くほか、公共の利益のための緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

〈非常・緊急電報の利用方法〉

非常及び緊急電報を利用する場合は、次の手順によって行う。

- ① 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。
- ② NTTコミュニケータがでたら
 - ア 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。
 - イ 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
 - ウ 届け先、通信文等。

■公衆通信設備以外の通信

1. IP無線機

災害時等の避難所及びパトロール従事職員用の通信手段として、IP無線機20台を使用する。

2. 防災携帯電話による通信

災害時等の通信手段として、携帯電話12台を現地対応職員用として使用する。

3. 北海道総合行政情報ネットワークシステムによる通信

北海道の本庁、各総合振興局、各振興局、出先機関並びに他市町村等との通信に使用する。

4. 通信設備の優先使用

災害発生時、応急処置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要がある場合、災害対策基本法第57条及び第79条など法令の定めに基づき、電気通信設備の有線利用、有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し通信の確保を図る。

5. 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記（1）から（3）に掲げる通信施設を使用又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局等へ協力を要請する。

（マニュアル編：富良野市非常通信マニュアル）

6. 通信途絶時の通信

前記（5）の通信系統によっても通信を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、富良野市無線赤十字奉仕団の協力を得るなど、臨機の措置を講じて通信の確保を図る。

（資料編9 - 46：災害時における非常通信業務に関する協定）

第14節 災害広報計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、人身の安定と社会秩序の維持を図るため、市の広報紙、広報車、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、SNS、地域FMラジオをはじめ、地域FMラジオ等の報道機関の協力を得て市民等に対して、被害の状況、災害応急対策その他必要な情報を迅速に広報する。

■予防対策広報

平常時においては、各種災害に備えての知識、準備等について、市広報紙等を通じて適宜周知する。また、災害発生のおそれがある場合には、予想される災害の規模や被害を防止するうえでの注意事項及び2次災害等の防止等について電話、広報車、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、LINE、フェイスブックで周知するとともに、地域FM放送局に対し放送の協力を要請する。

(資料編9 - 54 : 災害時における放送の協力に関する協定)

■災害時の広報

災害時には、市と防災関係機関が連絡を密にして広報活動を行う。また、災害情報の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

1. 災害情報等の収集

災害情報等の収集は、次に掲げるところによる。

- (1) 災害現場の情報収集及び写真撮影
- (2) 報道機関その他関係機関及び市民等の取材による写真の収集
- (3) その他関係する資料の収集

2. 発表責任者及び広報班

- (1) 災害情報等の発表、広報については、総務対策部長が責任者としてその任にあたる。
- (2) 災害情報等の広報活動は、総務対策部広報班が行う。なお、事前に本部長の承認を得ることとし、一般職員にも庁内放送・庁内LANにより状況の推移を周知する。

3. 広報の方法及び内容並びに報道機関に対する発表

(1) 広報の方法

一般市民及び被災者に対する広報は、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー災速報アプリ、市ホームページ、[LINE](#)、フェイスブック、地域FMラジオ等によるものとし、状況により放送局、新聞社等の報道機関に協力を求め迅速に行う。さらに、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。

(2) 広報の内容

広報の内容は、次のとおりとし、災害情報及び応急措置の状況などを具体的にわかりやすく行う。なお、要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

- ア 地震の規模・発生場所・今後の見通し等の災害情報及び関係機関、市民への注意事項
- イ 避難場所の位置及び危険区域等
- ウ 災害応急対策および復旧事業の実施状況
- エ 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- オ 交通及び通信の状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域等）

- カ 医療救護所の開設状況
- キ 給食、給水実施状況（日時、場所、量、対象者等）
- ク 衣料、生活必需品等供給状況（日時、場所、種類、量、対象者等）
- ケ 市民の心得等人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

(3) 報道機関に対する発表

収集した被害状況、災害情報等は、その都度次の要領により報道機関に対して発表する。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各報道機関が行う独自の取材活動に対して積極的に情報・資料を提供するなどして協力するものとする。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生場所又は被害甚大地域
- ウ 被害状況（交通、通信、火災、電気・ガス・上下水道、道路・橋梁等の被害状況）
- エ 災害救助法適用の有無
- オ 応急対策の状況
- カ 本部の設置又は廃止
- キ 人心・民生の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

(4) 各関係機関等に対する連絡

必要がある場合は、市内の公共機関、各種団体等に対して災害情報を提供する。

4. 市民等からの問い合わせ体制

総務対策部庶務班・広報班は、市民等からの被害情報や生活関連情報の問い合わせ、苦情に対する対応に当たる。また、被災状況により被災者相談所を開設したときは、速やかに広報車等により市民に周知するとともに、市民からの要望事項は直ちに所管対策部又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第15節 応急措置実施計画

大地震による災害は、広範囲にわたって同時に災害が発生し、かつ拡大していくため、防災活動を抑制する諸条件となって活動を一層困難にする。

条件が厳しいほど限られた人員と装備をもって、これに対処しなければならないため、市民の安全を確保するのに最も緊急重要な対策を最優先とした活動方針をもって、これに臨まなければならない。

本計画においては、出火防止と初期消火の徹底、早期避難の指示と安全な避難場所への誘導、被災者の救護活動に重点をおいた対応対策について定める。

■ 応急対策の実施責任者

災害応急対策の法令上の実施責任者は次のとおりであり、各々必要な措置を講ずる。

1. 北海道知事(基本法第70条)
2. 警察官等(基本法第63条第2項)
3. 自衛隊(自衛隊法第83条)
4. 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長(基本法第77条)
5. 指定公共機関の長及び指定地方公共機関(基本法第80条)
6. 市長、市の委員または委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者(基本法第62条)
7. 消防署長または消防職員(消防法第29条)

第16節 避難対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し避難情報を発令し、安全地域に避難させるために必要な措置を定める。

■避難実施責任者及び措置内容並びに連絡及び協力

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難情報を発令する。

また、市は、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難情報に関する事項について、助言を求める。

1. 避難実施責任者及び要件

実施責任者	避難情報を発令する要件	根拠法令
市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第60条 第1項～第5項
北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第60条 第6項～第8項
警察官	□市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合	基本法第61条 基本法第61条 警察官職務執行法第4条

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合	自衛隊法第94条
北海道知事、知事の命を受けた北海道職員	<input type="checkbox"/> 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 <input type="checkbox"/> 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条 地すべり等防止法第25条
水防管理者	<input type="checkbox"/> 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条

2. 連絡及び協力

北海道知事、市長及び富良野警察署長は、避難のための立退きの避難情報を発令した場合は、相互に連絡を取り合うものとする。また、富良野警察署長は、市長が行う避難情報の発令について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断し、避難情報発令の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

■避難情報の区分の基準

種 別	発 令 基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適切であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適切であるとき。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。
【警戒レベル4】 避難指示	1 高齢者等避難発令時より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 避難指示（又は高齢者等避難）発令時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害が発生・切迫し、直ちに安全確保を要すると判断されるとき。

■避難情報発令の周知

市長は、避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難情報の発令にあたっては、

生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容となるように配慮し、危険地域の市民及び事業所等に対し、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、L I N E、フェイスブック、地域 FM ラジオ、サイレンその他の方法により周知徹底を図る。また、要配慮者及び観光客等への的確な情報提供に努める。避難情報を発令する場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。

(資料編 9 - 5 4 : 災害時における放送の協力に関する協定)

(資料編 9 - 3 1 : 災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定)

1. 周知すべき避難情報等

- (1) 避難情報発令の趣旨
- (2) 避難情報が発令された地域名
- (3) 避難場所
- (4) 避難の経路及び誘導方法
- (5) その他注意事項等

2. 周知の方法

住民に対する避難情報発令の周知方法は、次に掲げるところによる。

- (1) サイレンによる方法
消防機関のサイレンを 60 秒間吹鳴する。
- (2) 広報車による方法
市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。
- (3) メール等による方法
安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、L I N E、フェイスブック及び市ホームページにより、市民等に周知する。
市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。
- (4) 公共放送による方法
NHK、民間放送局、地域 FM ラジオに対し、避難情報を発令した旨を連絡し、市民等に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。
- (5) 伝達員等による方法
避難情報を発令した時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、総務対策部広報班が消防職員や消防団員の協力を得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知すること

とし、特に要配慮者に留意する。また、メガホンや電話なども利用する。

3. 避難に関する留意点

市は、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保の措置を指示することができる。

■避難方法

市民等の避難誘導は、保健福祉対策部福祉班が誘導員としてこれを行い、誘導にあたっては要配慮者を優先し、状況により消防職員・消防団員・警察官・自衛官等・自主防災組織等の協力を得ることとする。

1. 移送の方法

(1) 災害が小規模な場合

避難は、避難者自らが行うことを原則とするが、自力による避難、立退きが困難な要配慮者等の場合は、車両で移送する。

(2) 災害が大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、市のみでは措置できない場合は、北海道に対し応援を求めて実施する。

■避難路及び避難場所の安全確保

災害発生時に住民が避難所に避難する途中の事故及び危険を回避するため、市内の主要防災拠点を結ぶ避難路を避難路として指定する。避難誘導員、警察官その他避難措置の実施者は、避難路・避難場所の安全確保のため、支障物等の排除を行うものとする。

(資料編7 - 3 : 避難路指定図)

■避難所の開設及び運営

避難場所の場所として、あらかじめ市が指定した避難地及び避難所を災害の状況及び規模に応じて開設する。なお、避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

(資料編7 - 1 : 避難所一覧)

1. 要配慮者等避難施設

市長は、大規模災害により、多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、福祉避難所を開設するとともに、社会福祉施設等の福祉施設に受け入れ等について要請する。また、旅館やホテル等と予め協定を締結し避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるようにする。

(資料編9 - 25 : 災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定)

(資料編9 - 29 : 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定)

2. 避難所開設状況等の報告

市長は、避難所を開設する必要があると判断した場合は、避難所管理者にその旨を連絡するとともに、保健福祉部福祉班又は教育対策部の職員を連絡員として駐在させ、避難住民の実態把握・保護・本部との情報連絡を担当させ、「避難所設置及び収容状況」及び「避難世帯調査票」を作成する。

(資料編4 - 13 : 避難所設置及び収容状況)

(資料編4 - 14 : 避難世帯調査票)

3. 自主防災組織等による避難所の運営

大規模災害等により、市による避難所運営が困難な場合は、避難所運営マニュアルにより、避難住民等が主体的に避難所運営を進める。

(マニュアル編：富良野市避難所運営マニュアル)

4. 市の指定避難所以外の開設

市長は、指定避難所以外に避難所として指定する場合には、施設管理者と協議を行い、同意を経て避難所の開設を行うものとする。

また、国の独立行政法人等が保有する施設等の活用も含めて可能な限り多くの避難所を開設するとともに周知に努める。

5. 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

市長は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当と保健福祉部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等を含めて検討するよう努めるものとする。

■関係機関への報告

1. 避難情報発令の報告

市長は、避難のための立退き及び立ち退き先を指示したときは、次の事項を速やかに北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。市長以外の実施責任者が避難情報を発令した旨の通知を受けたときも同様とする。

なお、発令を解除したときは、直ちにその旨を公示するとともに、北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。

- (1) 避難情報発令の発令者
- (2) 発令の理由

- (3) 発令日時
- (4) 避難の対象区域
- (5) 避難先

2. 避難所開設・廃止の報告

市長は避難所を開設したときは、次の事項を北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。また、廃止したときもその旨を報告する。

- (1) 避難所開設の日時、場所及び施設名
- (2) 収容状況及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

■内閣総理大臣による広域一時滞在の協議の代行

大規模災害が発生し、市または北海道の指揮系統が失われ、事務の全部または大部分が実施不能となった場合、国は、被災住民の受入れ手続を代行するものとする。

■警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容等

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	□災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	基本法第63条第1項
富良野広域連合 富良野消防署長	□ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2

消防職員又は消防団員	□火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
消防機関に属する者	□水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察署長	□消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて職権を行う消防職員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法第23条の2
警察官	□市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 □消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員から要求があったとき。 □水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	基本法第63条第2項 消防法第28条 水防法第14条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	□市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	基本法第63条第3項

第17節 救助救出計画

災害が発生し、生命・身体が危険な状態になった者の救助救出にあたり、市をはじめとする救助機関は、職員等の安全確保を図りつつ、各機関相互の情報交換、担当する区域の割り振りなど密接な連携のもとに迅速な活動を実施することが重要である。また、被災地の住民組織や自主防災組織等も可能な限り参加して被災者の救助救出に努めるものとする。

■実施責任

1. 市

市（災害救助法が適用された場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険な状態となった者をあらゆる手段を講じて早急に救出し、負傷者については速やかに医療機関又は救護所に収容する。また、市のみでは救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町村、北海道等に応援を要請する。

2. 消防機関

消防機関（富良野広域連合富良野消防署）は、災害よる人命の救助、傷病者の医療機関等への搬送を適切行うものとする。

■救助救出活動

市は、富良野警察署との密接な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を必要とする者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て救助救出活動を行う。

また、重機等の機材を必要とする場合は、「災害時における災害応急復旧業務に関する協定」に基づき、関係機関に要請する。

（資料編9 - 33：災害時における災害応急復旧業務に関する協定）

第18節 災害警備計画

災害時における地域住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するために必要な措置を定める。

■災害警備体制の確立

北海道警察は、災害が発生したときは、状況に応じて災害警備本部を設置し、災害警備体制の確立を図る。

■応急対策の実施

富良野警察署長は、次に掲げる応急対策を実施する。

1. 災害情報の収集・伝達

市及び防災関係機関と連携して災害警備活動に必要な情報収集活動を徹底する。

2. 交通整理の実施

災害の発生による避難・消火・救助活動等で交通量が増加し、停電等による信号の停止や道路災害による渋滞が予想されるため、交通整理を実施して緊急輸送の確保を図る。

3. 防犯パトロール及び広報の実施

市及び富良野市地域安全協会と協力しながら、災害により無人化した住宅街や商店

街をパトロールし、犯罪の予防及び取締りに当たる。

また、市や防災関係機関との連携のもとに交通規制や犯罪予防等に関する広報活動を行う。

4. 救助救出活動の実施

市・消防機関・医療機関の協力を得て、被災者の救助救出活動を行うとともに、遺体の検視（見分）等に当たる。

5. 避難情報の発令

市長が発令することができないとき、又は市長から要求があったときに住民等に対し、避難情報を発令する。

第19節 交通応急対策計画

災害時における消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に行うため、市内主要交通路の確保、交通規制を実施し、応急作業の効率化を図ることを目的とする。

■交通応急対策の実施

実施機関	応 急 対 策 の 内 容 等	根 拠 法 令
北海道公安委員会	<p>□災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>□道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止する必要があると認めるときは、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。</p>	<p>基本法第76条</p> <p>道路交通法第4条</p>
警察署長	<p>□公安委員会は、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。</p>	<p>道路交通法第5条</p>

警察官	<p>□通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。</p> <p>□道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。</p>	<p>基本法第76条の3第1項及び第2項</p> <p>道路交通法第6条第4項</p>
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<p>□警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が警察官と同様の応急対策を実施することができる。</p>	<p>基本法第76条の3第3項</p>
消防職員	<p>□警察官がその場にはいない場合に限り、消防職員が警察官と同様の応急対策を実施することができる。</p>	<p>基本法第76条の3第4項</p>
道路管理者	<p>□道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。</p>	<p>道路法第46条第1項</p>

■道路の交通規制等

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会は、相互に緊密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、被災地内の道路及び交通の実態を把握のうえ必要な措置をとる。

1. 道路交通網の把握

- (1) 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2. 交通規制の実施等

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

(2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示によりこれを行う。

(3) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合は、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があると認めるときは予め区間を指定し、運転者等に対し車両の移動を命ずるものとする。なお、運転者がいない場合等には、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。この場合において、道路管理者は、やむを得ない必要があるときには、他人の土地の一部を使用できるほか、竹木等障害物の処分を行える。

3. 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止・制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて周知徹底を図る。

■緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1. 通知

北海道公安委員会はあらかじめ当該道路管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかに通知する。

2. 緊急通行車両の確認手続

北海道知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会（富良野警察署長）は、振興局又は警察署及び交通検問所において、車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行う。

確認をしたものについては、各車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

なお、緊急通行車両は、応急対策として概ね次に掲げる事項のために使用するものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難情報発令に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項

- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(資料編4 - 6 : 緊急通行車両確認証明書)

3. 通行禁止又は制限から除外する車両

市は、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない範囲内で、公益又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両について、富良野警察署を通じて「規制対象外車両通行証明書」及び「標章」の交付を申請する。

■緊急輸送道路ネットワーク計画

北海道開発局、北海道、日本道路公団北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送道路のネットワーク化を図るため、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、その概要は次のとおりである。

第1次緊急輸送道路ネットワーク	札幌市、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路（道路延長 5,672 km）
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路（道路延長 3,774 km）
第3次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路（道路延長 232 km）

第20節 輸送計画

この計画は、災害時において、災害応急対策、復旧対策等を円滑に処理するため、住民の避難、災害応急対策要員の移送、資機材、物資の輸送等を迅速・確実に行うための輸送計画を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

■実施責任

市（市民生活対策部輸送班）は、災害応急対策のための輸送を行うとともに、関係機関等への要請などにあたる。

■輸送の範囲及び順位

災害時における輸送の範囲は、概ね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に

直接かかわるものを最優先する。

輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、①人命の安全、②被害の拡大防止、③応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

1. 被災者の避難
2. 医療及び助産で緊急を要する者
3. 被災者の救出のために必要な人員及び資機材等
4. 飲料水及び給水活動に必要な人員、資機材等
5. 救援物資
6. その他応急対策に必要な資機材等

■輸送の方法

1. 車両輸送

市有車両を動員することとし、総務対策部財政班が配車に当たる。市有車両のみでは輸送困難な場合は、関係機関等に車両輸送を要請する。

(資料編9 - 50 : 災害時における輸送等の協力に関する協定)

2. 鉄道輸送

道路の被害により、鉄道輸送の方が適切である場合は、北海道旅客鉄道(株)富良野駅に要請して輸送力を確保する。

3. 航空機輸送

地上輸送が不可能な事態となった場合又は急患輸送などの緊急輸送の必要が生じた場合は、北海道の消防防災ヘリコプターの応援要請、自衛隊ヘリコプターの出動要請要求を行う。

(資料編9 - 11 : 北海道消防防災ヘリコプター応援協定)

第21節 食料供給計画

この計画は、災害のために物資の流通機能がまひし、食料を確保することが困難な被災者等に対して、災害時における炊き出し、その他必要な食品を確保し支給するため、必要な事項を定める。

■実施責任

1. 富良野市長

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

2. 北海道知事（上川総合振興局長）

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

3. 北海道農政事務所長

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

■食料の供給

1. 主要食料

主要食料である米穀は、市内販売業者から調達することを基本とするが、応急用米穀を確保することが出来ないときは、上川総合振興局長を通じて北海道知事にその確保を要請する。この場合において、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官に直接、又は、上川総合振興局長を通じて北海道知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡しを要請する。

2. 副食及び調味料等

市長は、「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」に基づき、市内の応急生活物資取扱業者に対し副食及び調味料等の供給を要請する。

なお、供給品目は、生パン、乾パン、缶詰、インスタント食品、調味料等を主とし、人工栄養を必要とする乳幼児に対しては粉ミルクとする。

（資料編9 - 4 4：災害時における応急生活物資の供給等に関する協定）

3. 個人備蓄の推進

市は、非常用の食料等を最低3日分、出来れば7日分についてあらかじめ個人で備蓄しておくよう日頃から広報活動を通じて市民に周知しておくこととする。

■食料の供給対象者及び需要の把握等

1. 供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難情報に基づき避難場所に収容された者
- (2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な者
- (3) 旅行者、市内通過者などで他に食糧を得る手段のない者
- (4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- (5) 災害応急活動従事者

2. 需要の把握

- (1) 被災者等に対する食料の需要は各部各班が把握し、保健福祉対策部福祉班が取

りまとめて調達を行う。なお、特に災害弱者に配慮して需要を把握することに努める。

- (2) 災害応急活動従事者に対する食料の需要は各部各班が把握し、総務対策部財政班が取りまとめて調達を行う。

3. 輸 送

食料の輸送は、食料調達先の業者及び市有車両によるが、市有車両のみでは輸送困難な場合は、関係機関等に車両輸送を要請する。

(資料編9 - 50 : 災害時における輸送等の協力に関する協定)

■炊き出し

被災者等に対する炊き出しは、保健福祉対策部福祉班が市内給食施設等を利用するほか、仕出し業者、飲食店、旅館等に協力を要請する。なお、状況により、富良野市赤十字奉仕団に対し協力を要請する。また、各避難場所運営組織やボランティアの協力を得る。炊き出しの状況は、「炊き出し給与状況簿」に記録する。

(資料編9 - 27 : 災害時におけるボランティア活動に関する協定)

(資料編9 - 52 : 災害時における炊き出し業務及び救護活動に関する協定)

(資料編4 - 18 : 炊き出し状況簿)

第22節 給水計画

この計画は、災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲用に適する水を得ることができない場合における生活用水の供給等について、必要な事項を定める。

■実施責任

市（建設水道対策部上下水道班）は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

1. 個人備蓄の推進

市は、非常用の食料等を最低3日分、出来れば7日分についてあらかじめ個人で備蓄しておくよう日頃から広報活動を通じて市民に周知しておくこととする。

2. 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、中五区水源池、中五区配水池等を利用する。なお不足する場合は、井戸水、自然水、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

3. 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材(ポリタンク等)の備蓄に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ給水車、散水車及びろ過器等を所有する機関から調達して給水に当るものとする。

4. 重要給水施設

人命に係る医療機関や防災拠点となる施設など、災害時においても特に優先して給水を確保することが必要な施設を重要給水施設として位置付ける。

(資料編7-4 重要給水施設一覧)

■給水の実施

1. 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車(給水タンク車・散水車・消防タンク車等)により取水し、被災地域内へ輸送のうえ市民に給水するものとする。この場合においては、事前にタンク内の清掃・消毒を十分に行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送等の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置等により浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査を行い、飲用に適すると認められる場合は、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲用不適の場合は、消毒等により衛生上無害な水質にして供給する。

2. 応援の要請

市長は自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村又は北海道に対し飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

第23節 衣料、生活必需物資供給計画

この計画は、災害によって被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品をそう失又はき損し、これらの生活必需品を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するための措置について、定めるものとする。

■実施責任

1. 救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需物資の給与又は貸与は、市長が北海道知事の委任により実施する。
2. 救助法が適用されない場合には、市長がその都度実施する。

■給与又は貸与の対象者並びに物資の種類

1. 対象者

給与又は貸与の対象者は、概ね次のとおりとする。

- (1) 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、埋没及び床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服、寝具、その他生活必需品が損傷又は喪失し、日常生活を営むことが困難な者

2. 種類

給与又は貸与する物資の種類は、概ね次のとおりとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 外衣（作業衣、洋服、子供服等）
- (3) 肌着
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下等）
- (5) 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ロウソク、灯油等）
- (9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

■実施の方法

1. 物資の調達及び配分

総務対策部情報支援班による被災世帯構成人員調査に基づき、保健福祉対策部福祉班が物資を調達し、配分を行う。また、必要に応じて町内会や赤十字奉仕団に協力を依頼する。

市内で必要数量を確保することが困難な場合は、上川総合振興局に協力を要請する。

(資料編 9 - 2 7 : 災害時におけるボランティア活動に関する協定)

(資料編 9 - 4 4 : 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定)

2. 要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳ビン等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

3. その他

生活必需品等を供給するときは、「避難世帯調査票」及び「生活必需品等受払簿」に記録する。

(資料編4 - 14 : 避難世帯調査票)

(資料編4 - 17 : 生活必需品等受払簿)

第24節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため、電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

■ 応急対策

電力施設の応急復旧対策は、北海道電力株式会社が定める「防災業務計画」に基づいて実施される。

1. 活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢を発令し、態勢を整備する。

2. 情報収集

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、市及び北海道に連絡する。

3. 通信確保

本、支店重要発電所相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図る。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

4. 広 報

災害による停電及び使用制限に当たっては、災害概況、復旧見込を直接又は報道機関を通じて速やかに需要家に周知する。

5. 要員の確保

各支部は被害の状況により、支部管内の社外の応援を求め、なおかつ対処できないときは、本部に対して融通動員を要請する。

6. 資材等の調達

社内で調達し、なおかつ不足するときは、関連工事会社及び電力各社からの融通等により調達を図る。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求める。

7. 応急工事

災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努める。

(資料編9 - 41 : 災害時における応急対策業務に関する協定書)

第25節 医療救護計画

この計画は、災害のため、医療機関の機能が停止、又は著しく低下・混乱した場合における医療救護の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

■実施責任

災害発生時において、医療の途を失った者に対する応急的医療救護は、市長が行う。ただし、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて市長が実施するほか、北海道知事の委託を受けた日赤北海道支部が実施する。

■対象者及び対象者の把握

1. 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害により医療を必要とする者
- (3) 災害発生の日前後7日以内の分娩者で、災害発生のため助産の途を失った者

2. 対象者の把握

総務対策部調査班が中心となり、医療及び助産等の救護を要する者を迅速に把握して保健福祉対策部保健・医療班に連絡する。

保健福祉対策部保健・医療班は、直ちに富良野医師会・旭川歯科医師会に対する派遣要請、医療救護所の設置、患者の救急輸送、収容、通信連絡の確保、医療資材の確保、手配等必要な措置を講ずる。

(資料編9 - 20 : 災害時における医療救護活動に関する協定)

(資料編9 - 22 : 災害時の歯科医療救護に関する協定)

(資料編11 - 1 : 市内医療機関一覧)

■医療救護所の設置及び医療救護班・歯科医療救護部隊等の派遣要請

1. 医療救護所の設置

- (1) 医療救護所は、医療救護を必要とする地域ごとに設置し、地域住民に周知する。

(2) 医療救護所は、学校その他の公共施設を利用して設置するが、当該地域に適切な施設がない場合は、民家等を利用する。

2. 医療救護班・歯科医療救護部隊の派遣要請

災害の規模等により応急医療の必要があるときは、富良野医師会・旭川歯科医師会に対し医療救護班・歯科医療救護部隊（以下「救護班等」という。）の派遣要請を行う。

3. 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

医療救護活動は、原則として市が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を北海道知事に行う。

■医療及び助産の実施

1. 救護班等の編成

救護班等の編成は、次のとおりとする。

(1) 医療救護班

医師、看護師、助産師、その他補助員をもって編成する。

(2) 歯科医療救護部隊

歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士、その他補助員をもって編成する。

2. 医療及び助産業務

救護班等の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 医療救護班

ア 傷病者に対する応急処置

イ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

ウ 被災者の死亡の確認及び遺体の検案

エ 助産救護

(2) 歯科医療救護部隊

ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

イ 歯科医療を要する傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

ウ 避難所における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導

エ 検死・検案に際しての法歯学上の協力

3. 医療用資機材・医薬品等の調達

医療用資機材・医薬品等は、保健福祉対策部保健・医療班が市内の取扱業者から調

達するが、なお不足する場合は北海道知事に対し斡旋及び提供を要請する。

4. 応援要請

状況に応じ必要がある場合は、近隣の医療機関、医師会、歯科医師会等に対し協力を要請するとともに、更に状況により北海道知事に対し救護班等の派遣を要請する。

5. 搬送体制の確保

収容医療機関及び後方医療機関への転送を要する傷病者の搬送は、救急車による。なお、交通の状況により救急車での搬送が困難な場合は、北海道知事、自衛隊にヘリコプターによる搬送を要請する。

6. 健康管理及び心のケア

医療救護所には、保健師を配置して保健指導に当たる。また、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力を得て、カウンセリングや心のケアを行い、被災者や要配慮者の精神的負担の軽減に努める。

第26節 防疫計画

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ協力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

■実施責任

市長（市民生活対策部環境・防疫班）は、北海道知事（上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室（富良野保健所）以下「富良野保健所」という。）の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を実施する。また、避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

■防疫の実施組織

市長は、概ね衛生技術者1名、事務員1名、作業員2～3名をもって防疫班を編成する。

■防疫の措置

市民生活対策部環境・防疫班は、感染症予防上必要があると認められる場合又は富良野地域保健室の指示があったときは、感染症法に基づき次の措置を講ずる。

1. 感染症の病原体に汚染された場所の消毒
2. ねずみ族、昆虫等の駆除
3. 物件に係る消毒等の措置

4. 生活用水の供給

■防疫の種別及び方法

1. 疫学調査及び健康診断等

富良野保健所は疫学調査及び健康被害調査を実施し、必要があるときは、市に対して健康診断及び臨時の予防接種の指示を行う。なお、防疫班は、関係機関との緊密な連携のもとに防疫情報の収集に努める。

- (1) 滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては少なくとも1日1回以上行う。
- (2) 疫学調査、健康被害調査の結果、必要があるときは健康診断を実施する。
- (3) 富良野保健所の指示により、感染症予防に必要な予防接種を実施する。

2. 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

富良野保健所から消毒の指示があったときは、薬剤の所要量を確保して速やかにこれを実施する。

(1) 飲料水

給水施設として井戸を使用している場合の井戸の消毒は、10%次亜塩素酸ナトリウム溶液をその水1m³当たり20cc投入して十分攪拌した後約2時間放置し、給水栓においての残留塩素を0.1～1mg/lに保持する。ただし、給水する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は0.2～2mg/lに保持する。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又はウイルスに汚染されたおそれが強いときは、消毒のうえ、井戸がえを施さないと使用させない。

(2) 家屋内

汚染された台所、炊事場、食器戸棚などを中心に、クレゾール水などを用いて拭き、床下には湿潤の程度に応じて石灰を散布する。

(3) 便所

便所は石灰酸水、クレゾール水又はホルマリン水で拭き、便槽は、か性石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を十分攪拌させ、出来れば1週間以上放置したのち処理する。

ア か性石灰末・・・し尿貯留量の30分の1以上

イ 石灰乳、クロール石灰水・・・し尿貯留量の5分の1以上

3. ねずみ族、昆虫等の駆除及び物件等に係る消毒等の措置

富良野地域保健室の指示があったときは、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

4. 生活水の供給

富良野保健所の指示があったときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等を実情に応じて実施する。この場合、特に配水器具等の衛生的処理に留意する。なお、1人1日当たり約20ℓとすることが望ましい。

5. 患者に対する措置

感染症患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに富良野地域保健室に通知し、感染症指定医療機関への患者の搬送に協力するとともに、その指示に基づき患者の住家等の消毒を行う。

名 称	所 在 地	指定病床数
富良野協会病院（第2種感染症指定医療機関）	富良野市住吉町1-30	4

6. 避難所等の防疫指導

避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

(1) 検病調査等

避難者に対しては少なくとも1日1回以上検病調査を実施し、調査の結果、検便等による健康診断を行う必要がある場合は、富良野地域保健室に連絡して健康診断を受けさせる。

(2) 消毒の実施

避難者に衣服等の日光消毒等を行うよう指導するとともに、必要があるときは、クレゾール等による便所、炊事場、洗濯場の消毒のほか、石鹼等を適当な場所に設置し、手洗いの励行などについて指導を徹底する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従させる。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、厨芥等の衛生的処理についても指導を徹底する。

(4) 飲料水等の管理

飲料水については、水質検査及び消毒を実施するよう指導を徹底する。

■家畜防疫

1. 実施責任

被災地の家畜防疫は、北海道上川家畜保健衛生所長が実施する。

2. 実施の方法

(1) 家畜防疫

ア 緊急防疫

家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防薬を緊急確保すると

ともに、必要に応じて家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)を適用して予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ 獣医薬品器材の確保

緊急防疫用獣医薬品器材の確保に努めるものとする。

ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに、必要と認める地域においては家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施するものとする。

エ 家畜衛生車の被災地への派遣

災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たるものとする。

(2) 家畜の救護

市長は、北海道中央農業共済組合道央統括センター富良野支所、家畜診療獣医師等と協力し、家畜の救護にあたるものとする。

第27節 廃棄物処理等計画

この計画は、災害の発生に際し、被災地におけるごみ収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、廃棄物処理業務を適切に行うため、必要な事項を定めるものとする。

■実施責任

1. ごみ及びし尿

被災地におけるごみ及びし尿の収集処理は、市(市民生活対策部環境・防疫班)が実施するが、市のみでは実施することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を要請する。

2. 死亡獣畜

被災地における死亡獣畜の処理は、所有者が行う。ただし、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、市が行う。

■廃棄物等の処理方法

1. ごみの収集処理

- (1) 被災地住民の協力を要請し、原則として市ごみ処理基本計画に基づく分別収集を行う。
- (2) 収集の順序として、生ごみ類など感染症の源となるものから収集し、その他のごみは後で収集する。
- (3) 収集に当たる車両は、市車両、委託業者の収集車及び借上車両とする。

- (4) ごみの処理は処理施設で行うが、大量のごみが発生して処理が困難な場合は、市リサイクルセンター又は富丘埋立処分場に一時搬入し、後日処理することとする。また、市の処理能力を超えると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

2. し尿の収集

許可業者の収集車及び借上車両により、損壊や溢水等の被害の大きいところから収集する。また、建設水道対策部上下水道班は、必要に応じ仮設トイレを設置する。

3. 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室（富良野保健所）の指導を受け、次により行う。（家畜は農林班、家畜以外の死亡獣畜は環境・防疫班が担当する。）

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前記(1)及び(2)により埋却する場合は、1 m以上覆土するものとする。

第28節 飼養動物対策計画

この計画は、災害時における動物等の適切な管理について、必要な事項を定める。

■実施責任及び飼養動物の取扱い

1. 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき、災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。
2. 災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。
3. 災害発生時において、北海道及び市は関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して放浪犬等の収容について周知を図るものとする。

第29節 文教対策計画

この計画は、学校施設の被災により、児童生徒の安全の確保や、通常の教育活動の実施に支障をきたした場合における応急対策について、必要な事項を定める。

■実施責任

1. 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対策を実施するため、各学校では平素から災害に備えて教職員の役割分担、相互の連携、時間外における教職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒の安全確保

ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒の安全を確保するため、防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定その他登下校時の危険を回避するための方法について計画を立てるとともに、予め教職員、児童生徒、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

施設や設備を災害から防護するため、定期的な安全点検を行い、危険箇所や要補修箇所の早期発見と改善に努める。

2. 北海道及び市

市長(教育対策部)は、救助法が適用された場合には、北海道知事の委任を受けて児童生徒に対する学用品、文房具及び通学用品の給与に関する事務を行う。

■応急措置

1. 教育委員会(教育対策部)

(1) 学校その他と正確な情報収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに、復旧計画を策定する。

(2) 文教施設における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画を立てる。

2. 応急教育の実施前の措置

応急教育の実施は、学校建物の応急危険度判定または安全点検マニュアルによる建物の安全を確認した後に実施する。

3. 応急教育の実施方法

- (1) 校舎の被害が比較的軽微なとき。各学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。学校が避難所として利用されている場合は、体育館等の体育施設が使用できない場合があるため、カリキュラムの編成等を変更する。
- (2) 校舎の被害が相当に莫大なとき。残存した校舎のうち安全なものを使用し、学級合併授業、一部または全部にわたる二部授業を行う。
- (3) 校舎の使用が全面的に不可能であるが、比較的短期間で復旧の見込みがあるとき。臨時休校の措置をとり、その期間、家庭または地域の集会室等を利用し、学習の内容の指示、家庭訪問等により教育を行う。
- (4) 校舎が莫大な被害を受け、復旧に長時間を要するときで、隣接に被害の軽微な学校があるときは、その学校において二部授業を行う。
- (5) 児童、生徒が個別に居住地を離れたときは新居住地の学校に仮入学させ、授業を行う。
- (6) 児童、生徒が集団で避難を行う場合は、避難先の学校の教育委員会とも充分連絡をとり、速やかな受け入れが図られるよう努める。

4. 学校

- (1) 児童、生徒在校中
 - ア 地震の規模、状況に応じ、児童、生徒を完全に掌握し、安全確保のため適切な指示と誘導を行う。
 - イ 使用中の火気及び薬品類を始末するとともに、防災につとめる。
 - ウ 地震発生後速やかに、児童、生徒及び教職員の人数の確認を行うとともに、負傷者の発生の場合は、応急手当をする。
 - エ 被害状況を把握し、速やかに教育委員会に報告する。
 - オ 教育委員会の指示または学校長の判断により、避難所へ誘導あるいは帰宅等の適切な指示を行う。
- (2) 児童、生徒不在中
 - ア 震災の状況に応じ、業務を分担し、防災に努める。
 - イ 被害状況を調査把握し、教育委員会に報告する。

5. 社会教育施設

- (1) 開館時
 - ア 地震発生とともに火気を始末の上、状況に応じて、利用者を屋外に避難誘導し、安全確保に努める。
 - イ 被災の状況を調査把握し、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 閉館時

被災の状況に応じ、あらかじめ定めた地震対策業務に基づき適切な措置をとる。

6. 学校給食センター

- (1) 地震発生とともに規模別に応じて電源を切り、火気始末をする。
- (2) 給食施設の被災状況を調査するとともに、実態に応じて学校給食の中止、あるいは緊急給食業務に協力できるように努める。

■教育の要領

1. 被害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努め、特に授業の実施が不可能な場合であっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう努める。
2. 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - (1) 教科書、学用品等の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないようにする。
 - (2) 教育活動の場所が公民館等学校以外の施設である場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - (3) 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。なお、集団登下校の際には、保護者、地域住民、関係機関等の協力を得るようにする。
 - (4) 学校に避難所が開設された場合は、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - (5) 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
3. 教職員の確保
北海道教育委員会及び市教育委員会は、当該学校の教職員の被災状況を把握し、教職員が不足する場合は、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。
4. 学校給食等の措置
 - (1) 富良野広域連合富良野給食センターの施設・設備が被災し、学校給食の継続が困難となった場合は、各学校の応急教育体制に応じた給食体制をとる。
 - (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦粉、脱脂粉乳及び牛乳について関係機関に連絡して緊急配送を受けることとし、その他の物資についても応急調達に努める。
 - (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。
5. 衛生管理対策
学校が被災者の収容施設として使用される場合は、次の点に留意のうえ衛生管理を行う。

- (1) 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 収容施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽の汲み取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

6. 学用品の調達・給与

- (1) 教科書については、北海道教育委員会に調達を依頼し、その他の学用品については市内の学用品店から調達する。
- (2) 給与の対象
住家の全壊（焼）、流失、半壊（半焼）又は床上浸水により学用品を喪失し、又は毀損し、就学上支障のある児童生徒に対し、救助法が適用された場合は市長が北海道知事の委任を受けて学用品を給与する。
- (3) 給与品目
ア 教科書及び教材
イ 文房具
ウ 通学用品
- (4) 給与状況の記録
学用品の給与を実施したときは、「学用品の給与状況簿」にその状況を記録する。
（資料編4 - 21：学用品の記録簿）

■文化財保全対策

富良野市文化財保護条例（昭和43年富良野市条例第12号）に基づく市指定文化財は、次のとおりである。文化財の管理者は、常に保全と保護に努め、災害が発生したときは市教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

名 称	区 分	管 理 者
富良野獅子舞	無形民俗文化財	富良野獅子舞保存会
北海道中心標	史跡(記念物)	富良野小学校
北大第八農場富良野成墾記念碑	史跡(記念物)	中五区天満宮氏子会
北大第八農場山部成墾記念碑	史跡(記念物)	山部神社氏子会

第30節 住宅対策計画

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理等について、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。

■実施責任

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることができない被災者に対しては、技術者等を動員して応急修理を実施するものとする。

救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置については原則として北海道知事が行うが、北海道知事から委任を受けた場合は市長（建設水道対策部建設班）が行う。

■実施の方法

1. 避難所

災害のため住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、必要に応じて避難所を開設する。

2. 公営住宅の利用

災害のため住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、必要に応じて空き公営住宅を利用する。

3. 応急仮設住宅

災害のため住宅が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要に応じて応急仮設住宅を建設する。救助法が適用された場合における基本的な事項は、次のとおりである。

(1) 入居対象者

次のいずれにも該当する者であること。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者

イ 居住する住宅のない者

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次のいずれかに該当する者

・生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び要保護者

・特定の資産のない失業者、寡婦、母子家庭、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

入居者の選定は、市長が行うが、選定にあたっては要配慮者を優先するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として北海道知事が行い、事前に北海道知事から委任を受けた場合は市長が行う。

(4) 建設戸数

建設必要戸数を北海道知事に要請する。

(5) 規模、構造、存続期間及び費用

応急仮設住宅の規模、構造、存続期間及び費用については、「災害救助法による救助の概要」のとおり。

(資料編3 - 15 : 災害救助法による救助の概要)

(6) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心。安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防災するための心のケア、入所者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始とする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

(7) 維持管理

北海道知事が設置した場合、その維持管理は市長に委任される。

4. 住宅の応急修理

(1) 応急修理対象者

次のいずれにも該当する者であること。

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では応急修理ができない者

(2) 実施の方法

応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲及び費用

修理の範囲及び費用については、資料編「災害救助法による救助の概要」による。

5. 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに該当する場合に、低所得罹災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

- ・被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- ・1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

- ・被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は市町村が整備し、管理するものとする。ただし、北海道知事が北海

道において整備する必要を認めたときは北海道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第46条の規定による事業主体の変更を行って建設市町村に譲渡し、管理は建設市町村が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は概ね次の基準によるものとする。

ア 入居者の条件

- ・当該災害発生の日から3ヶ年間は、当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- ・当該災害発生後3ヶ年間は、月収268,000円以下でそれぞれ市町村営住宅条例で定める金額を超えない世帯であること。
- ・現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること。
- ・現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度。やむをえない場合は翌年度

エ 国庫補助

- ・建設、買取りを行う場合、標準建設、買取費等の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4
- ・借上げを行う場合、共同施設等整備費の2/5

■資材の斡旋、調達

市長は、建築資材等の調達が困難な場合は、北海道に斡旋を依頼するものとする。

■応急危険度の判定

余震による二次災害を軽減し、建築物の安全性に対する住民の不安に応えるため、応急危険度判定を地震後できるだけ早い時期に実施する。

応急危険度判定士の派遣要請は、北海道を經由して社団法人北海道建築士協会、社団法人北海道建築事務所協会等に行い、市は、判定士の受け入れ態勢を整える。

■被災建築物に対する指導・相談

市長（建設水道対策部 建設班）は、被災した住宅、事務所、その他各種建築物の応急措置及び応急復旧に際しての技術的相談、指導を行う。

1. 倒壊及び脱落等のおそれのある建築物及び屋外取り付け物等の危害防止に関する相談、指導をするとともに、これらの事故防止のため住民に対する広報を広報班に依頼する。

2. 電気、ガス等の建築設備における事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、住民への広報を依頼する。
3. 被災建築物の復旧に関する技術的指導、融資制度及び相談を行うため、建築士の協力を得て相談窓口を設置する。

■住宅の応急修理

災害救助法に基づき、被害によって住家が半壊または半焼し、自己の資力では応急修理が行えず、そのままでは日常生活を営めないものに対し、居室、炊事場、便所等必要最小限の補修を行う。

第31節 被災宅地安全対策計画

この計画は、市の区域内において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施することにより、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民生活の安全の確保を図る。

■危険度判定実施の決定

市長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、北海道知事に対し支援を要請する。

■危険度判定の支援

北海道知事は、市町村長からの支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

■判定士の業務

判定士は、次に定めるところにより被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

1. 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票に記入し判定を行う。
2. 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3区分に判定する。
3. 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーにより

表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

■危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、建設水道対策部建設班内に置き次の業務を行う。

1. 宅地に係る被害情報の収集
2. 判定実施計画の作成
3. 判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
4. 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
5. 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

■事前準備

市は災害発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

■石綿飛散防災対策

市は、被災建築物からの石綿の飛散による二次災害を防止するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）及び関係法令等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずる。

（環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」

<https://www.env.go.jp/press/104593.html>

第32節 行方不明者の搜索及び遺体の処理埋葬計画

この計画は、災害より行方不明となり、すでに死亡されていると推定されるものの搜索及び災害等により災害により行方不明となった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、次に定めるところによる。

■実施責任

行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬については、市長（総務対策部本部班及び市民対策部環境・防疫班）が警察官の協力を得て行う。ただし、救助法が適用された場合には北海道知事の委任を受けて市長が行うこととなるが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、北海道知事の委託を受けた日赤北海道支部が行う。

■実施の方法

1. 行方不明者の搜索

(1) 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索の実施

総務対策部本部班は、災害の種別、規模等を勘案して搜索の方法及び期間を定め、警察官・消防機関に協力を要請し搜索を実施する。なお、被災の状況によっては関係機関や地域住民の協力を求める。

(3) 警察署への通報

総務対策部本部班は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を富良野警察署に通報する。

ア 行方不明者の人員数

イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ 行方不明となった日時

エ 行方不明者が発見されると考えられる地域

オ その他行方不明の状況

2. 遺体の収容処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

(2) 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理（日赤北海道支部）

イ 遺体の一時保存（市）

ウ 検案（日赤北海道支部）

エ 遺体見分（警察官）

(3) 収容処理の方法

ア 市民対策部環境・防疫班は遺体を発見したときは、速やかに警察官の見分及び日赤北海道支部の検案を受け、次により処理する。

- ・身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。
- ・身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。

イ 遺体は到着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。

ウ 遺体収容所は、市内の寺院、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場

合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

3. 遺体の埋葬

(1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合
又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

ア 遺族がいる遺体

遺体を火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等の現物給付をもって行う。

イ 遺族がいない遺体

遺体収容所に一定期間収容しても引取人のいない遺体については、火葬に付して無縁故者墓碑に合葬する。

ウ 身元不明の遺体

身元不明の遺体は、富良野警察署に連絡して調査するが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

4. 費用及び期間

災害救助法による救助の概要のとおり。

(資料編3 - 15 : 災害救助法による救助の概要)

第33節 障害物除去・道路の確保計画

地震等により、道路付帯設備をはじめ、電柱、家屋、腰壁等が被害を受け、道路上に倒れた場合は、応急対策や住民の避難に大きな障害になるため、避難道路及び輸送道路を中心にこれらの障害物の除去に努め、各種緊急輸送または住民の安全避難の円滑化をはかる。なお、住居又はその周辺については、災害救助法が適用された場合は北海道知事が行い、市長がこれを補助する。ただし、災害救助法第30条第1項の規定により委任された場合は市長が行う。

■実施方法

災害発生と同時に道路パトロール等管理体制を強化し、道路、橋梁等の被害状況、障害物状況を調査し、道路、橋梁等の破損補修及び道路障害物の除去を実施する。この場合、避難路を最優先に障害物除去活動をする。障害物の除去活動にあたっては、警察、富良野建設業協会等の協力、支援を得て実施するほか、架空電線、高架施設等の障害物がある場合は、当該関係機関に通報して、除去活動の協力を受け、かつ復旧に協力する。

■交通規制

地震災害により道路の破損、障害物の発生等により交通が危険であると認めた場合または応急救助活動、災害復旧工事等のためやむを得ないと認めた場合は、警察署と連絡協議して交通規制、迂回路の設定、応急復旧等の措置を行う。

■道路管理者との相互協力

土木班は、地震により道路が損壊した場合には、必要な交通の確保をはかるため、旭川開発建設部、旭川建設管理部と道路復旧についての情報交換及び必要な資器材の確保等で協力し合うよう努める。

■障害物除去

1. 道路関係障害物の除去

土木班は道路管理者、警察等の協力機関と協議し、建設用重機を所有する富良野建設業協会等の協力を得て、道路上の倒壊した家屋や事業所、工作物等の障害物除去を災害発生時における緊急対策として行う。障害物除去は、避難道路を優先して行う。

2. 住宅関係障害物の除去

地震災害による住居やブロック塀等の倒壊により発生した建設資材や土砂は、地元建設業者等の協力を得て撤去する。

家屋解体撤去のため、地元建築士の協力を得て相談窓口（建設水道対策部 建設班）を開設する。

除去した障害物の集積場所は、市リサイクルセンター又は富丘埋立処分場とする。

第34節 労務供給計画

この計画は、災害応急対策の実施について要員が不足し、賃金職員の雇用が必要となった場合について、迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

■実施責任

市長（総務対策部庶務班）は、災害時における応急対策に必要な労務要員の確保・供給に当たる。

■供給の方法

1. 協力団体等に対する動員要請

協力団体等（各種協定締結団体等）、町内会・連合会組織等に対して労務要員の動員を要請する。

2. 労務の範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療、助産の移送
- (3) 被災者救出のための機械器具、資材の運搬、操作
- (4) 飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用薬品の配布
- (5) 救援物資の支給
- (6) 遺体の捜索及び処理
- (7) 土木作業、清掃作業
- (8) その他災害応急対策等に必要な作業

3. 旭川公共職業安定所富良野出張所に対する求人申込み

市において労務要員の雇用が困難な場合は、旭川公共職業安定所富良野出張所に対して、次の事項を明らかにして求人の申込みを行う。

- (1) 職業別、所要労務要員数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

■賃金及びその他の費用負担

- 1. 労務要員に対する賃金は、市内における同種の業務及び同程度の技能について支払われる賃金水準を上回るよう努めるものとする。
- 2. 救助法が適用された場合は、救助法の定めるところによる。
(資料編3 - 15 : 災害救助法により救助の概要)

第35節 ヘリコプター要請・活用計画

この計画は、市内において大規模な災害が発生し、迅速・的確な応急対策を実施するために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、広域的かつ機動的な活動が可能な消防防災ヘリコプターの応援を要請してその活用を図る。

(資料編9 - 11 : 北海道消防防災ヘリコプター応援協定)

■応援要請

1. 要請の要件

市長(総務対策部本部班)は、災害が発生し次の各号のいずれかに該当する場合は、

北海道知事に対して消防防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

- (1) 市（富良野広域連合富良野消防署）の消防力によっては応急対策が著しく困難な場合
- (2) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2. 要請の方法

応援要請は、北海道（総務部防災消防課防災航空室）に対し電話により次に掲げる事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(資料編4 - 9 : 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票)

■活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、概ね次に掲げるところによる。

1. 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2. 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3. 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4. その他ヘリコプターの活用が有効と認められる場合

■支援体制

1. 離着陸場

原則として指定離着陸場を利用するが、災害の状況により離着陸場候補地を利用することとする。ただし、離着陸場候補地についてはほとんどが避難所となっているため、離着陸に際しては避難住民の安全に特に留意する。

指定離着陸場	所在地	経緯度	
		北緯	東経
富良野市河川球場	弥生町6番地先	43° 20' 35"	142° 22' 33"

注：経緯度は、国土地理院の地形図閲覧サービスによる座標測定値（世界測地系）である。

（資料編5 - 16：ヘリコプター指定離着陸場・候補地一覧）

2. 支援体制

(1) 地上支援

離着陸の安全確保のため、地上支援要員や駐機スペースの確保を図る。

(2) 受け入れ体制

受け入れに当たっては、所要資機材、宿泊施設等の確保を図る。

第36節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

北海道知事（上川総合振興局長）は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づき部隊等の派遣を要請することができる。

自衛隊の部隊等の派遣要請手続及び派遣活動等に関する計画は、次に定めるところによる。

■災害派遣要請

1. 市長からの派遣要請要求

市長は、災害の状況により災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした自衛隊災害派遣要請要求書をもって北海道知事（上川総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要求し、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

（資料編4 - 11：別記様式1（自衛隊災害派遣要請要求書））

2. 緊急時の派遣要求

市長は、人命の緊急救助に関し北海道知事（上川総合振興局長）に派遣要請を要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により北海道知事（上川総合振興局長）と指定部隊（陸上自衛隊上富良野駐屯地第4特科群）との連絡が不能であるなどの場合は、直接指定部隊の長に派遣要求することができる。この場合は、事後において速やかに北海道知事（上川総合振興局長）に連絡し、上記1の手続きを行う。

■連絡先

区分	担当部署	電話番号
上川総合振興局	地域振興部地域政策課（防災担当）	0166-46-5918
自衛隊	陸上自衛隊上富良野駐屯地 第4特科群第104特科大隊	45-3101 内線230

3. 受入体制

（1）派遣部隊到着前の措置

北海道知事（上川総合振興局長）又は指定部隊から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 派遣部隊本部は、市災害対策本部内に置く。

イ 派遣部隊の宿泊所、車両、機械等の展開場所は、原則としてスポーツセンターとする。

ウ 派遣部隊との連絡責任者は本部班長とし、連絡員は本部班員とする。

エ 派遣部隊到着と同時に作業開始となるよう、本部会議において作業計画を樹立しておく。

（2）派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊の責任者と作業計画について協議・調整する。

イ 派遣部隊の到着後及び必要に応じて、次の事項を上川総合振興局経由で北海道へ報告する。

- ・派遣部隊の長の職氏名
- ・隊員数
- ・到着日時
- ・従事している作業内容及び進捗状況
- ・その他参考となる事項

4. 経費の負担

（1）次の経費は、市が負担する。

- ア 資材費及び機器借上料
- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料

エ 水道料

オ 汲取料

(2) その他の必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

■派遣活動

災害派遣地における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

1. 被害状況の把握
2. 避難の援助
3. 遭難者の搜索活動
4. 水防活動
5. 消防活動
6. 応急医療、救護及び防疫
7. 人員及び物資の緊急輸送
8. 炊飯及び給水
9. 物資の無償貸付又は譲与
10. 危険物の保安及び除去
11. その他

■自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、北海道知事の要請を待ついとまがない場合は、次に掲げる基準により自主的に部隊等を派遣することができる。

1. 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
2. 北海道知事が自衛隊の災害派遣を要請することができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
3. 航空機事故の発生を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
4. その他特に緊急を要し、北海道知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

■自衛隊との情報交換及び連携強化

自衛隊及び北海道・市・関係機関は、収集した情報を相互に交換するものとする。また、救援活動が適切かつ効率的に実施できるよう連絡調整に努める。

■災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官は、自衛隊法、基本法その他の法令に基づき市長、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、この場合は部隊等の指揮官の命令によるものとし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合は、この限りでない。

1. 住民等の避難等の措置（自衛隊法第94条第1項、警察官職務執行法第4条）
2. 他人の土地等への立入（自衛隊法第94条第1項、警察官職務執行法第6条第1項）
3. 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
4. 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
5. 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
6. 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための車両等の移動措置命令等（基本法第76条の3第3項）

■撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長は北海道知事（上川総合振興局長）及び派遣部隊の長と協議のうえ、撤収要請請求書により派遣部隊の撤収要請を北海道知事（上川総合振興局長）に要求する。

（資料編4 - 11：別記様式2（自衛隊災害派遣撤収要請請求書））

第37節 広域応援要請計画

この計画は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、北海道及びその他地方公共団体の長等に対して、物資等応援について、あつせんをも求めるものとする。

■応援要請

1. 国による応援・代行

大規模災害が発生し、従来の地方公共団体間の応援できない事態が発生した場合、

国は、災害応急対策を応援するものとする。さらに、市または北海道の指揮系統が失われ、事務の全部または大部分が実施不能となった場合、国は、応急措置を代行するものとする。

2. 北海道知事に対する応援要請

市長は、大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施することができない場合は、基本法第 68 条の規定に基づき北海道知事に対し、次の事項を明らかにして応援を要請することができる。

なお、応援の要請が必要な場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」、及び「緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、知事等に対して応援の要請を行う。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を必要とする理由
- (3) 応援を希望する物資等の品名、数量
- (4) 応援を必要とする場所・活動内容
- (5) その他必要な事項

(資料編 9 - 6 : 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定)

(資料編 9 - 11 : 北海道消防防災ヘリコプター応援協定)

3. 市町村への要請

市長は、大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者への救援等の災害応急対策を実施することができない場合は、「全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書」「道北市長会構成市相互の応援に関する覚書」に基づき、加盟自治体の長に対して応援の要請を行う。

(資料編 9 - 13 : 全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書)

(資料編 9 - 15 : 道北市長会構成市相互の応援に関する覚書)

■受入体制

1. 連絡調整

市長（総務対策部本部班）は、北海道や他の市町村等の応援活動が円滑に行われるよう連絡調整責任者を定め、連絡調整を行わせる。

また、北海道や他の市町村も連絡調整責任者を定め、市との連絡調整に当たる。

2. 受入体制

応援活動が円滑に実施されるように作業内容、作業場所、宿泊施設その他必要な受入体制を確立しておく。

第38節 職員応援派遣要請計画

この計画は、大規模災害が発生した場合における指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣要請又は北海道知事に対する派遣のあっせん要請に関して、必要な事項を定めるものとする。

■派遣要請及び派遣のあっせん要請

1. 派遣要請

市長（総務対策部本部班）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して職員の派遣を要請することができる。

2. 派遣のあっせん要請

市長（総務対策部本部班）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、北海道知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

■要請手続等

1. 職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国等の職員の派遣要請のみでなく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に規定する地方公共団体相互間の職員の派遣についても同様とする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2. 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

■派遣職員の身分取扱

1. 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側及び受入側双方の身分を有するものとし、双方の条例・規則の適用を受ける。ただし、双方の条例・規則に矛盾が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
2. 派遣職員の給与等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条、地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
3. 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
4. 派遣職員のサービスは、受入側の規定を適用するものとする。
5. 受入側は、派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

■受入体制

受け入れ体制については、広域応援要請計画に準ずる。

(震災対策計画代7節 P5-65：広域応援要請計画)

第39節 災害ボランティアとの連携計画

この計画は、社会福祉法人富良野市社会福祉協議会及び奉仕団、各種ボランティア団体等と協力し、災害ボランティアの能力が最大限に発揮され、被災地の復興にいかされるよう、その自主性・主体性を尊重しつつ、活動を支援する。

■災害ボランティアセンター一部の設置及び運営

市内で震度6弱以上の地震が発生したとき、又は同程度の被害が発生したときは、市と社会福祉法人富良野市社会福祉協議会が協力し、災害ボランティアセンターを富良野スポーツセンター又は富良野地域人材開発センターに設置する。ただし、被災状況等によっては、他の場所に設置することがある。

災害ボランティアセンターでは、災害ボランティアの活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等を行う。市は随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として配置する。

(資料編9 - 27：災害時におけるボランティア活動に関する協定)

■ボランティア団体等の協力要請並びに受入

市は、災害の状況等により要員に不足を生ずると判断した時は、赤十字奉仕団等のボランティア団体に対して協力を要請するものとする。この要請のほか、その他のボランティア団体からの協力の申し入れがあった場合には、災害ボランティアセンターで受け入れるものとする。

ボランティアの受け入れにあたっては、被災地のニーズを反映し、高齢者介護や外国語会話力などの技能が効果的に活かされるよう配慮する。

■災害ボランティア活動の支援

市は、災害ボランティア本部等における災害ボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第40節 要配慮者に対する応急活動計画

災害発生時には、要配慮者が被害を受ける可能性が高いため、市及び社会福祉関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の安全を確保するとともに、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

■主な活動

1. 市は、発災時においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、「富良野市避難行動要支援者の避難行動支援全体計画」に基づき、連合会・町内会・自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会等の協力を得ながら、迅速に安否確認を行うとともに、避難行動の実施に努めるものとする。
2. 介護用品、育児用品等要配慮者の生活維持のため、必要な物資を調達・確保する。
3. 要配慮者の心身両面の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて保健福祉サービスの提供を行う。
4. 要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。

■避難施設等の確保

多くの一般避難者と一緒に生活を送ることが困難な高齢者や障害のある人等のための避難所として、ふれあいセンターを福祉避難所として指定し、必要な物資・機材等の備蓄を図る。また必要に応じて、社会福祉法人等が運営する福祉施設への受け入れ、及び避難所における介護職員等の派遣について、災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定に基づき要請する。

(資料編9 - 25 : 災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定)

■情報提供体制の確立

市は、要配慮者に対する情報の伝達等に関して、避難行動要支援者名簿を活用し、迅速かつ的確に実施できるよう福祉関係団体、地域住民及び自主防災組織と連携のもと、情報提供体制の確立に努める。

■避難誘導體制の確立

市、自主防災組織、地域住民及び福祉関係団体等は、互いに連携を図りながら、避難の必要がある要配慮者の避難の介助に努める。

第41節 災害義援金受付（配分）計画

この計画は、災害による被災者を援護するための災害義援金の受付及び配分に関して、必要な事項を定めるものとする。

■義援金の受付及び配分

日赤は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日赤北海道支部が義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置し、被害状況に応じて義援金を罹災者に配分する。なお、委員会の運営方法については、北海道災害義援金募集（配分）委員会会則及び災害義援金事業（配分）要綱骨子に基づくものとする。

市長（保健福祉対策部福祉班）は、全国各地からの義援金を受付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分する。

(資料編3 - 1 : 北海道災害義援金募集（配分）委員会会則)

(資料編3 - 3 : 災害義援金募集（配分）事業要綱骨子)

第42節 災害応急金融計画

災害による被害の応急復旧及び罹災者の速やかな立ち直りを期すため、応急金融制度の活用を図る。

(資料編3 - 27 : 各種融資制度の概要)

第43節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次に定めるところによる。

■実施責任

救助法による救助の実施は、北海道知事が行う。ただし、市長は北海道知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断と責任において救助を実施する。

■救助法の適用基準

救助法による救助は、市の区域で次に掲げる程度の災害が発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

被害区分 市の人口	市単独の場合	被害が相当広範囲な場合（全道2,500世帯以上）	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
富良野市 (15,000人以上 30,000人未満)	50	25	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。

適	用
<p>1. 住家被害の判定基準</p> <p>(1) 滅失・・・全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のももの。</p> <p>(2) 半壊、半焼・・・2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20～70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20以上50%未満のもの。</p> <p>(3) 床上浸水・・・3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>2. 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。</p>	

(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

■救助法の適用手続き

1. 市長は、市における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を北海道知事に報告しなければならない。
2. 災害の事態が急迫し、北海道知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに上川総合振興局長に報告し、その後の措置について指示を受けなければならない。
3. 上川総合振興局長は、前記の報告に基づき救助法を適用する必要があると認めたとときは、直ちに適用することとし、その旨を市長に通知するとともに、北海道知事に報告する。北海道知事は、上川総合振興局長からの報告に基づき直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

■救助の実施と種類

1. 救助の実施

北海道知事は、救助法が適用された場合には、同法に基づき必要と認める救助を実施し、市長はこれを補助する。

2. 救助の種類

市長が実施した方がより迅速に対処することができると判断される次の救助については、個別の災害ごとに北海道知事が通知により市長に委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
応急仮設住宅の供与	着工から20日以内	対象者、対象箇所の選定～市設置～北海道(委任したときは市)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医療	14日以内	医療班～北海道・日赤道支部(委任したときは市)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～北海道・日赤道支部(委任したときは市)

災害にかかった者の救出	3日以内	市
住宅の応急修理	1月以内	市
学用品の給与	教科書等 1月以内 文房具等 15日以内	市
埋葬	10日以内	市
行方不明者の搜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市

(資料編3 - 15 : 災害救助法による救助の概要)

■被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害を受けたと認められる世帯で、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な場合には、申請により被災者生活再建支援金が支給される。

(資料編3 - 27 : 各種融資制度の概要)

第44節 罹災証明の発行計画

罹災証明の発行に関して、必要な事項を定める。

■実施責任者

総務対策部(調査班)が担当する。

■罹災証明等の交付体制の整備

罹災証明は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たしていることから、平常時から住家被害の調査する職員の育成や、罹災証明書に関する行動規程等を整理し、遅滞なく交付できるよう、必要な業務の体制確保に努める。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(資料編4 - 7 : 罹災証明書、資料編4 - 8 : 罹災証明発行記録)

第45節 土砂災害等二次災害の防止

地震発生による、土砂災害等の二次災害の防災に関して、必要な事項を定める。

■実施責任者

建設水道対策部土木班が担当する。

■土砂災害等二次災害防止の手順

地震によって土留め等基盤が脆弱になった工作物・地形で、降雨により危険が増大する個所の把握を行い、住民・関係機関へ周知する。

(資料編 6 - 1 : 土石流危険溪流・急傾斜地崩落危険区域・地すべり危険区域一覧)

第46節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給についての計画は、次のとおりである。

■実施責任者

1. 富良野市

市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類暖房用燃料の確保に努める。

(1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。

(資料編9-48 災害時における石油類燃料の供給に関する協定)

(2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

(3) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めるとともに、調達所要が発生した際には、石油業協同組合と連絡調整を行う。

(4) LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

(資料編9-35 災害発生時における富良野市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定)

2. 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、北海道石油業協同組合連合会に対し、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）や市長等の要請に基づき円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

3. 北海道経済産業局

灯油、ガソリン等の燃料に関する需給・価格変動等の把握及び情報提供を行う。

■石油類燃料の確保

災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対して協力を要請し、又は斡旋を求める。

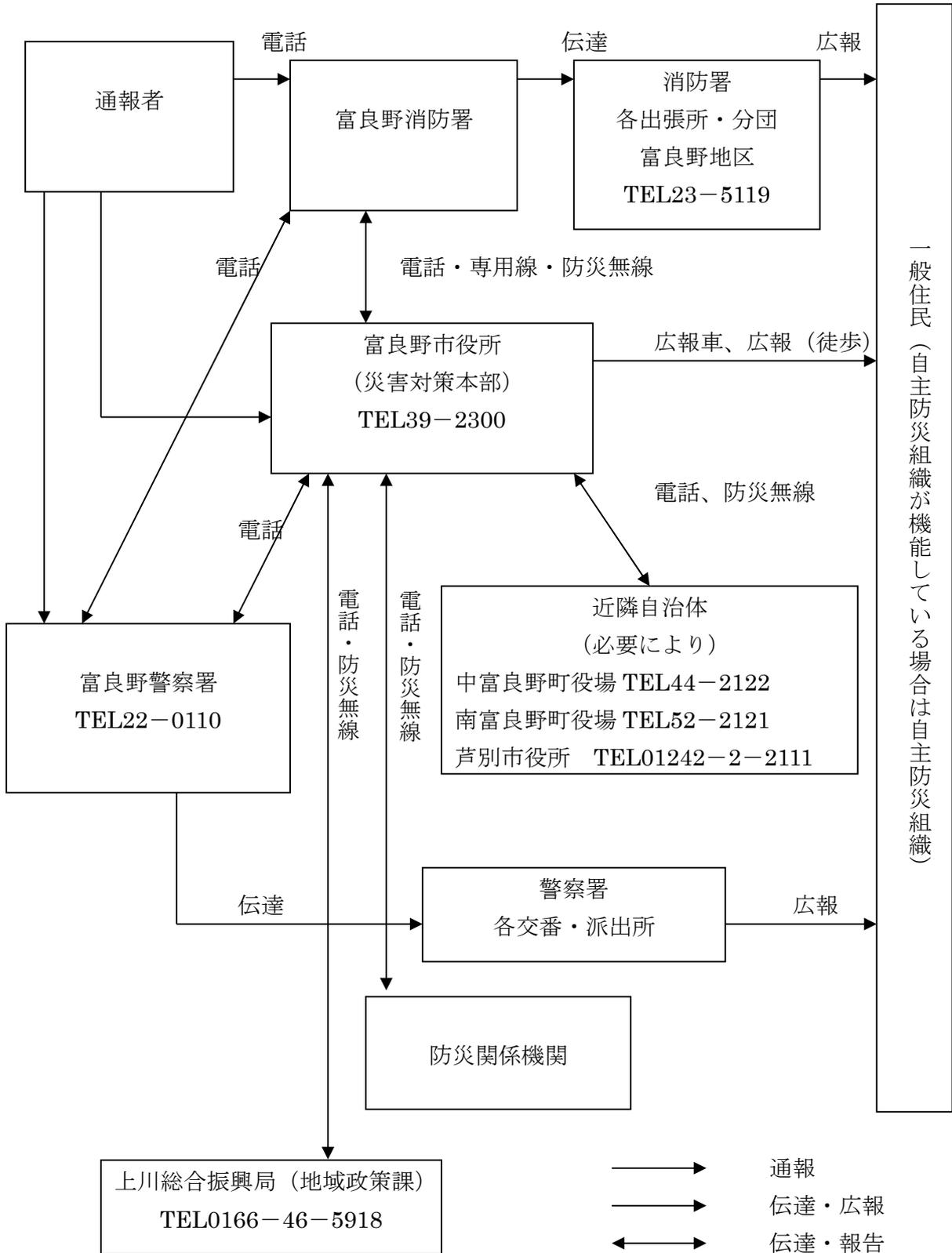
1. 市は、総務対策部 財政班を中心に、関係する 各対策部班と連携して行う。

2. 道は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

また、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核 SS、住民拠点 SS 及び北海道地域サポート SS の営業状況等を把握し、市町村や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、住民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

■別図1 関係機関相互の情報連絡系統図(被害・火災)

※「電話」は Fax を含む



第6章 火山災害対策計画

第1節 計画策定の趣旨

この計画は、十勝岳の過去の大規模噴火等の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえて、市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、総合的かつ計画的な対策を推進することにより、市民の積極的な協力の下、災害による被害を軽減して、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 十勝岳の概況

■十勝岳の現況

十勝岳（標高 2077m）は、北海道中央高地の大雪—十勝火山列の南西端に位置し、大雪—十勝火山列南西部で最も高い。十勝火山列南西部は、北東から美瑛富士（標高 1888m）、美瑛岳（標高 2052m）、十勝岳（標高 2077m）、富良野岳（標高 1912m）、前富良野岳（標高 1625m）と並ぶ新旧の火山からなる。十勝岳の新しい火口群は十勝岳の主稜線より北西側 1km 付近に形成され、火口、火砕丘、溶岩流などの新しい火山地形は十勝岳の北西斜面によく見られる。十勝火山列の裾野は上富良野町、美瑛町、新得町、南富良野町、中富良野町、富良野市へ広がっている。

■過去の火山活動

江戸時代末期の安政年間以来、1857、1887、1926、1962 及び 1988～1989 年の 5 回顕著な噴火が発生している。

1926 年の噴火では、中央火口丘が崩壊、高温岩屑なだれが発生し、残雪を溶かして大規模な火山泥流を誘発した結果、上富良野などで 144 名が犠牲となった。

1962 年の噴火では、火口近くの硫黄鉱山宿舎で、噴石のため死者 5 名、負傷者 11 名の災害となった。この噴火は歴史時代の噴火中最大規模で、噴煙は約 12 km 以上に達し、風下の広い地域で耕地や森林に被害を与えた。

1988～1989 年の噴火は、爆発的で火砕流や火砕サージを繰り返したが、規模は小さかった。歴史時代の噴火は、すべてグラウンド火口域付近で発生している。また、地質学的な研究から、4700～3300 年前の活動が最大規模で、山体崩壊とともに爆発的噴火が繰り返され、火砕流も発生した。その際にグラウンド火口が形成された。活動の最後には溶岩が流出したとされている。約 1000 年前頃には、グラウンド火口の北西で噴火が繰り返され複数の火砕丘が形成された。その後、約 500 年前頃からは中央火口丘の活動が活発になり、火砕丘を形成し溶岩も流出している。

第3節 災害予防対策

この計画は、過去の大きな被害をもたらしている十勝岳の噴火に対して、計画な予防措置として、火山観測体制、警戒地区の体制を整理するとともに、避難体制等の確立を図ることを目的とする。

■火山観測体制

十勝岳は、常時観測対象火山となっており、次の体制により震動、地殻変形観測、遠望観測及び調査観測を実施しているほか、計画的に火山機動観測班による観測を実施している。

担当官署名	観測機器
札幌管区気象台	地震計、監視カメラ、GNSS、空震計、傾斜計

■警戒地区

十勝岳で20世紀以降発生した噴火を基に想定した場合、積雪期における融雪型泥流（泥水）が到達するおそれのある地区（別図1 P6-7）のとおりである。また、降灰は風向にもよるが、富丘・八幡丘・布礼別・麓郷方面など広範囲にわたるおそれがある。

■避難体制等の災害予防対策

避難体制等の災害予防対策については、災害予防計画及び十勝岳火山防災協議会で策定した十勝岳火山避難計画の定めるところによる。

（第2章災害予防計画第9節 P2-14：避難体制整備計画）

（マニュアル編：十勝岳火山避難計画）

第4節 災害応急対策計画

災害に関する情報を迅速に収集し、被害状況を的確に把握するため、本部の情報収集機能の充実強化を図るとともに、防災関係機関との協力体制を確立し、効率性のある被害状況調査及び伝達が展開できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

■火山現象に関する情報の収集及び伝達

1. 火山現象に関する予報及び警報の種類

火山現象に関する予報及び警報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の規定により発表される「噴火警報」および「噴火予報」である。

なお、火山現象に関する予報及び警報は気象業務法第15条1項の規定により北海道に通報され、北海道は同法第15条2項及び基本法第55条の規定により市長に通知する。

2. 火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方及び想定される現象等

(資料編3 - 48 : 火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方及び想定される現象等)

3. 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、以下のような場合に発表する。

- ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合 (※)
- ・ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

4. 火山の状況に関する解説情報 (臨時)

噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報 (臨時)」を発表する。

5. 火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

6. 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報 (定時)

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的 (3時間ごと) に発表する。
- ・ 18時間先 (3時間区切り) までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(2) 降灰予報 (速報)

- ・ 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。
- ・ 降灰予報 (定時) を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。

- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。
- ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で※）発表する。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

（3）降灰予報（詳細）

- ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。
- ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。
- ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で※発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワ ード	イメージ		人		道路
		路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある (およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始)	稲等の農作物が収穫できなくなったり（※1）、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可（※1）

（※1）富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

7. 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

8. 火山現象に関する情報等

(1) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(2) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

(3) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

9. 火山現象警報、火山現象予報等の発表官署

本道における全ての火山に係わる火山現象警報、火山現象予報等の発表は、札幌管区気象台が行う。

10. 異常現象発見者の通報義務及び通報先

火山の異常現象を発見した者は、直ちに市長に通報するものとし、市長は旭川地方気象台に対してその旨を直ちに通報するものとする。

11. 火山現象警報及び火山現象予報等の伝達

(1) 噴火予報及び噴火警報等の伝達は、火山現象に関する予報及び警報等伝達系統図(別図2P6-8)によるものとする。

(2) 噴火予報及び噴火警報等の通報及び伝達

北海道知事から通報を受けたときは、市長は火山現象に関する予報及び警報等伝達系統図に基づき関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。

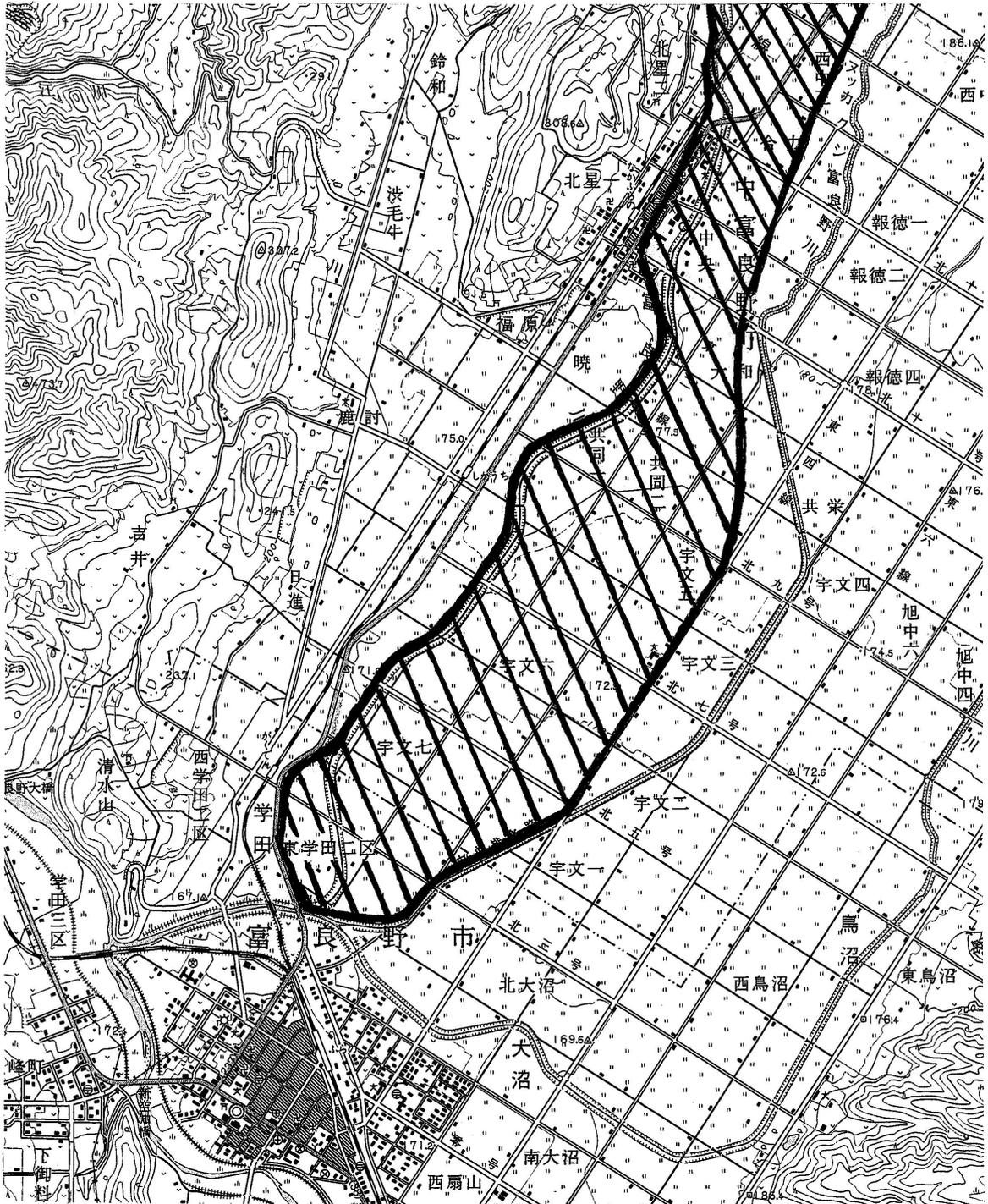
この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をする。

■災害復旧

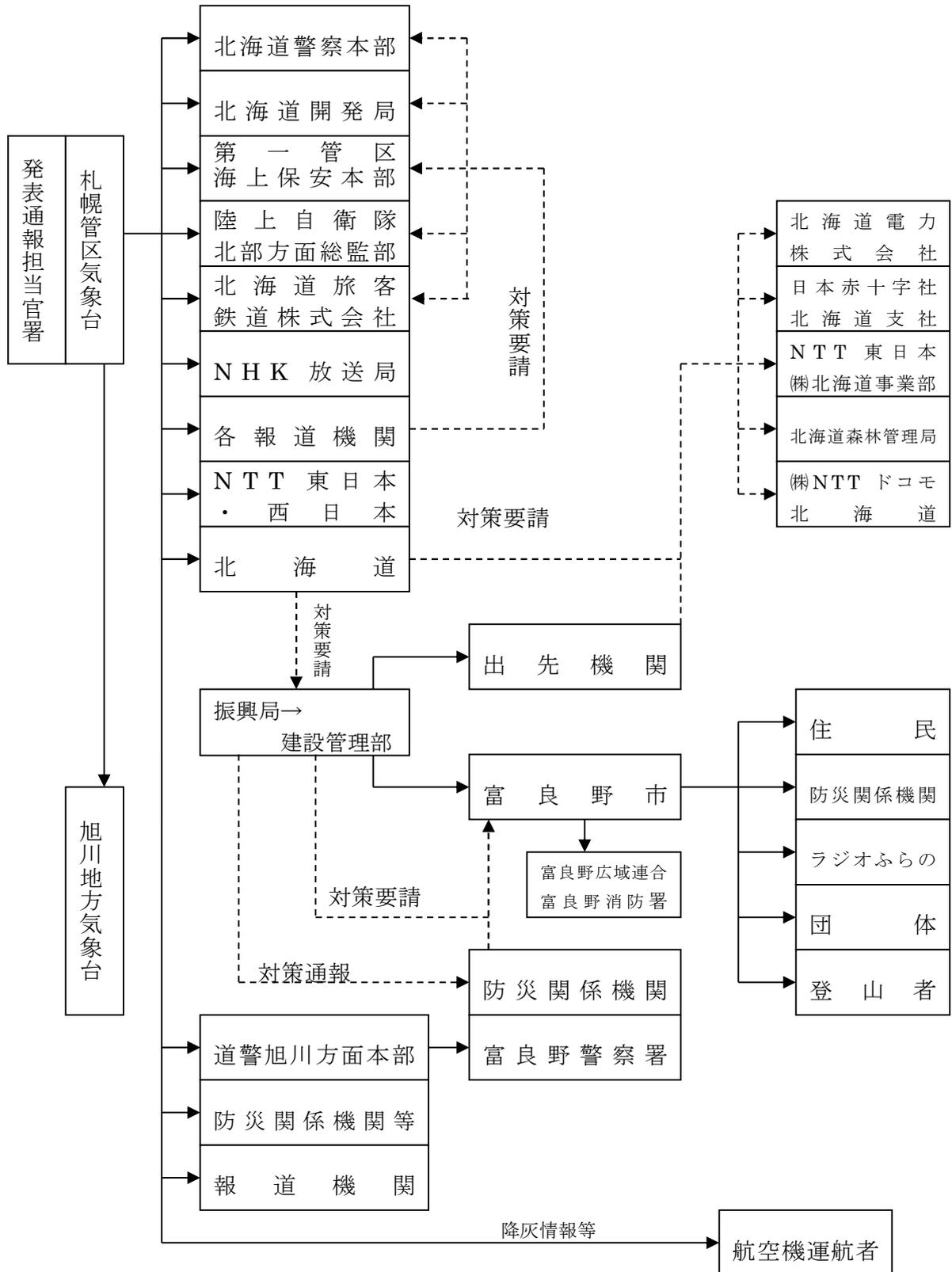
火山災害による被害が発生した場合における災害復旧については、災害復旧計画の定めるところによる。

(第8章災害復旧計画 P8-1)

■別図1 積雪期における融雪型泥流（泥水）が到達するおそれのある地区



■別図2 火山現象に関する予報及び警報等伝達系統図



第5節 十勝岳火山防災協議会

本市は、活動火山対策特別措置法に基づき、十勝岳火山噴火災害で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行い、適切に対処することを目的として設置している十勝岳火山防災協議会の設置主体である。

十勝岳が噴火、又は噴火するおそれがある場合は本市地域防災計画に定めるものの他、協議会で作成した十勝岳火山避難計画により適切な対処を行うものとする。

第7章 事故災害対策計画

第1節 計画策定の趣旨

この計画は、突発的かつ甚大な被害が予想される航空機事故、鉄道事故、道路災害、林野火災等、多くの死傷者の発生を伴う事故等に対して、予防・応急対策を含めた防災対策の充実強化を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 航空災害対策計画

この計画は、市の区域内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策について、必要な事項を定めるものとする。

■災害予防

市をはじめ関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1. 実施事項

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

- ア 航空運送事業者は航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。
- イ 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制整備を図るものとする。
- ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- オ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- カ 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備推進に努めるものとする。
- キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 航空運送事業者

- ア 航空交通の安全に関する各種情報を事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

■災害応急対策

1. 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡方法は、航空災害に係る情報通信連絡系統図（別図1 P7-25）のとおりとする。

(2) 市及び関係機関の実施事項

ア 災害発生時に直ちに災害通信連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対する広報は、[災害広報計画]の定めるところによるほか、次の事項について実施するものとする。

(1) 航空災害の状況

(2) 旅客及び乗務員等の安否情報

(3) 医療機関等の情報

(4) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(5) 航空輸送復旧の見通し

(6) 避難の必要性等の地域に与える影響

(7) その他必要な事項

（第4章災害応急対策編第7節 P4-10：災害広報計画）

3. 応急活動体制

市長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4. 救助救出活動

救助救出活動については、救助救出計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第10節P4-20：救助救出計画)

5. 医療救護活動

医療救護活動については、医療救護計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第19節P4-32：医療救護計画)

6. 消防活動

(1) 富良野広域連合富良野消防署は、消防計画に基づき速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

(第2章災害予防計画第7節P2-11：消防計画)

(2) 富良野広域連合富良野消防署の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については、行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第26節P4-46：行方不明者の捜索及び遺体の処理埋葬計画)

8. 交通規制

富良野警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通応急対策計画の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

(第4章災害応急対策編第12節P4-21：交通応急対策計画)

9. 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線の航空機である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、防疫計画の定めるところにより、的確な応急防疫対策を実施する。

廃棄物処理等については、廃棄物処理等計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第21節P4-37：廃棄物処理等計画)

10. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、自衛隊派遣要請及び派遣活動計画の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

(第4章災害応急対策編第32節P4-55：自衛隊派遣要請及び派遣活動計画)

1 1. 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施することができない場合には、広域応援要請計画の定めるところにより、北海道及び他の市町村等に対して応援を要請するものとする。

(第4章災害応急対策編第3.3節 P4-58：広域応援要請計画)

第3節 鉄道災害対策計画

この計画は、市の区域内において、鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策について、必要な事項を定めるものとする。

■災害予防

市をはじめ関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1. 実施事項

(1) 北海道運輸局

- ア 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- イ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- ウ 踏切事故を防止するため、鉄道事業者とともに広報活動に努めるものとする。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社

- ア 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。
- イ 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。
- ウ 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象の予警報など情報の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかに対策を講ずる。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- オ 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災によ

る被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。

カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

キ 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

■災害応急対策

1. 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡方法は、鉄道災害に係る情報通信連絡系統図（別図2P7-26）のとおりとする。

(2) 市及び関係機関の実施事項

ア 災害発生時に直ちに災害通信連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対する広報は、災害広報計画の定めるところによるほか、次の事項について実施するものとする。

(1) 鉄道災害の状況

(2) 旅客及び乗務員等の安否情報

(3) 医療機関等の情報

(4) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(5) 鉄道輸送復旧の見通し

(6) 避難の必要性等の地域に与える影響

(7) その他必要な事項

（第4章災害応急対策編第7節P4-10：災害広報計画）

3. 応急活動体制

市長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4. 救助救出活動

救助救出活動については、救助救出計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第10節P4-20：救助救出計画)

5. 医療救護活動

医療救護活動については、医療救護計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第19節P4-32：医療救護計画)

6. 消防活動

- (1) 富良野広域連合富良野消防署は、消防計画に基づき速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

(第2章災害予防計画第9節P2-13：消防計画)

- (2) 富良野広域連合富良野消防署の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については、行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第26節P4-46：行方不明者の捜索及び遺体の処理埋葬計画)

8. 交通規制

富良野警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通応急対策計画の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

(第4章災害応急対策編第12節P4-21：交通応急対策計画)

9. 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線の航空機である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、防疫計画の定めるところにより、的確な応急防疫対策を実施する。

廃棄物処理等については、廃棄物処理等計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第21節P4-37：廃棄物処理等計画)

10. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

(第4章災害応急対策編第32節 P4-54：自衛隊派遣要請及び派遣活動計画)

1 1. 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施することができない場合には、広域応援要請計画の定めるところにより、北海道及び他の市町村等に対して応援を要請するものとする。

(第4章災害応急対策編第33節 P4-58：広域応援要請計画)

■災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定次期を明らかにするよう努めるものとする。

第4節 道路災害対策計画

この計画は、道路構造物の被災等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るために実施する予防、応急対策について、必要な事項を定めるものとする。

■災害予防

道路管理者及び富良野警察署等の関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1. 実施事項

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現状の把握に努めるとともに、異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を講ずるため、情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる

ものとする。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

(2) 富良野警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行を禁止し、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

■災害応急対策

1. 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡方法は、鉄道災害に係る情報通信連絡系統図（別図3P7-26）のとおりとする。

(2) 市及び関係機関の実施事項

ア 災害発生時に直ちに災害通信連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対する広報は、災害広報計画の定めるところによるほか、次の事項について実施するものとする。

(1) 道路災害の状況

(2) 被災者の安否情報

(3) 医療機関等の情報

(4) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(5) 道路輸送復旧の見通し

(6) 避難の必要性等の地域に与える影響

(7) その他必要な事項

(第4章災害応急対策編第7節 P4-10：災害広報計画)

3. 応急活動体制

市長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4. 救助救出活動

救助救出活動については、救助救出計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第10節 P4-20：救助救出計画)

5. 医療救護活動

医療救護活動については、医療救護計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第19節 P4-32：医療救護計画)

6. 消防活動

(1) 富良野広域連合富良野消防署は、消防計画に基づき速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

(第2章災害予防計画第7節 P2-11：消防計画)

(2) 富良野広域連合富良野消防署の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については、行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第26節 P4-46：行方不明者の捜索及び遺体の処理埋葬計画)

8. 交通規制

富良野警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通応急対策計画の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

(第4章災害応急対策編第10節 P4-21：交通応急対策計画)

9. 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線の航空機である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、防疫計画の定めるところにより、的確な応急防疫対策を実施する。

廃棄物処理等については、廃棄物処理等計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第2 1節 P4-37：廃棄物処理等計画)

1 0. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

(第4章災害応急対策編第3 2節 P4-55：自衛隊派遣要請及び派遣活動計画)

1 1. 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施することができない場合には、広域応援要請計画の定めるところにより、北海道及び他の市町村等に対して応援を要請するものとする。

(第4章災害応急対策編第3 3節 P4-58：広域応援要請計画)

■災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、次の事項に留意し迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

1. 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
2. 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人的応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
3. 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
4. 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努めるものとする。

第5節 危険物等災害対策計画

この計画は、道危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物等）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策について、必要な事項を定めるものとする。

■危険物の定義

1. 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定するもの

<例>石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2. 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定するもの

＜例＞火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3. 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定するもの

＜例＞液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4. 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定するもの

＜例＞毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5. 放射性物質

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に規定するもの

＜例＞放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質など

■災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき予防対策は、次のとおりとする。

1. 危険物等災害予防

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、富良野広域連合富良野消防署及び富良野警察署へ通報するものとする。

(2) 富良野広域連合富良野消防署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制の確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 富良野警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

2. 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類取扱保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬類が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出るものとする。

(2) 富良野警察署

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要があるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をするなどして運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬類が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害発生の届出があったときは、速やかに北海道知事に通報するものとする。

(3) 富良野広域連合富良野消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

3. 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造設備等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、北海道知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 富良野警察署

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害発生の届出があったときは、速やかに北海道知事に通報するものとする。

(3) 富良野広域連合富良野消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理

者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4. 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を富良野保健所、富良野警察署又は富良野広域連合富良野消防署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずるものとする。

(2) 富良野警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(3) 富良野広域連合富良野消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

■災害応急対策

1. 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡方法は、鉄道災害に係る情報通信連絡系統図（別図2P7-30）のとおりとする。

(2) 市及び関係機関の実施事項

ア 災害発生時に直ちに災害通信連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対する広報は、災害広報計画の定めるところによるほか、次の事項について実施するものとする。

(1) 実施機関

市、事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ 避難の必要性等の地域に与える影響
- キ その他必要な事項

(第4章災害応急対策編第7節 P4-10：災害広報計画)

3. 応急活動体制

市長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4. 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずるものとする。

5. 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 事業者

事業者は、消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑えるなど消防活動に努めるものとする。

(2) 富良野広域連合富良野消防署

ア 消防計画に基づき速やかに危険物等災害による火災の発生状況を把握するとともに、消防活動を迅速に実施する。特に事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

イ 富良野広域連合富良野消防署の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(第2章災害予防計画第7節 P2-12：消防計画)

6. 避難措置

市長は、人命の安全を確保するため、避難対策計画の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性などの危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

(第4章災害応急対策計画第9節 P4-13：避難対策計画)

7. 救助救出活動

救助救出活動については、救助救出計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第8節 P4-20：救助救出計画)

8. 医療救護活動

医療救護活動については、医療救護計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第19節 P4-32：医療救護計画)

9. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については、行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第26節 P4-46：行方不明者の捜索及び遺体の処理埋葬計画)

10. 交通規制

富良野警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通応急対策計画の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

(第4章災害応急対策編第12節 P4-21：交通応急対策計画)

11. 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線の航空機である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、防疫計画の定めるところにより、的確な応急防疫対策を実施する。

廃棄物処理等については、廃棄物処理等計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第21節 P4-37：廃棄物処理等計画)

12. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

(第4章災害応急対策編第32節 P4-55：自衛隊派遣要請及び派遣活動計画)

13. 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施することができない場合には、広域応援要請計画の定めるところにより、北海道及び他の市町村等に対して応援を要請するものとする。

(第4章災害応急対策編第33節 P4-58：広域応援要請計画)

第6節 大規模な火事災害対策計画

この計画は、死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について、必要な事項を定めるものとする。

■災害予防

市及び富良野広域連合富良野消防署は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、次に掲げる予防対策を実施するものとする。

1. 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場等の設置促進に努める。

2. 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

3. 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、ホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

4. 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

5. 防火思想の普及及び自主防災組織の育成強化

全道火災予防運動、防災週間等を通じて各種広報活動を行い、住民の防火思想の普及・高揚を図るとともに、高齢者宅に対する防火訪問の実施などにより要配慮者対策等に十分配慮する。

また、地域の自主防災組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

6. 消防水利の確保及び消防体制の整備

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備や河川水の活用等に努める。また、消防職員・団員の非常招集方法、消火部隊の編成・運用、機械・資機材の整備、情報通信手段等について十分に検討し、大規模な火事災害に対する体制を強化する。

7. 防災訓練の実施

関係機関や地域住民等と相互に連携して実践的な消火・救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順や関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練実施後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

8. 火災警報

市長は、北海道知事（上川総合振興局長）から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件（実効湿度 67%以下にして、最小湿度 35%を下回り、最大風速 8m/s を超える見込みのとき。）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条の規定に基づく火災警報を発令することができる。

■災害応急対策

1. 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡方法は、大規模火事災害に係る情報通信連絡系統図（別図 5 P7-28）のとおりとする。

(2) 市及び関係機関の実施事項

ア 災害発生時に直ちに災害通信連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対する広報は、災害広報計画の定めるところによるほか、次の事項について実施するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 避難の必要性等の地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

(第4章災害応急対策編第7節P4-10：災害広報計画)

3. 応急活動体制

市長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4. 消防活動

富良野広域連合富良野消防署は、消防計画の定めるところによるほか、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路確保及び重要かつ危険度の高い場所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(第2章災害予防計画第7節P2-12：消防計画)

5. 避難措置

市長は、人命の安全を確保するため、避難対策計画の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(第4章災害応急対策計画第9節P4-13：避難対策計画)

6. 救助救出活動

救助救出活動については、救助救出計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第10節P4-20：救助救出計画)

7. 医療救護活動

医療救護活動については、医療救護計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第19節P4-32：医療救護計画)

8. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については、行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第26節 P4-46：行方不明者の捜索及び遺体の処理埋葬計画)

9. 交通規制

富良野警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通応急対策計画の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

(第4章災害応急対策編第12節 P4-21：交通応急対策計画)

10. 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線の航空機である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、防疫計画の定めるところにより、的確な応急防疫対策を実施する。

廃棄物処理等については、廃棄物処理等計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第21節 P4-37：廃棄物処理等計画)

11. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

(第4章災害応急対策編第32節 P4-55：自衛隊派遣要請及び派遣活動計画)

12. 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施することができない場合には、広域応援要請計画の定めるところにより、北海道及び他の市町村等に対して応援を要請するものとする。

(第4章災害応急対策編第33節 P4-58：広域応援要請計画)

■災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市は被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ円滑な復旧を進めるものとする。

第7節 林野火災対策計画

この計画は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとし

ている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が実施する予防、応急対策について、必要な事項を定めるものとする。

■災害予防

1. 実施事項

4月1日から6月30日までを「林野火災危険期間」（以下「危険期間」という。）、危険期間のうち4月21日から5月31日までを「林野火災予防強調期間」及び「無煙期間」として設定し、次の予防対策を効果的に実施する。

(1) 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣り等の入林者への対策として、次の事項を推進する。

ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、広報活動を通じて広く周知する。

イ 入林の許可・届出等を行うよう指導する。

ウ 火災警報発令時又は気象条件急変時には、必要に応じて入林制限を行う。

エ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

(2) 火入対策

危険期間中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

ア 森林法（昭和26年法律第249号）及び富良野市林野火入規則（昭和42年富良野市規則第8号）の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

イ 火災警報発令時又は気象条件急変時には、一切の火入れを中止させる。

ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

エ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(3) 消火資機材等の整備

地域に適合した消火資機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検に努める。

(4) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防止するため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発

イ 巡視員の配置

ウ 無断入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策の確立

(5) 林内事業者

林内において、森林施業、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため森林所有者と協議し、特に次の事項に留意のうえ適切な予防対策を講ずるものとする。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

2. 富良野市林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、市をはじめ関係機関・団体により富良野市林野火災予消防対策協議会が組織されている。

(1) 構成機関・団体

富良野市、上川総合振興局、北海道上川南部森づくりセンター富良野事務所、上川南部森林管理署、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林、陸上自衛隊上富良野駐屯地、富良野広域連合富良野消防署、富良野警察署、富良野地区森林組合、各造林業者、北海道旅客鉄道株式会社富良野駅、株式会社コクド北海道事業部富良野スキー場、北海道猟友会富良野支部富良野部会、各森林愛護組合、社団法人ふらの観光協会

(2) 林野火災特別警戒区域

林野火災の特別警戒区域を次のとおり設定し、所管する機関において警戒体制の強化を図る。

- ア 朝日ヶ丘、島の下、清水山（富良野市）
- イ 北の峰、芦別岳登山口、富良野岳登山口（上川南部森林管理署）
- ウ 東大演習林樹木園、布部～岩屋（東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林）

3. 気象情報

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因となるため、関係機関は次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行い、火災気象通報の通報基準は、気象官署が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

（第4章災害応急対策計画編第2節 P4-1：災害関連情報の受領及び伝達計画）

(2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、林野火災気象通報伝達系統図（別図6 P7-29）のとおりとす。

(3) 市の措置

市が通報を受けたときは、通報内容及びとるべき予防対策等を、富良野広域連合富良野消防署、上川南部森林管理署、北海道上川南部森づくりセンター富良野事務所、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。

また、市長は、林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険性があると認めるときは、大規模な火事災害対策計画の定めるところにより火災警報を発令することができる。

(第7章事故災害対策編第6節 P7-16：大規模な火事災害対策計画)

■災害応急対策

1. 情報通信

広範囲にわたる林野の消失等も災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

林野火災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡方法は、林野火災に係る情報通信連絡系統図(別図7P7-29)のとおりとする。

(2) 市及び関係機関の実施事項

ア 災害発生時に直ちに災害通信連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

エ 市及び上川総合振興局においては、速やかに林野火災被害状況調書の提出を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対する広報は、災害広報計画の定めるところによるほか、次の事項について実施するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 避難の必要性等の地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

(第4章災害応急対策編第7節 P4-10：災害広報計画)

3. 応急活動体制

市長は、大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4. 消防活動

富良野広域連合富良野消防署は、消防計画の定めるところによるほか、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 林野火災防御団の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、又は広域化する場合には、ヘリコプター要請・活用計画の定めるところにより、ヘリコプターによる空中消火を実施する。

(第2章災害予防計画第7節 P2-12：消防計画)

(第4章災害応急対策計画第3 1節 P4-53：ヘリコプター要請・活用計画)

5. 避難措置

市長は、人命の安全を確保するため、避難対策計画の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(第4章災害応急対策計画第9節 P4-13：避難対策計画)

6. 救助救出活動

救助救出活動については、救助救出計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第1 0節 P4-20：救助救出計画)

7. 医療救護活動

医療救護活動については、医療救護計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第1 9節 P4-32：医療救護計画)

8. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については、行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第2 6節 P4-46：行方不明者の捜索及び遺体の処理埋葬計画)

9. 交通規制

富良野警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、交通応急対策計画の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

(第4章災害応急対策編第1 2節 P4-21：交通応急対策計画)

10. 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線の航空機である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、防疫計画の定めるところにより、的確な応急防疫対策を実施する。

廃棄物処理等については、廃棄物処理等計画の定めるところによる。

(第4章災害応急対策編第21節 P4-37：廃棄物処理等計画)

11. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

(第4章災害応急対策編第32節 P4-55：自衛隊派遣要請及び派遣活動計画)

12. 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施することができない場合には、広域応援要請計画の定めるところにより、北海道及び他の市町村等に対して応援を要請するものとする。

(第4章災害応急対策編第33節 P4-58：広域応援要請計画)

■災害復旧

大規模な林野災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市は被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ円滑な復旧を進めるものとする。

第8節 大規模停電対策計画

この計画は、大規模停電災害により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について必要な事項を定める。

■災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1. 実施事項

(1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務

計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

(2) 北海道経済産業局

ア 電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。

(3) 北海道産業保安監督部

ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。

イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

(4) 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ 市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(5) 病院等の防災上重要な施設

病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

■災害応急対策

1. 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別図8 情報通信連絡系統図 (P7-34) のとおりとする。

(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

市、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 富良野市

市長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じ北海道地域防災計画第3章第1節「組織計画」の定めるところにより災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状

況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となって災害応急対策を講ずるものとする。

イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

ウ 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

4. 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ 火災発生に対する迅速な消火活動

ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5. 医療救護活動

市は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第4章第19節及び第5章第25節「医療救護計画」の定めにより実施する。

6. 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第12節及び第5章第19節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じ必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7. 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第4章第9節及び第5章第16節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8. 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、市や道等と優先度を協議のうえ、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9. 給水対策

市（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

10. 石油類燃料の供給対策

市及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第4章第41節及び第5章第46節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11. 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

12. 自衛隊派遣要請

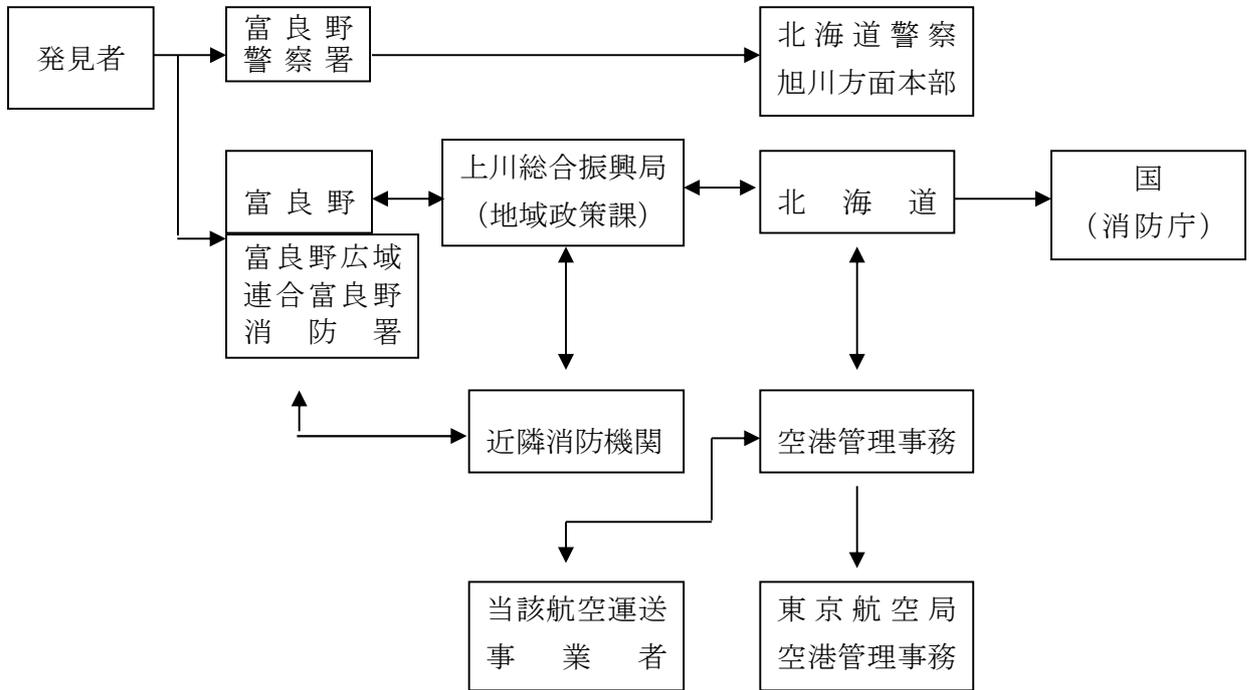
知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

13. 広域応援

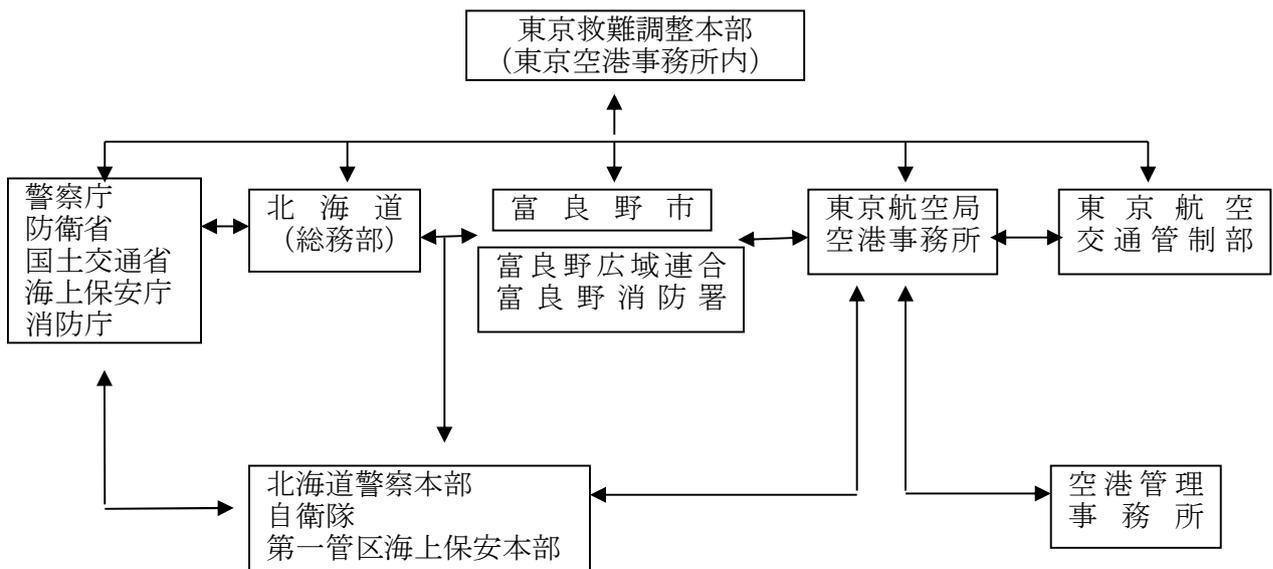
市、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第33節及び第5章第37「広域応援受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

■別図1 航空災害に係る情報通信連絡系統図

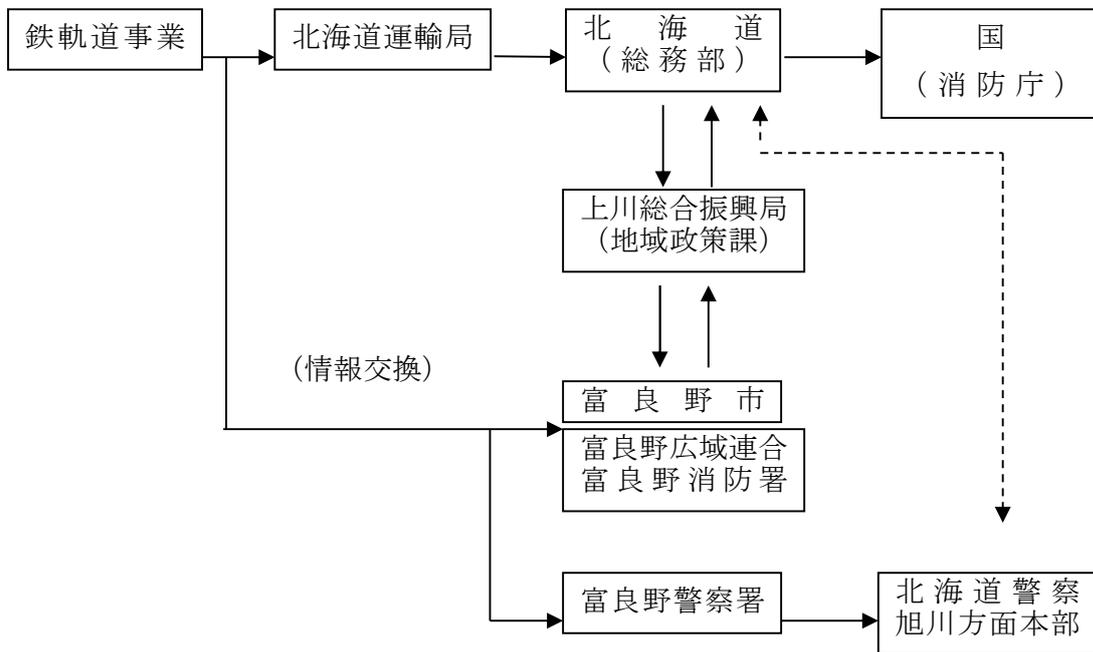
1. 発生地点が明確な場合



2. 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）

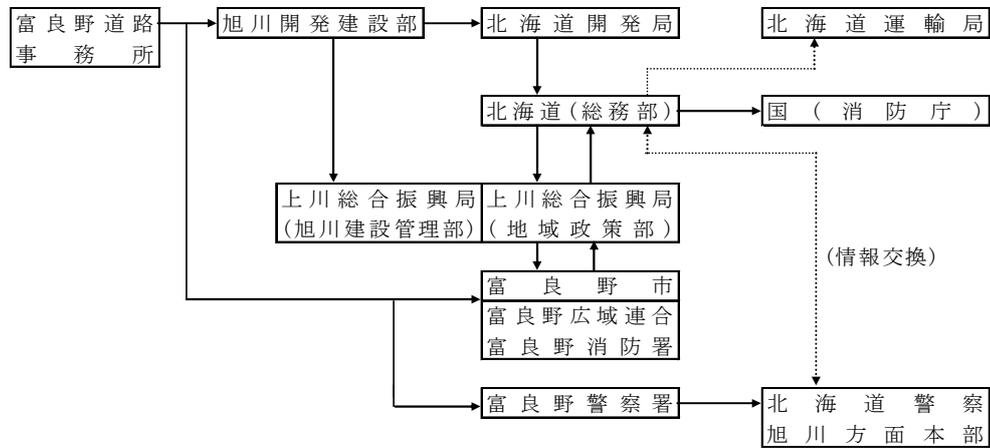


■別図2 鉄道災害に係る情報通信連絡系統図

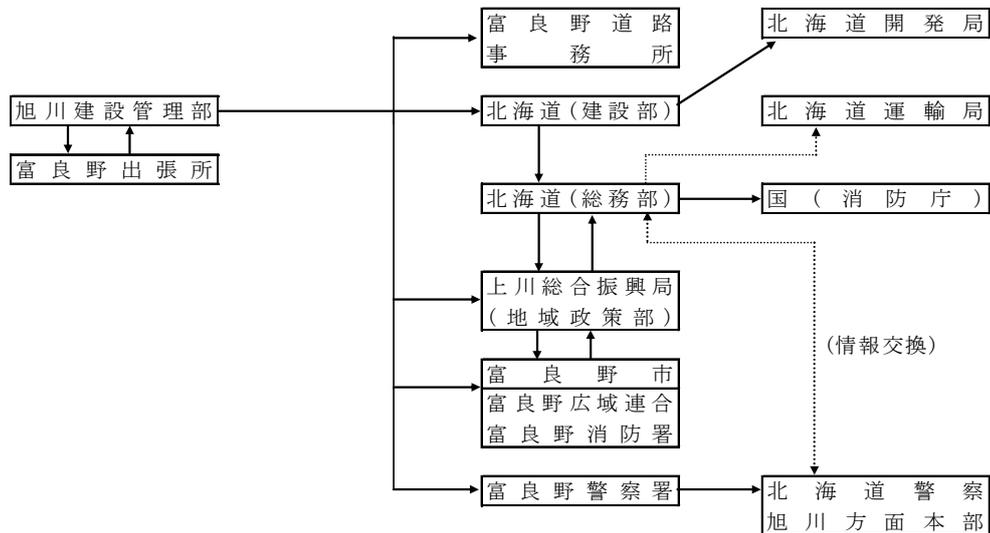


■別図3 道路災害に係る情報通信連絡系統図

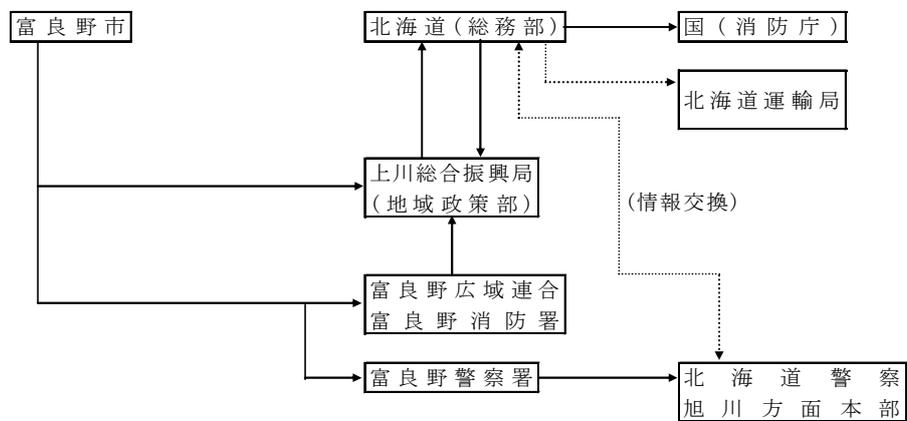
1. 国の管理する道路



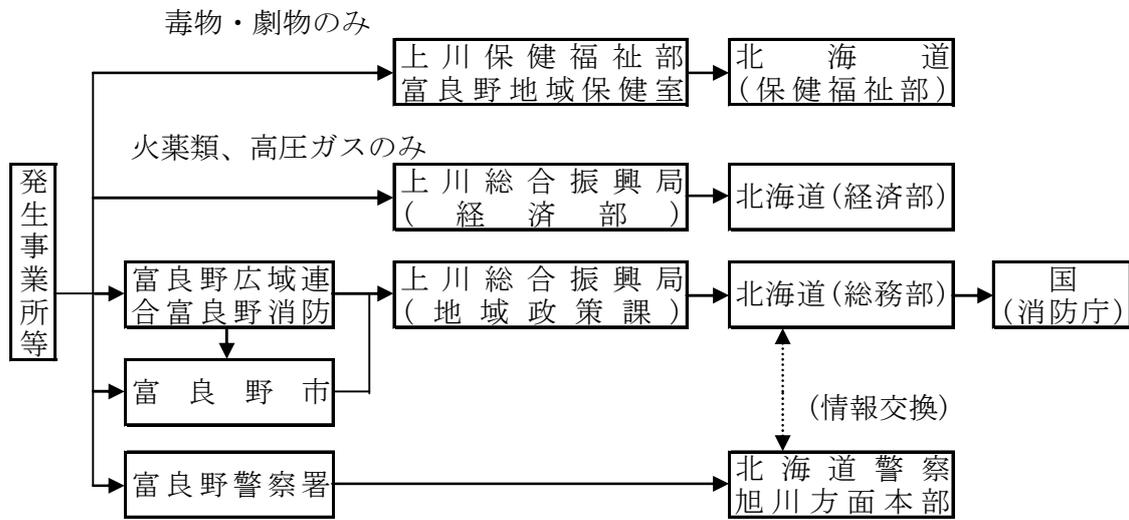
2. 道の管理する道路



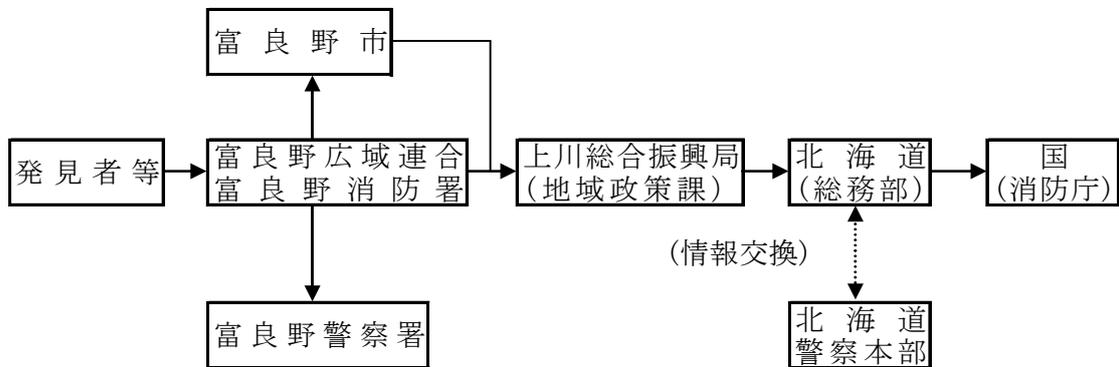
3. 市の管理する道路



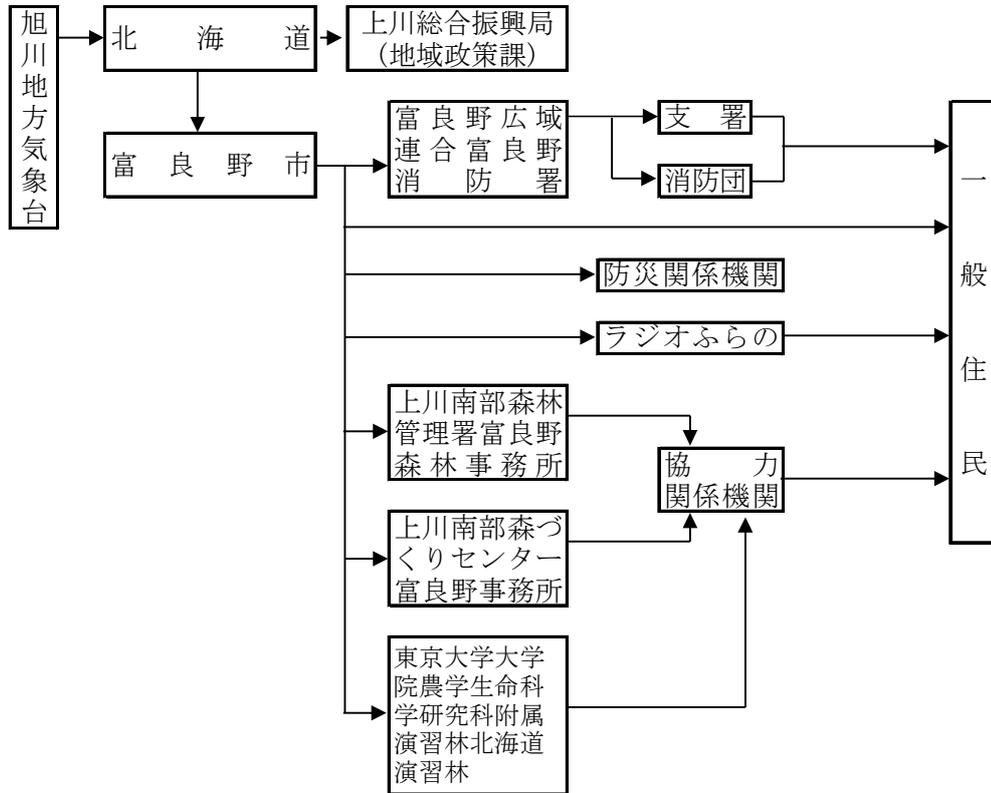
■別図4 危険物等災害に係る情報通信連絡系統図



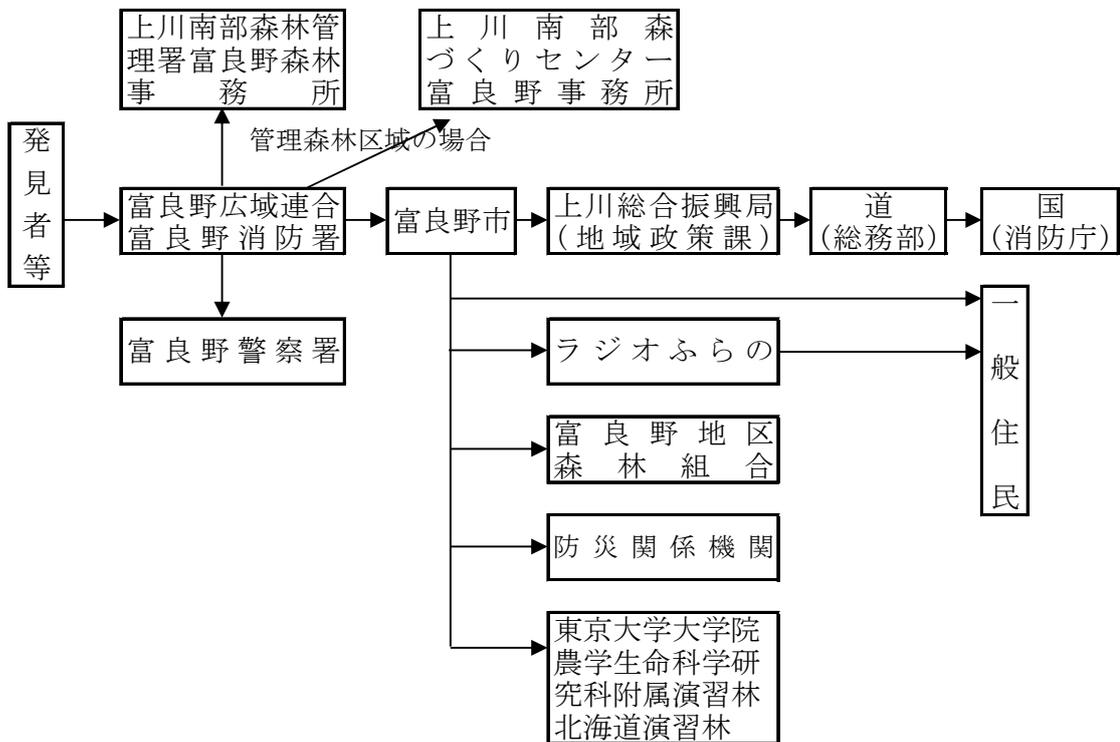
■別図5 大規模火事災害に係る情報通信連絡系統図



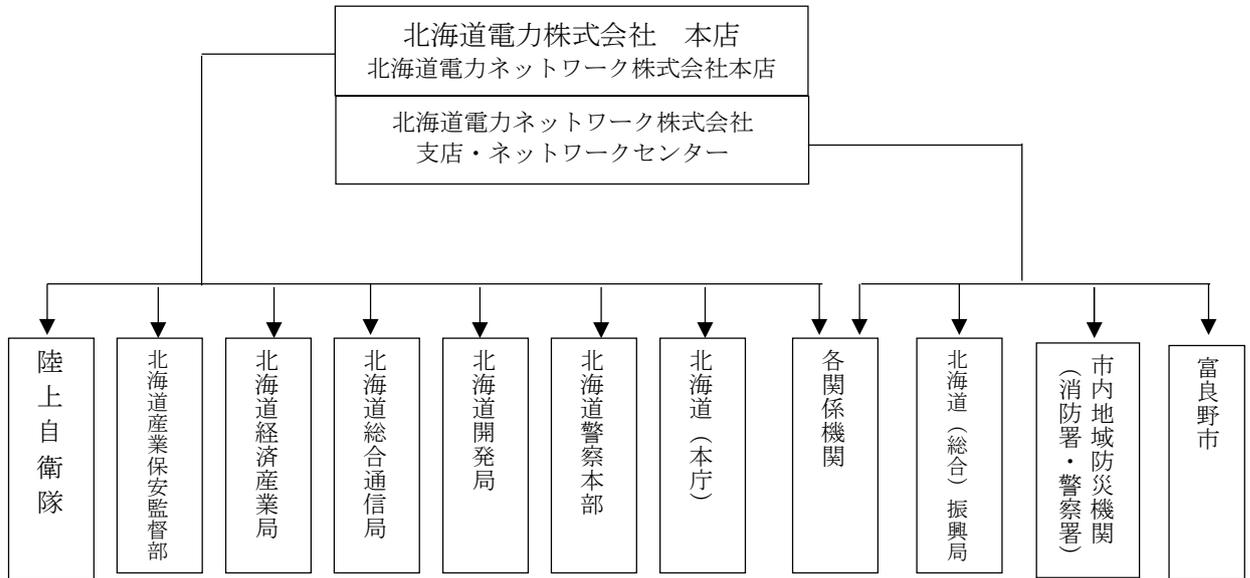
■別図6 林野火災気象通報伝達系統図



■別図7 林野火災に係る情報通信連絡系統図



■別図8 大規模停電に係る情報通信連絡系統図



※上記のほか、北海道電力株式会社と北海道の管理職によるホットラインを設置

第8章 災害復旧計画

第1節 計画策定の趣旨

この計画は、大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目処が立ったあと、引き続き推進する被災者の生活再建や都市基盤の復旧、社会経済活動の平常化等を図るため、災害の教訓を生かし、新しい理念に基づいた災害に強い都市を再構築し、すべての分野において迅速かつ円滑に復旧・復興を進めるための基礎的な条件づくりをめざす計画について定める。

第2節 復旧事業計画

■実施責任

市長は、その他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、速やかに被災した施設及び設備等の災害復旧を実施する。

■復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次のとおりとする。

1. 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 砂防設備
 - (3) 林地荒廃防止施設
 - (4) 地すべり防止施設
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (6) 道路
 - (7) 下水道
 - (8) 公園
2. 農林水産業施設災害復旧事業計画
3. 都市施設災害復旧事業計画
4. 上水道災害復旧事業計画
5. 住宅災害復旧事業計画

6. 社会福祉施設災害復旧事業計画
7. 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
8. 学校教育施設災害復旧事業計画
9. 社会教育施設災害復旧事業計画
10. その他災害復旧事業計画

■災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助する。なお、事業別の国庫負担及び補助率は、災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧のとおり。

(資料編3 - 20 : 災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧)

■激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

なお、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。）による財政援助については、激甚法による財政援助一覧のとおりである。

(資料編3 - 19 : 激甚法による財政援助一覧)